

## 第16回鏡石町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第 1 号 (6月8日)	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○事務局職員出席者	4
○開会の宣告	5
○議会運営委員長報告	5
○招集者挨拶	5
○開議の宣告	6
○議事日程の報告	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○諸般の報告	6
○町長の説明	9
○報告第70号の上程、説明、質疑、討論、採決	17
○報告第71号の上程、説明、質疑、討論、採決	19
○報告第72号の上程、説明、質疑、討論、採決	21
○報告第73号及び報告第74号の上程、説明、質疑、討論、採決	37
○報告第75号の上程、説明、質疑、討論、採決	40
○報告第76号の上程、説明、質疑、討論、採決	41
○報告第77号の上程、説明、質疑、討論、採決	42
○報告第78号の上程、説明、質疑、討論、採決	45
○報告第79号の上程、説明、質疑、討論、採決	50
○報告第80号の上程、説明、質疑、討論、採決	51
○報告第81号の上程、説明、質疑、討論、採決	54
○報告第82号の上程、説明、質疑、討論、採決	55

○議案第 3 1 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 6
○議案第 3 2 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 7
○請願・陳情について	6 3
○日程の追加	6 4
○発議第 1 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 4
○散会の宣告	6 9

## 第 2 号 (6月9日)

○議事日程	7 1
○本日の会議に付した事件	7 1
○出席議員	7 1
○欠席議員	7 1
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	7 1
○事務局職員出席者	7 1
○開議の宣告	7 2
○一般質問	7 2
吉 田 孝 司	7 2
円 谷 寛	1 0 2
畑 幸 一	1 1 8
○休会について	1 2 8
○散会の宣告	1 2 8

## 第 4 号 (6月14日)

○議事日程	1 2 9
○本日の会議に付した事件	1 2 9
○出席議員	1 3 0
○欠席議員	1 3 0
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 3 0
○事務局職員出席者	1 3 0
○開議の宣告	1 3 1
○議事日程の報告	1 3 1
○議案第 3 1 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 1
○議案第 3 1 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 6

○議案第 3 1 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 7
○議案第 3 1 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 1
○議案第 3 2 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 3
○議案第 3 2 2 号及び議案第 3 2 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 9
○各委員長報告（請願・陳情について）及び報告に対する質疑、討論、採決	1 5 2
○閉会中の行政視察調査に伴う議員派遣について	1 5 7
○議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について	1 5 7
○日程の追加	1 5 8
○意見書案第 2 1 号及び意見書案第 2 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 5 8
○会議時間の延長	1 6 2
○日程の追加	1 6 2
○発委第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 6 3
○発議第 1 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 6 5
○閉議の宣告	1 7 2
○町長挨拶	1 7 2
○議長挨拶	1 7 3
○閉会の宣告	1 7 3
○署名議員	1 7 5

鏡石町告示第35号

第16回鏡石町議会定例会を次のとおり招集する。

令和5年6月5日

鏡石町長 木 賊 正 男

1 期 日 令和5年6月8日

2 場 所 鏡石町役場議会議場

○応招・不応招議員

応招議員（11名）

1番	畑	幸一	2番	込山靖子
3番	吉田孝司	4番	角田真美	
5番	橋本喜一	6番	菊地洋	
7番	小林政次	9番	大河原正雄	
10番	今泉文克	11番	円谷寛	
12番	古川文雄			

不応招議員（なし）

第 1 号

## 令和5年第16回鏡石町議会定例会会議録

### 議事日程(第1号)

令和5年6月8日(木)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 町長の説明
- 日程第 5 報告第 70号 専決処分した事件の承認について
- 日程第 6 報告第 71号 専決処分した事件の承認について
- 日程第 7 報告第 72号 専決処分した事件の承認について
- 日程第 8 報告第 73号 専決処分した事件の承認について
- 日程第 9 報告第 74号 専決処分した事件の承認について
- 日程第10 報告第 75号 専決処分した事件の承認について
- 日程第11 報告第 76号 専決処分した事件の承認について
- 日程第12 報告第 77号 専決処分した事件の承認について
- 日程第13 報告第 78号 専決処分した事件の承認について
- 日程第14 報告第 79号 鏡石町一般会計継続費繰越計算書について
- 日程第15 報告第 80号 鏡石町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第16 報告第 81号 鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第17 報告第 82号 鏡石町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第18 議案第319号 鏡石町健康福祉センター事務系備品購入契約の締結について
- 日程第19 議案第320号 鏡石町健康福祉センター家具系備品購入契約の締結について
- 日程第20 請願・陳情について

---

### 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第20まで議事日程に同じ

追加日程第21 発議第17号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

---

### 出席議員(11名)

1 番	畑 幸 一	2 番	込 山 靖 子
3 番	吉 田 孝 司	4 番	角 田 真 美
5 番	橋 本 喜 一	6 番	菊 地 洋
7 番	小 林 政 次	9 番	大 河 原 正 雄
10 番	今 泉 文 克	11 番	円 谷 寛
12 番	古 川 文 雄		

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	木 賊 正 男	副 町 長	小 貫 秀 明
教 育 長	渡 部 修 一	総 務 課 長	吉 田 竹 雄
企画財政課長	橋 本 喜 宏	税務町民課長	根 本 大 志
福祉こども課長	菊 地 勝 弘	健康環境課長	大 木 寿 実
産 業 課 長	吉 田 光 則	都市建設課長	根 本 博
上下水道課長	圓 谷 康 誠	教 育 課 長	大 河 原 正 義
農業委員会 農事務局長	倉 田 知 典	会計管理 兼出納室 農業委員 会長	佐 藤 喜 伸
監 査 委 員	根 本 次 男		菊 地 栄 助
選挙管理 委員会委員長	草 野 孝 重		

---

事務局職員出席者

議会事務局長	緑 川 憲 一	主 査	藤 島 礼 子
--------	---------	-----	---------



開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（古川文雄） おはようございます。

ただいまから第16回鏡石町議会定例会を開会いたします。

ここで、福島県町村議会議長会自治功労者の表彰を行います。

暫時休議いたします。

休議 午前10時01分

開議 午前10時04分

○議長（古川文雄） 休議前に引き続き会議を開きます。

---

◎議会運営委員長報告

○議長（古川文雄） 初めに、本定例会の運営について、議会運営委員長の報告を求めます。

5番、橋本喜一議員。

〔議会運営委員長 橋本喜一 登壇〕

○5番（議会運営委員長 橋本喜一） おはようございます。

それでは、報告いたします。

第16回鏡石町議会定例会会期予定表。

令和5年6月8日木曜招集、日次、日、曜、会議内容の順で報告いたします。

〔以下、「会期予定表」により報告する。〕

---

◎招集者挨拶

○議長（古川文雄） 本定例会に当たり、町長から挨拶があります。

町長。

〔町長 木賊正男 登壇〕

○町長（木賊正男） おはようございます。

第16回鏡石町議会定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、公私ともお忙しいところご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。厚く御礼を申し上げる次第であります。

今定例会につきましては、専決承認及び繰越事業などに係る報告が13件、農業委員の任命同意が1件、福島県市町村総合事務組規約の一部変更1件、条例の一部改正2件、令和5年度各会計補正予算3件、備品購入契約の締結2件の、合わせまして22件を提案するもので

あります。

何とぞよろしくご審議をいただき、承認、議決を賜りますようお願い申し上げまして、開会に当たっての挨拶といたします。

---

#### ◎開議の宣告

○議長（古川文雄） ただいまの出席議員数は11名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

---

#### ◎議事日程の報告

○議長（古川文雄） 本日の議事は、お手元に配付したとおり、議事日程第1号により運営いたします。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（古川文雄） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定により、10番、今泉文克議員、11番、円谷寛議員、1番、畑幸一議員の3名を指名いたします。

---

#### ◎会期の決定

○議長（古川文雄） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月14日までの7日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

したがいまして、会期は7日間と決しました。

---

#### ◎諸般の報告

○議長（古川文雄） 日程第3、諸般の報告に入ります。

閉会中の議会庶務報告につきましては、お手元に配付の報告書によりご了承願います。

次に、例月出納検査の報告を求めます。

代表監査委員。

〔監査委員 根本次男 登壇〕

○監査委員（根本次男） おはようございます。

例月出納検査の結果を報告申し上げます。

なお、特別会計の公共下水道事業特別会計と農業集落排水事業特別会計、これについては今年4月より公営企業会計であります下水道事業会計に移行いたしました。これを踏まえて報告いたします。

例月出納検査報告。

1、検査の対象、令和5年2月分、令和5年3月分、令和5年4月分。令和5年2月分と令和5年3月分につきましては、一般会計、上水道事業会計、9特別会計、各基金、歳入歳出外現金について、現金、預金等の出納保管状況を検査いたしました。また、令和5年4月分につきましては、下水道事業関連の会計方式の変更により新設された下水道事業会計を加え、例年と同様の検査を実施いたしました。これにより特別会計は、今後、7会計となります。

2、実施年月日、令和5年2月分につきましては、令和5年3月24日金曜日、午前9時51分から午前11時50分まで、令和5年3月分につきましては、令和5年4月25日火曜日、午前9時55分から午後3時10分まで、令和5年4月分につきましては、令和5年5月25日木曜日、午前9時30分から午後3時30分まで、以上のとおり実施いたしました。

3、実施場所、各月とも議会会議室で実施いたしました。

4、出席者職氏名、各月において、報告書記載の方々の出席をいただきました。

5、検査の手續、各月分とも検査の対象となった各会計、各基金及び歳入歳出外現金の出納事務について、計数は正確か、現金、預金の保管状況は適正かに主眼を置き、それぞれ関係帳簿、証書との照合、その他通常実施すべき検査手續を実施いたしました。

6、検証の結果、検査調書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により計数審査を行い、各対象月の末日現在における各金融機関提出の預金等残高証明書を照合した結果、令和5年2月分、令和5年3月分、令和5年4月分とも各会計、各基金及び歳入歳出外現金の全てについて計数上の誤りはございませんでした。

なお、各月末日現在における現金、預金、基金の残高は添付資料のとおりです。

以上のとおり報告いたします。

○議長（古川文雄） 次に、事務組合等議会の報告を求めます。

初めに、須賀川地方広域消防組合の報告を求めます。

5番、橋本喜一議員。

〔須賀川地方広域消防組合議会議員 橋本喜一 登壇〕

○5番（須賀川地方広域消防組合議会議員 橋本喜一） それでは、報告いたします。

須賀川地方広域消防組合議会報告書。

令和5年第1回須賀川地方広域消防組合議会臨時会日程表。

議事日程第1号、令和5年3月20日月曜、午前10時15分開議。

第1、会期の決定。

第2、会議録署名議員の指名。

第3、議案第5号 須賀川地方広域消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

第4、議案第6号 須賀川地方広域消防組合消防長及び消防署長の資格を定める条例の一部を改正する条例。

第5、議案第7号 須賀川地方広域消防組合個人情報の保護に関する法律施行条例。

第6、議案第8号 須賀川地方広域消防組合情報公開・個人情報保護審査会条例。

第7、議案第9号 須賀川地方広域消防組合情報公開条例の一部を改正する条例。

第8、議員提出議案第1号 須賀川地方広域消防組合議会の個人情報の保護に関する条例。  
いずれの議案も可決、承認されました。

詳しくは、お配りの冊子をご覧ください。

以上で報告といたします。

○議長（古川文雄） 次に、公立岩瀬病院企業団の報告を求めます。

9番、大河原正雄議員。

〔公立岩瀬病院企業団議会議員 大河原正雄 登壇〕

○9番（公立岩瀬病院企業団議会議員 大河原正雄） 公立岩瀬病院企業団の報告をいたします。

令和5年3月28日火曜日、午後2時開会。

議事日程第1号。

第1、会期の決定。

第2、会議録署名議員の指名。

第3、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（補正予算第3号）。

第4、議案第2号 公立岩瀬病院企業団個人情報の保護に関する法律施行条例。

第5、議案第3号 公立岩瀬病院企業団個人情報保護審査会条例。

第6、議案第4号 公立岩瀬病院企業団職員の分限に関する条例の一部を改正する条例。

第7、議案第5号 公立岩瀬病院企業団企業長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例。

第8、議案第6号 公立岩瀬病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例。

第9、議案第7号 令和5年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計予算。

第10、議員提出議案第1号 公立岩瀬病院企業団議会の個人情報の保護に関する条例。

いずれの議案も可決、承認されております。

詳細につきましては、お手元に配付の資料のとおりであります。お目通しをいただきたいと思ひます。

以上で公立岩瀬病院企業団議会の報告を終わります。

○議長（古川文雄） 以上をもちまして諸般の報告を終わります。

---

#### ◎町長の説明

○議長（古川文雄） 日程第4、所信及び行政報告として町長の説明を求めます。

町長。

〔町長 木賊正男 登壇〕

○町長（木賊正男） 本日ここに、第16回鏡石町議会定例会の開会に当たり、町政運営に当たっての所信の一端を申し述べるとともに、提出いたしました議案の概要についてご説明を申し上げます。議員各位並びに町民の皆様の一層のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

初めに、古川議長におかれましては、6月5日に開催されました福島県町村議会議長会総会におきまして新会長に選出されましたこと、誠におめでとうございます。

福島県は、東京電力福島第一原発の処理水の海洋放出計画や風評被害対策等、まだまだ東日本大震災からの復興の課題が山積しております。このような時期に県町村議会議長会長に就任される古川議長におかれましては、その重責を感じておられると推察いたしますが、その高い見識とリーダーシップにより、福島県全体の復興促進のため、先頭に立たれて行動していただきたいと思ひます。これからますます多忙となりますので、くれぐれも健康にご留意され、ご活躍いただくことをご期待申し上げ、お祝いの言葉といたします。

さて、昨年2月24日に始まったロシアによるウクライナへの軍事侵攻は、既に1年3か月が経過いたしました。ロシアはさらに兵力の増強を図っており、ウクライナも停戦に応じない構えで、戦闘が一層長期化するの避けられない情勢となっております。

そのような中で開催されたG7広島サミットにおいては、ゼレンスキー大統領が来日し、対面で出席することで、ウクライナへの支援の継続を呼びかけました。そして、原爆資料館を視察した後の記者会見で「人類の歴史から戦争をなくさなければならない」と訴えました。これまで、ウクライナでは多くの市民が犠牲になっており、これらを伝えるニュースを聞くたびに胸が痛くなる思ひです。一日も早い戦争終結を強く望みます。

これに関連して、ロシアによるウクライナ侵攻の長期化は、エネルギーや原材料価格の高騰につながり、日本にも記録的な物価高をもたらし、生活への影響が続いています。加えて、円高が進んだことで輸入コストも増加し、食品メーカー各社では値上げの動きが広がりました。特に液化天然ガスのエネルギー価格が高騰し、電気料金の値上げなどの形で今も私たちの暮らしに大きな影響を及ぼしております。政府の物価高対策の効果に期待するとともに、

やはり早急な戦争終結が求められていると思います。

発生してから4年の月日が経過している新型コロナウイルス感染症であります。5月8日に「新型インフルエンザ等感染症」から「第5類感染症」に位置づけられ、個人の選択を尊重することとなり、自主的な取組を基本とする対応に転換されましたが、当面、これまで同様、場面に応じたマスクの着用や手洗い等の手指衛生、換気等の感染防止対策に努めていただくようお願いしてまいります。

全国で大きな地震が発生しています。5月5日に石川県能登半島で震度6強が記録されて以降、各地で震度5以上の地震が頻発しています。被害を受けられた皆様に心からお見舞いを申し上げます。今回は福島県から離れた地域での地震でしたが、東日本大震災や令和3年や4年の地震の記憶がよみがえりました。災害は必ずまたやってきますので、鏡石町地域防災計画に基づき備えていきたいと思っております。

今年4月の降霜に伴う凍霜害につきましては、県や農協等との連携で被害状況調査を実施し、5月12日に確定報告を行い、被害面積7.9ヘクタール、被害額は1,384万9,000円と算定されました。町としては、被害状況調査を行った内堀県知事から「当面は技術指導で生産を後押ししつつ県独自の支援策を検討する」旨の考えが示されたことから、県の動向を注視しつつ、農協等との関係機関と連携し、今後の対応に当たる所存であります。

新型コロナウイルス感染症の蔓延やロシアのウクライナ侵攻、円安からの物価高騰などの救済のため、専決処分により予算を確保した4つの事業についてご説明いたします。

1点目は、低所得者の子育て世帯に対する子育て生活支援給付金で、食費等の物価高騰などの直面する生活の支援であり、住民税均等割が非課税世帯の児童1人当たり5万円を給付するものです。1回目として5月31日に64世帯123名に振込を行ったところであります。

2点目は、電気・ガス・食料品等の価格高騰による家計への負担増を踏まえ、住民税非課税世帯に対する支援として1世帯当たり3万円を給付する価格高騰重点支援給付金で、令和5年分の住民税課税状況が確定次第、速やかに給付を行ってまいりたいと考えております。

3点目は、新型コロナウイルス感染症により疲弊している町内経済を刺激するために、総額1億円のプレミアム付商品券を発行し、お盆商戦への弾みとなるよう準備を進めており、7月末までには販売を開始できる見込みとなっております。

4点目は、肥料、燃料をはじめとする生産資材の高騰によって経営が圧迫されている酪農家の営農を支援するための粗飼料高騰緊急対策事業であり、受付は終了し、交付決定をしたところであります。

私が町長に就任してから間もなく1年が経過いたします。コロナ禍で様々な規制がある中での船出であり不安もありましたが、議員各位並びに職員や関係機関の皆様の協力を得て事務事業を進めることができました。特に町制施行60周年の記念式典の開催や県中地方総合防

災訓練の実施など、町にとっての重要な行事を無事終了させることができました。

選挙において、私は、町のグランドデザインである唱歌「牧場の朝」の町として、「清々しく、美しいまち」を次の世代につなぎ、誇りと魅力あふれる鏡石をつくり、「郷土愛」を育てることを訴えてきました。

そして、基本姿勢に政策と事業の「見える化（透明性）」と「情報発信力」の向上を掲げ、「信頼」をキーワードに「スマイルsmile（笑顔）」と「スピードspeed（迅速）」、そして「シンプルsimple（簡潔）」の頭文字である3つの「S」を基本に町政運営に当たってまいりました。まずは、事業を進めるに当たっては機動性のある組織体制が必要であることから、これまでの総務課からまちづくり部門と財政部門を独立させて企画財政課とし、総務課内に危機管理部門を創設しました。これにより、鏡石町第6次総合計画のまちづくり目標の実現に向け、各種事業を効率的に展開していけると考えております。

次に、今年度の主な主要事業の執行状況についてご報告いたします。

唱歌「牧場の朝」リブランディングプロジェクトにつきましては、今年度は昭和58年に制定された町民憲章や鳥見山公園内にある歌碑が建立されて40年目の記念すべき年となっております。また、鏡石町の出身者やゆかりのある方で構成されております東京かがみいし会についても、同じく設立40年の記念すべき年となっております。どちらの事業につきましても11月頃のイベントや式典等を予定しており、現在、関係機関と調整中でございます。

新型コロナウイルスに対するワクチン接種事業につきましては、春夏接種として65歳以上の方及び基礎疾患等のある方を対象に5月20日から集団接種と個別接種を並行して実施しているところです。また、秋冬接種として9月から12月にかけて5歳以上の全ての方を対象にワクチン接種を実施する予定としております。乳幼児及び小児に対する子供へのワクチン接種については、ワクチンの安全性や有効性など丁寧な情報提供に努め、円滑に進められるよう引き続き取り組んでまいります。

なお、今後も気を緩めることなく、基本的な感染対策を継続し、国や県及び町内医療機関と連携を図りながら町民へのワクチン接種の推進に努めるとともに、着実かつ迅速に進められるようしっかりと取り組んでまいります。

鏡石町健康福祉センター建設につきましては、仮囲いや足場が4月下旬に全て撤去となり、現在、建物本体の仕上げ部分に入っており、併せて駐車場などの外構工事を中心に実施しております。工事は順調に進んでおり、進捗率は約97%となっております。

また、開館日を10月10日と決定したところであり、関連の備品購入契約締結2議案を今定例会に上程しておりますので、ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

国が進める阿武隈川緊急治水対策プロジェクトの成田地区への遊水地の整備につきまして

は、住宅移転に向けて宅地の用地調査が行われ、現在、補償金額の算定が進められていると聞いております。

集団移転先についても、新町及び成田原町の2か所が候補地として、整備に向けた用地調査等が進められていくこととなりますので、町といたしましては、集団移転の希望者だけでなく、個別で移転を考えている方へも、引き続き地元協議会等とも連携しながら、対象者の皆さんの力になれるよう積極的に関与していきたいと思っております。

鏡石駅東第1土地区画整理事業につきましては、現在、第3工区の健康福祉センターの建設が間もなく完成することから周辺道路の整備を進めております。今年度の工事につきましては、社会資本整備総合交付金の内示がありましたので、昨年度からの繰越事業と併せて順次工事を発注しております。

また、年内をめどに、区画造成工事が終了した区画から使用収益が行えるように区画確定測量を発注したところです。それに併せて保留地の販売が行えるように準備を進めてまいります。

上水道第5次拡張事業の最大の事業である鏡石浄水場が昨年完成し、順調に稼働しており、町民の皆様からは水質が向上したなど喜びの声をいただいております。

また、今般、鏡石浄水場への切替えによる旧旭町浄水場施設の解体工事設計業務を発注したところです。解体工事に向け慎重に事業を進めてまいります。

次に、鏡石町第6次総合計画に基づく6つの基本目標の事業について申し上げます。

1つ目の子育て・健康・福祉分野では、「全ての町民が健やかに暮らせるまちづくり」として、町内保育施設の新任保育士の人材確保、待機児童解消のために就職した保育士への鏡石町保育所等人材確保支援事業は、令和4年度分は3施設、6名に補助金を支給しました。今年度も各施設の申請に基づき支援を実施してまいります。

新規事業の「寝たきり高齢者等介護手当」につきましては、寝たきり高齢者等を在宅で介護する家族等の労をねぎらうとともに経済的負担の軽減支援をするために1か月1万円を支給するもので、準備が整いましたので申請の受付を開始したところでもあります。

人生100年時代を見据え、高齢者が住み慣れた地域で、できる限り自立した生活と社会参加ができるよう、健康維持やフレイル予防に努める新たな取組とした「高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的実施」に向けましては、関係機関等と協議を進めているところです。

町民保健と健康づくりの支援につきましては、現在、総合健診、がん検診及び人間ドックなどの各種検診事業実施へ向けて事務作業を進めているところです。総合健診における施設健診では、例年9月からの実施を7月から開始することとし、今月中に対象者へ健診案内を行い、より多くの方に受診していただくよう努めてまいります。

また、女性検診では個別に通知案内しており、集団検診及び個別検診を並行して実施して



まいります。

食の健康づくりにおける高齢者食生活改善事業である「健幸食生活応援事業」においては、引き続き管理栄養士や保健師による高齢者訪問や栄養教室を行ってまいります。今年度は、これまで10件の高齢者宅の訪問を行ったところです。

新規事業である「食育推進事業」では、生涯にわたり生き生きと暮らすため、健康的な食生活を実践できるよう正しい知識を養うとともに、食の分野から運動に励む子供たちの競技力向上及び心身の健康増進を図る取組として、健康食生活セミナーやスポーツ栄養教室などの実施に向けて準備を進めております。さらには、引き続き幼稚園、保育所、学校での食育教育に取り組み、子供の頃からの正しい食習慣の形成を支援してまいります。

同じく新規事業である「妊婦歯科検診事業」については、妊娠期の歯科検診により妊婦自身の口腔内の健康維持・増進につなげる取組として6月から事業を開始しております。

また、「学校給食費補助事業」は、小中学校に在籍する多子世帯の経済的負担軽減を図り、子育て支援を推進するため、今年度より第2子以降の児童生徒を対象に学校給食費の2分の1の補助を行うこととしておりますが、現在312名の児童生徒から申請がありましたので、補助金交付の事務作業を進めているところです。

2つ目の教育・文化・スポーツ分野では、「未来を拓き、次世代を担う人づくり」として、「学力向上支援事業」及び「情報化教育推進事業」では、1人1台タブレット端末の有効活用を図るため、また、学力向上に向けて、昨年度、小中学校に導入しましたA I型ドリルを活用し、基礎学力の定着を図ってまいります。また、タブレット端末を授業で効果的に活用するため、今月から小中学校へのICT支援員の派遣を実施してまいります。

「語学指導等外国青年招致事業」では、平成30年8月に着任しましたレイチェル先生が7月で5年間の期間満了を迎えることから、新任の招致事務を進めております。

「社会教育関係団体推進事業」及び「社会教育関係団体支援事業」では、町体育協会の総会は3月末に、生涯学習文化協会の総会が4月25日開催され、今年3日と4日には初夏の文化祭の展示部門が開催されるなど、今年度の事業がスタートしました。その他の各種団体においても総会が行われ、自主的な運営の下、創意工夫を凝らした事業が展開されるものと期待しているところです。新型コロナウイルス感染症が5月8日から5類感染症に移行され、各種事業がコロナ禍前に戻りつつありますので、引き続き生涯学習機会の拡大及びスポーツの振興を図ってまいります。

「県民スポーツ大会」につきましては、今年度より「地域スポーツ大会」に名称が変更され、また、「岩瀬郡大会」が、参加チームの減少などにより、「岩瀬地区予選会」として須賀川市、鏡石町、天栄村の3市町村合同で7月上旬に開催されることとなりましたので、参加チームの皆様には優勝を目指して頑張っていただきたいと思います。

新規事業として取り組んでいる「鳥見山陸上競技場トラック改修事業」につきましては、平成6年度に第2種公認陸上競技場としてスタートしてから29年が経過し、現在は非公認陸上競技場となっておりますが、老朽化が進んでいることから、今年度、スポーツ振興くじ助成を活用し、トラック舗装等の改修を行うこととしております。改修工事の内容につきましては、公式大会や記録会が開催できるよう、第4種ライトの公認取得の規格仕様で改修工事の準備を進めており、各種大会等の事業調整をはじめとして事業着手したところです。

3つ目の協働・コミュニティ分野では、「助け合いの心でつなぐ地域づくり」として、行政区長の委嘱状交付式が4月14日に行われました。13名の新区長におかれましては、今後1年間、町と地域のパイプ役として重要な役割を担っていただくこととなります。これまで新型コロナウイルス感染症により中止していた事業も今年度から再開となるので、ご理解とご協力をお願いいたしました。

鏡石町農村婦人の家については、令和3年福島県沖地震により加工施設が被災し、使用できなくなったため、既存の施設を改修し、笠石区の集会所として利用できるように改修工事を発注したところです。

4つ目の産業・観光分野では、「にぎわいと魅力にあふれるまちづくり」として、「田んぼアート事業」は今年度11作目となり、10年という一つの区切りから新たなスタートとなることに加え、唱歌「牧場の朝」歌碑建立40周年の節目を迎えることから、原点に立ち返るリスタートの作品として、1作目の「牧場の風景」をリメイクした「(唱歌)牧場の朝のまち」をテーマに図書館北側の約70アールの水田に作付をしております。

5月27日には4年ぶりとなる「田植え祭り」を開催し、町内外からの約180名の一般参加の皆さんをはじめ、岩瀬農業高校の生徒や町ヘルスマイト等、総勢250名を超える多くの方々の協力を得ながら久しぶりの田植えイベントを開催したところであります。

8月中旬頃には隠れデザインが出現し、秋には稲刈り体験イベント、さらに稲刈り後には「きらきらアート」を予定しております。長い期間にわたり町内外の方に観覧・体験していただくとともに、鏡石まちの駅「かんかんてらす」と連携した諸事業を展開し、より一層の地域振興につなげてまいりたい所存です。

「県営高久田地区経営体育成基盤整備事業」は、令和9年度竣工予定となっております。今年度からいよいよ面整備に着手されます。6月3日には地元総会を開催するなど、事業竣工目標達成に向けた今年度予定業務について順調な滑り出しとなっております。

また、桜岡・小栗山・堂前地区を対象とした「久来石下地区」については、昨年度調査地区に採択され、今年度から2か年度で各種調査、基本設計等を進める予定となっております。地元地権者をはじめ関係機関との協議を始めております。

両地区とも地元地権者、県、土地改良区等と連携し、今年度予定業務の確実な完了に向け、

事業推進に努めてまいりたいと思います。

観光振興事業である「あやめ祭り」は、田植え祭り同様、4年ぶりに鳥見山公園を会場に開催する運びとなりました。今年度は6月18日をイベント実施日とし、公園内のあやめ鑑賞のほか、警察・消防車両等働く車の展示や、ふわふわ遊具の設置等、小さな子供たちも楽しめる内容で企画しております。

5つ目の都市環境・地域防災・生活居住分野では、「安全安心で快適な環境が整うまちづくり」として、今年度の幹線道路網の整備事業では、社会資本整備総合交付金の内示がありましたので、昨年度からの繰越事業と併せて順次工事を発注し、早期完了に向け整備を推進しております。

下水道事業については、公共下水道事業特別会計と農業集落排水事業特別会計の2会計を統合し、4月から公営企業会計での経営に移行しました。今後は、上水道事業とともに下水道事業についても安定かつ持続的な経営を行うため、職員の研修や資質の向上に努め、健全な運営をしてまいります。

地域おこし協力隊事業につきましては、現在2名の協力隊の方に活動していただいておりますが、2年目を迎える料理でプロデュースについては、情報発信に力を入れ、当該事業として料理に関わる農産物の生産体験や食育にも力を注いでいく目標を掲げて活動の幅を広げていってほしいと思います。

また、新たに募集したサッカーでの協力隊については、現時点で採用までに至っておりませんが、問合せはありますので、引き続き、よりよい人材を採用することができるようPRに努めていきたいと考えております。

6つ目の行財政・広域連携分野では、「まちづくりを支える持続可能な行政経営」として、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現するため運用されております「マイナンバー制度」につきましては、現在も順次、交付事務を進めているところであります。

町には、5月15日現在、9,748人の申請があり、8,974人の方へ交付いたしました。申請率77.3%、交付率71.1%であります。マイナンバーカード交付率の向上やマイナポイントの対象となる期限の駆け込み申請への対応、カード交付には厳格な本人確認とセキュリティーの面から暗証番号の設定などを行う必要があるため、窓口には交付支援員を配置し、申請受付、カード交付のための支援体制の強化を図っております。

本年1月10日からマイナンバーカードを利用して住民票、戸籍などの各種証明書をコンビニ等で発行可能となったことから、引き続きマイナンバーカードの取得の推進をしてまいりたいと思います。

納税環境の整備として本年4月からスマートフォン決済が開始となり、納付書のQRコー

ドから支払うことや、地方税お支払いサイトからクレジットカードやインターネットバンキングでの支払いが可能となりました。住民サービスの提供の責務を果たすため、安定的な歳入の確保は極めて重要であり、さらには納税者間の公平性を確保するため、収納の強化に努めてまいりたいと考えております。

国民健康保険事業につきましては、前年分の被保険者の所得税確定申告等による所得額が確定したことに伴い、今年度の税額を算定いたしました。令和11年度の県統一保険料率の実施を見据え、税率を改正することも検討いたしましたが、新型コロナウイルス感染症の影響等を考慮し据え置くこととし、先月16日の国保運営協議会において承認いただいたところであります。

次に、今定例会に提出いたしました議案の概要について申し上げます。

報告第70号から第82号までは、上位法改正に伴う年度末の税条例の改正や年度末における各会計の事業確定に伴う整理予算及び「子育て世帯生活支援特別給付金」、「価格高騰重点支援給付金」、「地域経済活性化支援対策事業」、「粗飼料高騰緊急対策事業」への対応予算の専決などの報告のほか、令和4年度における各会計の継続費及び繰越明許費に係る計算書で合計13件の報告であります。

議案第315号は、農業委員の改選に伴い、新たな委員の任命につきまして法律により議会の同意を求めるものであり、議案第316号は、福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規定の整備を行うための規約の一部改正、議案第317号は、公職選挙法の一部改正により公費負担額が変更されたため、町議会議員及び町長の選挙においても同じ限度額に改正するものです。

議案第318号は、自転車駐輪場条例に鏡石駅東口駐輪場を追加するものであり、議案第319号及び議案第320号は、それぞれ現在建設中の鏡石町健康福祉センターの事務系と家具系の備品購入契約の締結につきまして、議会の議決を求めるものでございます。

議案第321号 令和5年度鏡石町一般会計補正予算（第3号）につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種事業やペーパーレス会議システム導入事業等による増額補正であり、議案第322号 令和5年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、南高久田水源改修による増額補正、議案第323号 令和5年度鏡石町下水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、事業の企業会計への移行に伴う会計システム増設による増額補正であります。

以上、今定例会に当たりまして、町政運営と提出いたしました議案の概要についてご説明申し上げます。何とぞよろしくご審議いただき、承認、同意、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古川文雄） ここで換気のため、5分間休議いたします。

休議 午前10時56分

開議 午前10時59分

○議長（古川文雄） 休議前に引き続き会議を開きます。

---

◎報告第70号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄） 日程第5、報告第70号 鏡石町税条例の一部を改正する条例の専決処分した事件の承認についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

税務町民課長。

〔税務町民課長 根本大志 登壇〕

○税務町民課長（根本大志） ただいま上程されました報告第70号 専決処分した事件の承認について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書1ページをお願いいたします。

このたびの専決処分につきましては、鏡石町税条例の一部を改正する条例の制定について、上位法であります地方税法等の一部を改正する法律等が令和5年3月31日に公布、4月1日に施行されましたことに伴う一部改正であり、専決第45号として、地方自治法第179条第1項の規定により令和5年3月31日に専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

このたびの主な改正点につきましては、1点目は、国の森林環境税導入に係る各種規定の整理です。

2点目は、地方税法施行規則の様式が新設されたことに伴う引用様式の追加です。

3点目は、軽自動車の環境性能割の臨時的軽減措置の終了に伴う規定の整理及び自動車種別割のグリーン化特例の延長等であります。

議案書の2ページをお願いいたします。

議案書2ページから5ページ上段までが現行の町税条例を改正するものであります。

このたびの改正の第34条の9につきましては、配当割額または株式等譲渡所得割額の控除の額から控除することができなかった金額について、個人の町民税及び森林環境税に納付することができることとする改正であります。

第36条の3の2につきましては、給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項を改正するものであります。

第38条につきましては、森林環境税の賦課徴収の方法について改正するものであります。

第41条につきましては、個人の町民税の納税通知書に記載すべき納付額に森林環境税額を

追加する改正であります。

第44条につきましては、特別徴収の方法により徴収する給与所得に係る所得割額及び均等割額に森林環境税を含む旨を改正するものであります。

議案書3ページをお願いいたします。

第46条につきましては、給与所得に係る特別徴収税額の納付書の様式について改正するものであります。

第47条につきましては、給与所得に係る特別徴収税額が徴収されないこととなった場合、森林環境税を普通徴収税額への繰入れができる旨を改正するものであります。

第47条の2につきましては、公的年金により特別徴収する場合、森林環境税も含む旨を改正するものであります。

第47条の6につきましては、公的年金により特別徴収税額が徴収されないこととなった場合、森林環境税を普通徴収税額への繰入れができる旨を改正するものであります。

第48条につきましては、法人町民税の納付書について、施行規則様式の新設に伴う改正であります。

第50条につきましては、法人町民税の不足税額の納付書について、施行規則様式の新設に伴う改正であります。

第82条につきましては、軽自動車税の種別割の税率について、原動機付自転車から三輪以上の特定小型原付を除外する旨を改正するものであります。

第98条につきましては、たばこ税の納付書並びに第101条につきましては、たばこ税の不足税額の納付書について、施行規則様式の新設に伴う改正であります。

附則第8条につきましては、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例適用期間を、令和6年度を令和9年度まで延長する改正であります。

議案書4ページをお願いいたします。

附則第10条、第10条の2、第10条の3につきましては、引用条項を整理するものであります。

附則第15条の2につきましては、軽自動車税環境性能割の臨時的軽減措置の対象となる軽自動車の取得期限が終了したことに伴い、規定を削除し、第15条の2の2について、納税不足額を徴収する際に加算する割合を改め、1条繰り上げるものであります。

附則第15条の6につきましては、軽自動車税環境性能割の臨時的軽減措置について、対象となる軽自動車税の取得期限が終了したことに伴い、第3項の規定を削除するものであります。

附則第16条につきましては、軽自動車税の種別割のグリーン化特例、環境性能割に応じた税の軽減の適用期間を3年間延長するものであります。

議案書 5 ページをお願いいたします。

附則第16条の2につきましては、附則第16条の改正に伴う引用条項を整理し、納税不足額を徴収する際に加算する割合を改正するものであります。

附則第17条の2につきましては、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例について、適用期間を令和5年度から令和8年度まで3年間延長するものであります。

附則として、第1条につきましては、施行期日を定めるものであり、令和5年4月1日施行以外の項目の施行年月日を定めるものであります。

第2条は町民税に関する経過措置、第3条は固定資産税に関する経過措置。

議案書 6 ページをお願いいたします。

第4条は軽自動車税に関する経過措置であります。

以上、上程されました報告第70号 鏡石町税条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。ご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古川文雄） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

討論を省略し、直ちに報告第70号 専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

したがって、本件は承認することに決しました。

---

#### ◎報告第71号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄） 日程第6、報告第71号 鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条

例の専決処分した事件の承認についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

税務町民課長。

〔税務町民課長 根本大志 登壇〕

○税務町民課長（根本大志） ただいま上程されました報告第71号 専決処分した事件の承認について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の7ページをお願いいたします。

このたびの専決処分につきましては、鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、上位法であります地方税法施行令の一部を改正する政令が令和5年3月31日に公布、4月1日に施行されましたことに伴う一部改正であり、専決第46号として、地方自治法第179条第1項の規定により令和5年3月31日に専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

このたびの主な改正点につきましては、国民健康保険税の後期高齢者支援分の課税限度額の引上げ並びに保険税の軽減措置に係る軽減判定所得の基準額の見直し等であります。

議案書の8ページをお願いいたします。

このたびの改正の第2条につきましては、国民健康保険税の後期高齢者支援分の課税限度額を「20万円」から「22万円」に改正するものであります。これにより、医療分と介護分を合わせた国民健康保険税の課税限度額が現行の102万円から104万円に引き上げられることとなります。

第23条につきましては、軽減措置に関する規定であり、保険税の上限についても、後期高齢者支援分と同様に「20万円」から「22万円」に、軽減判定所得の基準額の5割軽減区分の「28万5,000円」を「29万円」に、2割軽減区分の「52万円」を「53万5,000円」に改正するものであります。

第23条の2につきましては、第24条の改正に伴う規定の整理であります。

第24条の2につきましては、雇用保険法施行規則の一部改正に伴い、保険税軽減制度の申告の際に必要な書類を改正するものであります。

附則第2項から第13項につきましては、対応する法令に規定を合わせるものであります。

附則につきましては、第1項で施行期日を令和5年4月1日から施行するものとし、第2項においては改正後の条例の適用について、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとしたものであります。

以上、上程されました報告第71号 鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。ご審議いただき、ご承認賜りますよ



うお願い申し上げます。

○議長（古川文雄） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

討論を省略し、直ちに報告第71号 専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

したがいまして、本件は承認することに決しました。

---

#### ◎報告第72号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄） 日程第7、報告第72号 令和4年度鏡石町一般会計補正予算（第10号）

の専決処分した事件の承認についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 小貫秀明 登壇〕

○副町長（小貫秀明） おはようございます。

ただいま上程されました報告第72号 専決処分した事件の承認につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書9ページをお開きください。

本件は、令和4年度鏡石町一般会計補正予算（第10号）といたしまして、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、令和5年3月31日付をもって専決処分したものでございます。

10ページをお願いいたします。

このたびの補正予算につきましては、年度末の事業費確定によります令和4年度予算の整

理をしたものでございます。

第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,601万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ74億7,295万9,000円とするものでございます。

補正の詳細につきましては、議案書の記載のとおりでございますが、内容がかなりの分量になっておりますので、各目ごとに補正後の増減額が100万円を超えるものについてご説明をさせていただきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

18ページからの事項別明細書によりましてご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○副町長（小貫秀明） 以上、提案理由をご説明申し上げました。ご審議いただきまして、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（古川文雄） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

7番、小林政次議員。

〔7番 小林政次 登壇〕

○7番（小林政次） 23ページです。負担金の1目民生費負担金で、右側にあります保育料の300万の減、この理由と、どういう対応をしたのか。

それから、41ページ、一番上のほうなんですけれども、地域連携交流事業の消耗品費146万6,000円の減額となっておりますけれども、この中身はということか、何かということですか。

それから、53ページです。3目の保育所費の説明欄で施設型給付費3,107万6,000円の減額、これも収入等も関連するかも分かりませんが、この理由。

それから、69ページです。この一番下なんですけれども、2項の小学校費の関係で、金額は少ないんですけども、12番の委託料、立木剪定等業務委託の10万円の減額。これは場所と、この委託料は幾らだったのか。

それから、73ページです。2目の公民館費で、説明欄で公民館維持管理事業の廃棄物処理委託316万7,000円の減額。これはどういうものを処理しようとしたのか、その点をお尋ねいたします。

○議長（古川文雄） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

〔企画財政課長 橋本喜宏 登壇〕

○企画財政課長（橋本喜宏） 7番議員のご質疑にご答弁申し上げます。

41ページの中段にあります地域連携交流事業の消耗品費146万6,000円の減でございますが、こちらのほうにつきましては、郡山女子大とか、八芳園とか、そちらのほうとの連携の部分でございますが、そちらの中でコロナにおきまして、各イベント等で消耗品費、パンフとかのものを買う予定でございましたが、事業の中止まではいきませんでしたけれども縮小がございましたので、その分を落としたという形でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 福祉こども課長。

〔福祉こども課長 菊地勝弘 登壇〕

○福祉こども課長（菊地勝弘） 7番議員の質疑に対しましてご答弁申し上げます。

まず1点目、23ページの児童福祉費負担金、その中の保育料300万の減ですが、予算を取った段階では保育料金の平均単価で取っておりました。それと保育児、子供の数ですね、その人数が、当初は1,188名で積算をし、岡ノ内保育園と鏡石保育所2か所ありますが、実績としまして1,074名だったということで、その差額分の減になります。

続いて、53ページの歳出の保育所費の中で、3112の施設型給付費、ここが3,107万6,000円の減額になります。こちらの中身としましては、町の保育施設、鏡石保育所、岡ノ内保育園、また認定こども園、岡ノ内幼稚園、ぶどうの木ということでそれぞれ施設がございますが、その施設の運営費に当たります。こちら運営費は子供の数に応じて毎月支出をしているところでございますが、それぞれの子供の数に応じて各施設減額になって、合計で3,107万6,000円の減額です。

以上でございます。

○議長（古川文雄） 教育課長。

〔教育課長 大河原正義 登壇〕

○教育課長（大河原正義） それでは、7番議員のご質問にご答弁いたします。

議案書69ページになります。

小学校費に係ります立木剪定等業務委託料10万円の減額でございますが、こちら当初予算で10万円を要求しておきまして、実績がなしというふうなことで全額を減額したものでございます。

次に、議案書73ページになります。

公民館費でございます。廃棄物処理委託でございますが、こちらにつきましては公民館の照明の入替えを工事した際のPCBの廃棄物に係る内容となっております。PCBの処理につきましては今回繰越しというふうなことで上げてございますが、実績が出ましたのでその分を減額するものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 7番、小林政次議員の再質疑を認めます。

〔7番 小林政次 登壇〕

○7番（小林政次） ちょっと聞き忘れたかもしれませんが、69ページの立木なんですけれども、ちょっと場所が、ちょっと聞き忘れたのかな、どこというのがちょっと分からなかったんですけれども、それで10万を取ったんですけどもやるところがなかったということですよね。普通、予算というのは、そういうやるところがあつて取るはずですよね。だからそれはどうなっているのかお聞きします。

○議長（古川文雄） 再質疑に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

〔教育課長 大河原正義 登壇〕

○教育課長（大河原正義） 7番議員の再質問にご答弁申し上げます。

議案書69ページ、小学校の立木の剪定でございますが、当初予算におきましても、この場所をやるというふうなことでの予算要求ではなく、実際に立木を剪定する場所が出てきた際の剪定をする予算というふうなことで上げさせていただいたものでございまして、経常的に毎年度、同額を計上させていただいている内容となっておりますので、特段、やる場所につきましては当初予算の段階では確定してなかったものでございますので、ご了承いただければと思います。

以上、答弁といたします。

○議長（古川文雄） 7番、小林政次議員の再々質疑を認めます。

〔7番 小林政次 登壇〕

○7番（小林政次） 今、やる場所がなく、恒常的に上げていたということですよ。ただ、私、全協か何かで前から話していたんですけども、二小のところの機械室のところ、あそこに篠竹とか木がちょっと生えていて、裏の道路を通るとかなりあそこだけが目立って、すごく見栄えが悪いんですよ。それは話はしていたはずなんですけれども、何で10万あるのにやらなかったのかをお聞きします。

○議長（古川文雄） 再々質疑に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

〔教育課長 大河原正義 登壇〕

○教育課長（大河原正義） 7番議員の再々質問にご答弁を申し上げます。

議員要望の剪定要望場所につきましては、今年度の予算の中で見積りのほう徴収をさせていただいて、委託費をある程度確定させてから実施するような予定しております。昨年度の段階では、そういった見積徴収ということで金額等がはっきりしていなかったものでございましたので、昨年度の予算の中では対応できなかったものでございますので、ご了承いただ

ればと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） ここで議事の都合により、昼食を挟み、午後1時まで休議といたします。

休議 午前11時52分

開議 午後 1時00分

○議長（古川文雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑ありませんか。

3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） それでは、私のほうから質疑をさせていただきます。お昼前のことですから、ちょっともう一度記憶を思い返して質疑をさせていただきたいと思います。

この報告第72号は、いわゆる専決処分の承認についてでありますけれども、3月31日、令和4年度の年度末の事業費確定に基づくものだというふうに先ほど副町長から説明があったところであります。事業費確定しますと、だんだん決算に向かってやっていくわけですが、決算というものは9月議会に上程されることになりますので、9月議会、私も議員やっているかどうか分かりませんので、今の時点で議員としてやるべきことをやっておきたいというふうに思っております。

さて、議案書の30、31ページでございます。ここの部分で、ちょっと1つだけ、大きな額ではないんですが、お尋ねをいたします。

まず1点目、31ページの土地売払収入でございます。土地売払収入が10万1,000円ということでございますけれども、これについての概要をご説明願いたいと思います。どこの土地でどのぐらいの広さの土地かという、どのような目的で売ったのかということでございます。

2点目が、38、39ページ、今度は歳出の部分の質疑でありますけれども、2点目の質疑は事業費確定で補助金の類いが減額になっているということでありまして、1点目は1111番、下の交通安全対策費の高齢者の安全運転支援装置設置費補助金、これが110万円という額で減になっており、先ほど副町長から説明がありました。これについては、実際、年度内に何件ぐらい見込んでいたものが実際どのぐらいでこういった不用減が生じたのかということをご説明願いたいと思いますし、その下の1126番、ふくしま・わくわく生活実現支援プロジェクト220万円の減で、これについては次ページの説明でふくしま移住支援金220万円の減でございます。これについても、今と同じような内容の質疑をいたしますので同じような内容をご答弁いただければというふうに思います。

飛びまして、46、47ページでございます。

ここでは、コロナあるいは物価高騰対策の様々な給付金関係、そしてまたここに社会福祉協議会の補助金関係、いろいろ減額、全て減額の補正になっているわけでありましてけれども、上のほうからお聞きしますが、例えばこの町社会福祉協議会に対する補助金が120万円減になっているということでありましてけれども、これは補助金としましてもどの部分、事業費として補助しようとしたものが要らなくなったのか。そしてまた、その下の住民税非課税世帯臨時特別給付金事業であります、これは680万円の減で、これは実際の見込みとどのぐらいのずれがあったのか。そしてまた、その下の物価高騰対応生活困窮世帯緊急補助事業給付金、これは123万円、額は大きくありませんが、この辺も同じく説明ください。

そしてまた、一番下の住民税非課税世帯等価格高騰緊急支援給付金885万円の減ということでありまして、これはいずれにしても、社会福祉協議会の補助金は別ですが、残り3つの補助金については国からの全額、これは国・県支出金で賄われているものだと思いますから、幾ら国から来るものかといっても、やはりしっかり積算根拠を立てて国に対してこういった補助金をもらう関係でやっているわけですが、しかし、大きな幅がありますとこれが私はやっぱり国に対しての信用性というものもありますから、この辺が果たして説明できるものかどうか、そしてまた議会が承認できるものかどうかをご説明いただければというふうに思います。

そして、一番下の成年後見人等報酬助成36万円の減であります、私も後見の会という須賀川にある会に交せてもらって勉強中なんです、この鏡石町でこの成年後見あるいは後見制度というものがまだまだ普及はされていないと思っていますけれども、そういう中で実際これ本当はやはり決算の時期に聞くべきですが、聞けなくなっちゃうと困るものですから今の段階で聞きますので、この後見人制度の報酬助成が36万の減の意味を教えてください。

そして、飛びますが、58、59、取りあえず質問を全部言っちゃいますので、質疑の中で、58、59、一番下のほうの農業振興関係で肥料等高騰緊急対策事業補助金143万円の減であります。これについてもこの減の理由をお聞かせください。事業費確定だと言われればそれまでなんです、先ほどと同じ理由で、やはりこれも国から頂いているお金を使うものですから、この辺の町としての説明を議会に対してもお願いしたいと思っておりますし、62、63ページの商工振興関係、ここでは幾つか補助金があつて、これ全部お尋ねしませんが、1個だけ大きいものがございます。いわゆる原油価格・物価高騰対策事業継続支援金、これも178万5,000円の減ですから、この辺について、やはり見込みとどのぐらい違ったのかということをお聞かせいただければと思います。

それで、あとは68、69ページでございます。今度、教育費関係、教育委員会関係だと思っております、幾つかありまして、1点目は、小中学校の学校給食負担軽減補助金で141万8,000円の減がございましてけれども、これはやはり同じような理由で簡単にご説明願います。

先ほど、町長の所信、政策の説明の中にもありましたように、第2子以降、今度給食費、町から支援していただいているわけで、そういう中であって、昨年度においてはこのような不用残がなぜ出たのかということでございます。

70、71ページでございますが、今回、この補助金関係の減額が全部出ているんですが、一番下のほうの子ども会育成会どうのこうのという補助金と、あと生涯学習文化協会補助金6万2,000、決して大きい額ではないと思うんですが、こういうふうな外郭団体の補助金、明日一般質問でもやりますけれども、例えばこの生涯学習文化協会、私も団体として入っているんですが、これはどういう理由でこれ減額になっちゃうのか。逆に、その辺ちょっと先にご答弁いただきたいと思えます。

そして、最後になるんですが、教育費をずっと見ていますと、68ページ以降の教育費全部見ていますと、前、私も質問した光熱水費、特に電気料の関係で前質問しまして、いろいろ話もしました。そしてまた、3,000万近くの補正予算が町の公共施設の電気料金の高騰に伴うもので補填されていると思ったんですが、しかし、今回見ると小学校も中学校も光熱水費が減額になっていると。上げたり下げたり、これどうなんだというのが私の率直な意見であります。この光熱水費にも、やはり光熱水ですから様々な目的があるわけで、この光熱水費だけでは何に使われているのか、あるいはどの部分削ったのか分かりません。この辺についても説明をいただいて、取りあえず私の1回目の質疑とさせていただきます。お願いいたします。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

〔企画財政課長 橋本喜宏 登壇〕

○企画財政課長（橋本喜宏） 3番議員のご質疑にご答弁申し上げます。

まず、私の範疇の30、31ページの土地の売払収入という部分でございますが、こちら2件ございまして、1件目が豊田地内、今、ほ場整備が入ろうとしているところのため池の公有水面というか、そちらのほうの売買でありまして、796平米ほど売っております。金額につきましては9万6,316円で売っております。もう一点が、大宮地内の1件、129平米ほど売っておりますが、こちらのほうは公衆用道路で、接続道路のところの一部を売ってほしいということでしたので、そちらのほうを2件ほど売買しているということでございます。

もう一点、歳出のほうの39ページから41ページにかけてですが、こちらふくしま・わくわく生活実現支援プロジェクトということで、こちら、来て「かがみいし」の移住対策と同じ内容ですが、こちらのほうは東京23区、特に都心の関係に住所を置いていたか、そちらのほうに通勤していたかという方が鏡石のほうに移住した場合には、世帯でいうと1世帯だと100万円ほど、県の補助事業を活用しましていたしているものがございますが、こちら去年

1件ほど出ておりました。予定としては3件を予定していたので、2件分とその経費分220万を減じたという形でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 総務課長。

〔総務課長 吉田竹雄 登壇〕

○総務課長（吉田竹雄） 3番議員の質疑にご答弁を申し上げます。

39ページの交通安全対策事業でございます。高齢者安全運転支援装置設置費補助金でございます。これにつきましては、令和3年度の実績を見ますと1件当たり5万円で交付しているようでございます。ですので、決算をしますと22件分ぐらいの予算が確保されていたのかなというふうに思います。

以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 福祉こども課長。

〔福祉こども課長 菊地勝弘 登壇〕

○福祉こども課長（菊地勝弘） 3番議員の質疑に対しましてご答弁申し上げます。

私からは47ページです。まず初めに、町社会福祉協議会補助金ということで、当初予算は1,283万4,000円で予算取りをしておりました。令和4年度の実績で1,163万4,000円ということで、こちら運営費に当たる部分の実績が減になったということで今回減でございます。

続いて、住民税非課税世帯臨時特別給付事業、こちらは実績で132世帯の1世帯10万円の給付事業でございます。ただ、こちらは令和3年度も行っていて、令和3年度で支給になった世帯は対象外になるという国の制度なものですから、そちらは対象外というふうなことで処理をいたしました。

続いて、物価高騰対応生活困窮世帯緊急補助事業、こちら123万2,000円の減ということですが、1世帯こちらは7,000円の実績で674世帯に交付をしたところでございます。中身としましては、65歳以上の高齢者世帯、また障がい者がいる世帯、またひとり親の世帯、こちらは18歳未満に限られるわけですが、そちらのいずれも非課税世帯に係るものが対象となっておりますので、そちら実績に伴います減でございます。

さらには、その下の住民税非課税世帯等価格高騰緊急支援給付事業の885万円の減でございますが、こちらは電力・ガス・食料品などの高騰に伴う対策事業の給付金でございます。実績としまして、923世帯に各世帯5万円ずつの給付ということで、実績で減ということでございます。

さらに、一番下、障がい者福祉事業の成年後見人等報酬助成ということで、当初予算36万で計上しておりました。こちら実績がありませんので、全て減額ということで36万円の減額でございます。



以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 産業課長。

〔産業課長 吉田光則 登壇〕

○産業課長（吉田光則） 3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

産業課分としまして、まず、58、59ページ、肥料高騰緊急対策事業補助金になります。こちら143万2,000円の減額というふうな形になってございますが、予算のほう1,000万円の計上をさせていただいております。1,000万円の予算を計上させていただき、397頭、こちら208件分というふうな形になるんですが、856万7,300円の補助金交付実績に対しまして残額の143万2,000円を事業実績として減額しております。

続きまして、62、63ページ、こちら原油価格・物価高騰対策のほうの支援金でございます。こちらに関しましては、従業員数に応じて、9名までの事業所には5万円、10名以上の事業所には10万円の支給をというふうな形で制度設計の下、交付しております。こちらは、概算で2,000万円の予算計上をしておりました。2,000万円の予算計上に対しまして310件、1,786万6,000円を支給しまして、ここに関連の事務費等々加わりまして、事業総額としまして1,821万4,482円を使ったというふうなところでの残額178万5,000円の減額というような内容になっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 教育課長。

〔教育課長 大河原正義 登壇〕

○教育課長（大河原正義） それでは、3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

議案書69ページになります。中段になりますが、小中学校給食負担軽減の補助金でございます。こちらにつきましては、物価高騰等ということで、給食の食材費の物価高騰分に係る補助金となります。補正のほうで6月補正で計上させていただきまして、当初、概算のほうで260万円の予算だったところ、実績におきましては118万1,000円というふうなことで、今回141万8,000円の減額を行ったものでございます。

次に、71ページになります。下のほうになります。補助金関係でございますが、子ども育成会連絡協議会補助金と生涯学習文化協会の補助金でございます。こちら減額の理由としますと、まず、子ども育成会におきましては、通常夏休みに行っております球技大会におきまして、コロナの関係上中止となりまして、補助金のほうを減額したものでございます。生涯学習文化協会の補助金につきましては、こちらコロナの関係になりますが、いきいき学級ということで高齢者学級のほうが開催のほうが中止となったことによりまして減額となっております。

また、電気料金の高騰関係でのご質問がございました。教育関係というふうなことで今回

電気料の高騰があるというふうなことで、12月の補正のほうで計上させていただきましたが、一例を申し上げますと、小学校費の中で電気料というふうなことで上げさせてもらった金額が、当初光熱水費というふうな形で上げさせてもらったものが、当初が1,229万円だったところ、電気料の高騰があるというふうなことで12月の補正で932万円の増額をしたところでございます。今回、実績として計上しました光熱水費は全部で1,728万3,000円というふうなことで、やはりある程度の高騰はあったところでございますが、当初見込んだほど電気料の高騰がなかったというふうなところでの実績のほうでございましたので、ご理解をいただければと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 3番、吉田孝司議員の再質疑を認めます。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） 今、私の質疑に対してそれぞれの担当課長さんからご説明をいただきました。よく見ていますと、今答弁いただいた課長さんは全て新任の課長さんということで、要するに前任の課長さんがやったものを新年度引き継いでこうやってご答弁されている中で、そういった中にもかかわらず詳しくご説明いただきましてありがとうございます。本当に引継ぎ等大変だと思うんですが、やっていただいて、そういう中でまた引き続きちょっと私のほうから何点かお尋ねしたいことがございます。

1件、先ほど、これは総務課の吉田課長、答弁いただきましたけれども、交通安全対策事業でお年寄りの高齢者の安全運転装置が1件5万円で22件を見込んで110万の予算だっただろうと。しかし、今回110万円が減額ということは、恐らく令和4年度内の実績はゼロ件であったのかなというふうに私は単純に思ったんですが、この辺はどうかお尋ねをいたします。

そしてまた、これも不用残で、これは福祉こども課の菊地課長から答弁いただいた成年後見人等の報酬助成、これについても当初36万円の予算取りをしてあるんですが36万円ということで減額でありますから、この辺はいわゆる不用残、事業としてはなかったということになってしまっています。

こういったところをちょっとそれぞれご説明いただきたいと思うんですが、私が言うのもあれですが、結局、事業として予算取りをして議会としても承認しているわけで、やはりこの事業が実績がなかったと、要するに事業ができなかったというのは、先ほど例えば課長の答弁いただいたように、いわゆるコロナであつたりとか様々な事情、例えば天変地異があつたとすればそれは致し方ないことだと思うんですが、しかし、こういったところができなかったというのは、やはり私も前から言っていますけれども、こういう事業のいわゆるPRであつたりとか、あるいはこういった事業をやるための下準備が整っていないんじゃないかと思っています。

ちょっとその後、これも私も予算審査の特別委員会で言いましたけれども、特に先ほど言った成年後見制度については鏡石町はまだまだ後れていると、後見制度後れていると思います。そういったところ、新年度に向けての反省のといえますか、そういったことも生かすためにこういったことを踏まえてどのようにお考えになっているのか、今申し上げた2点について、それぞれ担当課長からご説明をいただきたいというふうに思っております。

以上、再質疑とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 再質疑に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長 吉田竹雄 登壇〕

○総務課長（吉田竹雄） 3番議員の再質疑にご答弁を申し上げます。

先ほどご答弁申し上げました高齢者安全運転支援装置設置費補助金につきましては、実績が今年度はゼロ件という中身でございます。確かに、この事業につきましては予算取りをしたということでございます。希望する方からの申請に基づいて決定するものではあるということでございますが、まずは周知しなければそういう申請も上がってこないのかなというふうには重々承知しておりますので、周知の徹底を行いまして皆様に利活用していただけますよう、これから改善をしていきたいなというふうに思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 福祉こども課長。

〔福祉こども課長 菊地勝弘 登壇〕

○福祉こども課長（菊地勝弘） 3番議員の再質疑に対しましてご答弁申し上げます。

議員がおっしゃられている成年後見人の報酬、当初予算36万で実績がゼロであったということでございます。金額は小さいわけですが、まだまだこういう制度自体が浸透されていないのかなというような認識を持っております。今後については、こういう制度を活用してほしいということで関係機関に周知するとともに、様々な機関と連携を密にしながらこういった事業の推進を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 3番、吉田孝司議員の再々質疑を認めます。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） 今2人の課長からまたさらなる詳細なご説明と、そしてまた前向きなご答弁をいただいたことはこれはよいことだというふうに思っています。ぜひ新年度内において着手いただきますようお願いをしたいというふうに思います。

その成年後見制度について、あるいは後見制度について、これは今後のことについてお尋ねしておきたいと思います。最後にお尋ねしますが、先ほど申し上げたように、須賀川辺り

ですと、私も会員になっているんですけども、須賀川の市民後見制度の会という会をつくって、これは社会福祉協議会等とタッグを組んでやっております。住民に対する啓蒙啓発活動、そしてまた後援会活動などを通して、まず後見制度とは何かというところから始まっていると。そして、こういったことをやはりまず市民、住民が知ることから始まっているという中で、私は先ほど申し上げたように我が町はこの制度、まだまだ本当にそういった中では後れているんじゃないかなと残念ながら思います。ただ、これは我が町ばかりじゃなくて、むしろ隣の須賀川さんが県内でも結構進んでいるところ、あと福島市さんあたりも一生懸命やっていますけれども、ですからぜひ、私も会員になっていますし、須賀川の市民後見制度の会の会長の相談役やっていますよ。というのは、鏡石にもこういう会をつくってくださいと、後見制度の会を。ですから、そういうふうなことで、そういうやはり実際に社会福祉協議会等さんと協力してそういうことをやっていかなければならないと思っているんですが、この辺については、町長あるいは担当課長、ご答弁、そういった方向はどうかと、私の提案に対してどのようにお考えになるか、お尋ねをいたします。

そういう会をつくったり、先ほど答弁いただいた課長の前向きな答弁は分かるんですが、具体的にどのようなことをもって後見制度を普及させていくか、あるいはこういったものを住民に浸透させていくかということでございます。

以上、その点、最後の質疑とさせていただきますので、ご答弁お願いいたします。

○議長（古川文雄） 再々質疑に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

〔福祉こども課長 菊地勝弘 登壇〕

○福祉こども課長（菊地勝弘） 3番議員の再々質疑に対しましてご答弁申し上げます。

議員がおっしゃられているとおり、鏡石町においては、この事業に関して後れているのかなということは重々認識をしております。まず、この事業に対しまして、先進地、議員がおっしゃった須賀川市も含めまして、そういったところのノウハウをまず聞いて、その中身で、まず庁内で何ができるのか、またそれを必要としている方、どういうニーズがあるのか、そういったことも含めまして、今後、調査研究をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（古川文雄） ほかに質疑ありませんか。

11番、円谷寛議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） 補正予算についてお尋ねをいたします。

議案書の64、65ページに都市計画費、3項の、そして2目の土地区画整理費補正額8,311万1,000円が計上されております。この関連で3点ほど質問をいたします。

まず、どの部分のこの8,311万1,000円というのは充当されるのか。2つ目は、保留地の売出しはいつ頃になるのか。3点目として、この区画整理の工事中の中に田んぼのまま未着手の土地があります。この辺は地権者がかなり頑張っているみたいですが、この辺の交渉の経緯はどうなっているのか、現状を説明いただきたいと思います。

以上です。

○議長（古川文雄） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

〔都市建設課長 根本 博 登壇〕

○都市建設課長（根本 博） 11番議員のご質疑にご答弁申し上げます。

今回の補正した繰出金でございますが、補正後の全体の繰出金としましては2億4,923万3,000円となります。こちらの事業につきましては、駅東土地区画整理事業が現在第3工区を中心に健康福祉センター周辺の造成工事等を行った経緯、令和4年度中の事業はほぼ完了してきておりますが、その事業費に充てたものでございます。

また、その保留地でございますが、造成が完了してきておりますので、この画地の測量を行いまして、それが確定次第、使用収益の公告を行います。それを併せまして、保留地の単価のほうも鑑定評価かけて進めるということになりますので、年内中には保留地の販売にこぎ着けられるかなというふうな今のところを予定しているところでございます。

あと、ご質問のように、一部田んぼのままで残されている宅地がございます。こちらの長年地権者等と交渉してきた経緯はありますが、なかなか事業自体に協力いただけないという状況でございまして、当然ながら田んぼのままで残ってしまっているという状況でございまして、ただ、周りが宅地化してきていますので、引き続き地権者にご理解いただくようには進めていきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 11番、円谷寛議員の再質疑を認めます。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） 再度質問させていただきます。

3番目の町のトレーニングセンター前の田んぼ1枚、未着手で残っているという件ですが、これはちょっとここで言うのもなんですが、かなり難しい相手やというふうに思いますので、ちょっとこれ法的な措置を含めてしっかりと対応してもらわないと、周りに全部宅地ができて1枚だけの田んぼが残るといようなことになると、これはせつかくの事業がかなりのダメージを受けます。ぜひしっかりと法的な対処も含めて、しっかりとこれは取り組んでいただきたいということをお願いいたします。

以上です。

○議長（古川文雄） 円谷議員、要望でいいですか。

○11番（円谷 寛） はい。

○議長（古川文雄） ほかに質疑ありませんか。

4番、角田真美議員。

〔4番 角田真美 登壇〕

○4番（角田真美） 私のほうからは、1件のみ質問といいますか、確認したい部分がありますので質問いたします。

まず、25ページの国庫補助金のほうの2番、障がい者自立支援の補助金についてであります。これは障がい者や障がい児の方々の日常の社会生活のために補助金を出している、そういった方々が対象になっていると私は思っております。そこで、738万3,000円ということで、金額がかなり大きいものですから、対象者の減少があったのか、それともまた別な理由があるのか、その辺を確認したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（古川文雄） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

〔福祉こども課長 菊地勝弘 登壇〕

○福祉こども課長（菊地勝弘） 4番議員の質疑に対しましてご答弁申し上げます。

障害者自立支援補助金ということで、国庫補助金738万3,000円の減額でございます。こちら主立ったものが2点ございまして、1点は障がい者の地域生活支援費ということで、こちら中身的には障がい者の日中の一時支援、さらには移動するための支援ということで減額になります。もう一点が、日常生活用具ということで、主にストーマあるいはおむつに対する補助金でございます。ストーマ、おむつに関しましては、数が実績で30件ということで、予定した件数よりも減ったということでございます。先ほどの1点目の地域生活支援の日中一時支援あるいは移動支援については、一番大きいのはコロナの影響でそういった外に出たりとか買物に出かけたりとか、そういった理由で外出をする機会が減ったというようなことが大きな要因なのかなというふうにこちらでは受け取っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） ほかに質疑ありませんか。

10番、今泉文克議員。

〔10番 今泉文克 登壇〕

○10番（今泉文克） 専決がかなり大きくなっていますから、本来であればこういうのは専決じゃなくて臨時か何かの議会でもってやっぱり報告すべきものがあれば早いうちにやっていくのが本来であると思えます。専決したのはもう反対したって駄目なわけですから。

私は、ここの中で、実は昨日、毎朝4時に起きるんですよ。4時になりますと明るくなっ

てきていますから、今日も1日始まるなというふうな思いで新聞を読みました。そしたら、暗くなっちゃったんですよ。というのは、30ページにありますふるさと納税の件について、前年から比べると22年は倍増になっているから喜んでいるかもしれないんですが、分母があまりにも小さ過ぎますから倍になったんですけれども、これで270万9,000円ですか、2,700万か、ごめんなさいね、非常に数字が出てきました。これ見ますと、ちょうど県内の順位の中で中間地点に位置していますね、浜通りを除けばまた低いほうになってしまうんですが。これほかのほうはかなりいろんな増加するための施策、鏡石もやっていると思うんですけれども、ただ同じくこれは経費がかかるわけじゃなくて、こういうのはいかに納税をいただくかというところのスタッフあるいはそれに関連する人たちのアイデアが大きく左右すると思いますから。

一番多いのが福島市で、もうこれは11億8,000万ですか、1億1,800万か、ごめんなさい、11億8,300万というような断トツのやつですね。そうするとこれ謝礼の品物をどういふものをそろえるかというところを見てみると、鏡石町じゃ何もないのかなと思うと、米とか鏡の雫があるんですが、それはあまり喜んで飛び出すほどの返礼品でないですよ、周りから見ると。桃もあるし、洋梨もあるし、また冬場になればイチゴもあるし、そういうふうなやっぱり納税する方が魅力を感じるような商品の品ぞろえというのを、これだけのスタッフが優秀な方々が考えているんですから、もっと力入れてもいいんじゃないかなと思うんですが、そういうふうなやつについて、今年度あたりなんかについては増加するための施策、そういうものをお持ちか何かを確認して、なおより一層の増加を図ることを求めるものでありますけれども、いかがですか。

○議長（古川文雄） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

〔企画財政課長 橋本喜宏 登壇〕

○企画財政課長（橋本喜宏） 10番議員のご質疑にご答弁申し上げます。

議員のおっしゃるように、金額的な順位でいきますと59町村のうち30番目とちょうど真ん中あたりかなと。一番高いのが、この報道にありましたように福島市で11億8,000万円ほど。鏡石町が2,790万円ちょっとという形でございます。お隣の天栄が5,900万ほどになっていまして、うちのちょっと倍になっていると。中身を見ていくと、やはり規模的なものも、スケールメリットが結構大きいのかなと。鏡石町におきましても、去年が1,400万ほどでしたので千何百万かは増えているというところについてはご理解願いたいと思います。

その増えた中身としましては、ここに報道にありましたようなコシヒカリとか純米酒とかのところは残念ながらあまり伸びておりませんで、やはり梨、桃、リンゴというような果樹のやつがすごい増えているという形がこれを押し上げた原因かなというふうに考えておりま

す。その中で、前にも一般質問等でご質問あったように、やはりある程度の量を確保しているんですが、それ以上になりますと、やはり果樹農家さんに聞くともうこれでいっぱいだよという形になるとどうしても募集が止まってしまうというところが今の伸び悩みの原因かなというふうに考えております。

果樹につきましては、当然、今年植えて来年すぐ収穫というわけにはいきませんので、長いスパンの中でやっていかなくちやいけない部分ですので、そこについてはなかなか大変申し訳ないんですが、納税者の要望に応えられる状況には今のところなっておりませんので、それに附属する形、例えばイチゴの商品開発、果樹の落ちた物とか傷物商品開発を進めまして、そういうものの関連の加工品でちょっとカバーしていきたいなというふうに考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 2番、込山靖子議員。

〔2番 込山靖子 登壇〕

○2番（込山靖子） 53ページの児童手当費が1,736万、歳出で減っています。それで、先ほど休憩時間に1回確認したんですけれども、児童数が146名減っているということで、児童というのは小学1年生から中学3年生までなんですが、予算を立てるときに来年児童数というか、大体分かると思うんですが、その中で多めに予算を組んでいたとしてもその140何名が減っているという、予算を立てたときからこのマイナス1,736万円に至った原因と伺いますか、それは何なんでしょうということをお聞きしたいと思います。

○議長（古川文雄） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

〔福祉こども課長 菊地勝弘 登壇〕

○福祉こども課長（菊地勝弘） 2番議員の質疑に対しましてご答弁申し上げます。

53ページの児童手当1,736万でございますが、こちら様々な段階、種類に応じて金額も変わってきております。例えば、3歳未満ですと1万5,000円、小学校の修了前、その第1子、第2子だと1万円、同じく小学校の修了前の第3子以降だと1万5,000円、さらには中学生だと1万円ということで、様々な段階によって金額あるいは人数等がばらばらでございます。ご指摘のとおり、当初予算ではトータルで1,704名分の予算計上をしていたところでございます。実績で1,562名となって、その差142名です。142名分についてそれぞれ減額をしたということで、こちらの要因と伺いますか、そちらに関しましては当初の予算化するときにはちょっと多く予算取りをしてしまったのかなというような反省をしております。今後は、できるだけそういったことがないように精密に予算化に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。



以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

討論を省略し、直ちに報告第72号 専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

したがいまして、本件は承認することに決しました。

---

#### ◎報告第73号及び報告第74号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄） 日程第8、報告第73号 令和4年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分した事件の承認について及び日程第9、報告第74号 令和4年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の専決処分した事件の承認についての報告2件を一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

したがいまして、報告2件を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

税務町民課長。

〔税務町民課長 根本大志 登壇〕

○税務町民課長（根本大志） ただいま一括上程されました報告第73号及び報告第74号の専決処分しました事件の承認についての2件につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。議案書の77ページをお願いいたします。

まず初めに、報告第73号 令和4年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきまして、専決第48号として、地方自治法第179条第1項の規定により令和5年3月31日付で専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであ

ります。

議案書の78ページをお願いいたします。

このたびの令和4年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきましては、年度末の事業費確定による精算であり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,741万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億2,610万7,000円とするものであります。

詳細につきましては、84ページからの事項別明細書によりご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○**税務町民課長（根本大志）** 次に、議案書93ページをお願いいたします。

報告第74号 令和4年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきまして、専決第49号として、地方自治法第179条第1項の規定により令和5年3月31日付で専決処分しましたので、同条3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

議案書の94ページをお願いいたします。

このたびの令和4年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきましては、年度末の事業費確定による精算であり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ443万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,809万8,000円とするものであります。

詳細につきましては、100ページからの事項別明細書によりご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○**税務町民課長（根本大志）** 以上、一括上程されました報告第73号 鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）及び報告第74号 鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきまして提案理由をご説明申し上げました。ご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○**議長（古川文雄）** これをもって提案理由の説明を終わります。

これより報告2件の一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

7番、小林政次議員。

〔7番 小林政次 登壇〕

○**7番（小林政次）** 1点だけお尋ねいたします。85ページでございます。

これの3款の県支出金の右側の説明で、普通交付金と特別調整交付金がありますけれども、これかなり金額が多いですね。それで、これは算定は多分ぎりぎりではなくて前から分かっていると思うんですけども、何で専決でやるのかということです。1回補正でやって最後に専決するなら分かりますけれども、多分これ初めてですか。その辺をお尋ねいたします。

○議長（古川文雄） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

税務町民課長。

〔税務町民課長 根本大志 登壇〕

○税務町民課長（根本大志） 7番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

こちらの予算の算定につきましては、令和2年度分の給付費等の実績に基づきまして予算のほうを計上させていただいております。こちらのほう、普通交付金につきましては当初8億8,765万9,000円、それから特別交付金は5,930万円というふうになっておりますので、こちらともに医療給付費等が確定して減額するものでございます。こちらにつきまして、例年どおり専決予算で減額をさせていただいておりますので、ご理解のほどをよろしくお願いたします。

以上、答弁といたします。

○議長（古川文雄） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 質疑なしと認めます。

これをもって一括質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

討論を省略し、直ちに報告2件の採決を行います。

初めに、報告第73号 令和4年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

したがって、本件は承認することに決しました。

次に、報告第74号 令和4年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

したがって、本件は承認することに決しました。

ここで換気のため、5分間休議いたします。

休議 午後 2時05分

開議 午後 2時11分

○議長（古川文雄） 休議前に引き続き会議を開きます。

---

◎報告第75号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄） 日程第10、報告第75号 令和4年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第3号）の専決処分した事件の承認についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

福祉こども課長。

〔福祉こども課長 菊地勝弘 登壇〕

○福祉こども課長（菊地勝弘） ただいま上程されました報告第75号 専決処分した事件の承認について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書105ページをお願いします。

本件は、令和4年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、地方自治法第179号第1項の規定により、専決第50号として、令和5年3月31日付で専決処分したものであります。

次のページをお願いします。

このたびの補正につきましては、年度末をもって事業費が確定したことにより、令和4年度予算を整理したものでございます。第1条としまして、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,051万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億508万円とするものです。

内容につきましては、112ページからの事項別明細書により説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○福祉こども課長（菊地勝弘） 以上、報告第75号につきまして提案理由をご説明申し上げます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（古川文雄） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

討論を省略し、直ちに報告第75号 専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

したがいまして、本件は承認することに決しました。

---

#### ◎報告第76号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄） 日程第11、報告第76号 令和4年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分した事件の承認についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

都市建設課長。

〔都市建設課長 根本 博 登壇〕

○都市建設課長（根本 博） ただいま上程されました報告第76号 専決処分した事件の承認につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案書125ページをお願いいたします。

本件は、令和4年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により、専決第51号として、令和5年3月31日付で専決処分したものであり、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものでございます。

126ページをお願いいたします。

このたびの補正につきましては、年度末により事業が確定したことにより、令和4年度予算の整理をしたものでございます。第1条としまして、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ187万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,984万7,000円とするものです。

内容につきましては、132ページからの事項別明細書によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○都市建設課長（根本 博） 以上、報告第76号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

た。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（古川文雄） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

討論を省略し、直ちに報告第76号 専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

したがいまして、本件は承認することに決しました。

---

#### ◎報告第77号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄） 日程第12、報告第77号 令和5年度鏡石町一般会計補正予算（第1号）

の専決処分した事件の承認についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 小貫秀明 登壇〕

○副町長（小貫秀明） ただいま上程されました報告第77号 専決処分した事件の承認につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書137ページをお開きください。

本件は、令和5年度鏡石町一般会計補正予算（第1号）といたしまして、地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年4月24日付をもって専決処分したものでございます。

次のページ、138ページをお願いいたします。

このたびの補正予算につきましては、電力・ガス・食料品価格等の価格高騰による家計負担増を踏まえまして、特に家計への影響が大きい低所得世帯に対し現金を給付する低所得世帯支援価格高騰重点支援給付金事業及び食費等の価格高騰に直面する低所得の子育て世帯に

対しまして特別給付金を給付することにより、その実情を踏まえた生活の支援を行う子育て世帯生活支援特別給付金給付事業に係る追加費用経費の補正予算でございまして、第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,532万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ64億3,532万円とするものでございます。

補正の詳細につきましては、144ページからの事項別明細書によりましてご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○副町長（小貫秀明） 以上、提案理由をご説明申し上げました。ご審議いただき、ご承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（古川文雄） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） ただいま、副町長からこの令和5年度の一般会計補正予算（第1号）についての説明をいただいたわけであります。この歳入歳出の内容については、実は4月の定例全員協議会の中でよく説明を受けていますから、私ども議員はみんな知っているはずでありますし、その点について私はお尋ねするものではありません。というのは、先ほど今泉議員からもありましたように、例えば次の議案、報告第78号もそうなんですが、例えば今のこの報告第77号についても、確かに全額国費の事業だし、町では実際に痛みを伴わないような事業ではあるんですけども、しかし、これは確かに全員協議会で説明をいただいて専決をするんだという話もあったんですが、やはりこの額、それなりに大きいもの、そしてまたこういった事業はそれこそ町民生活に直結する議案だと私は認識しています。

したがって、先ほど今泉議員からもありましたように、やはりこういったものは専決処分にするのではなくて、私は臨時議会を開いていただいてそこで可決していただいて、執行の方々も努力いただいて可決、議会を開いていただいて、そういう形でやるのが当然ではないかというふうに考えます。

というのは、確かに地方自治法第179条には専決処分の規定が規定されておりますけれども、しかし、よくよく見ますと、この専決処分というのは安易にやってはいけない。確かに執行のこれは権限でありますけれども、しかしながら、その第179条を簡単にまとめますと、議会を開けないほどの緊急を要する場合、そのようなことが簡単には書いてあるんですよ。したがって、例えば4月21日でしたか、そのあたりには私ども議員が集まって説明をして、確かにその際に専決処分されるというような話も聞きましたけれども、しかし全協を開いて

おりますから、その後に私は方法論としてはやはり臨時議会を開いてやるべきではなかったのかなというふうに思います。

というのは、これは次のときにも質疑しようと思ったんですが、同じことですので、5月のものについては同じ内容ですのでいたしませんけれども、その辺執行はどのようにお考えか、お尋ねをいたします。

ただ、しかし執行の側を私は一方的に批判するつもりもありません。臨時議会、そしてまた議会を気軽に、気軽に開くというのは語弊がありますが、議会をいつでも開けるということで私は以前から議会の通年議会あるいは通年制というものも前から提案しております。したがって、これについては恐らく次期の議員等々でまた検討されることになると思うんですが、それまでの間はぜひとも、何かあれば、9月の頭までは我々は議員でおるわけですから、ぜひどんなことでもいいんで臨時議会を開いていただいて説明いただいて、我々は是々非々でいいものはいいと、悪いものは悪いとご意見申し上げてやっていきたいと私は一議員としては思っております。

それは余談かもしれませんが、そのような考えについてご答弁を賜ればというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

以上であります。

○議長（古川文雄） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

町長。

〔町長 木賊正男 登壇〕

○町長（木賊正男） 3番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

私が招集権者でありますので、私のほうからご答弁したほうがいいのかというふうに思いますので、よろしく申し上げます。

まず、臨時議会の招集につきましては、ご見解のとおりでありまして、まさに議員の皆さんの発言の機会というふうなこともありますので、臨時議会の招集というふうなこともありましたけれども、このたびの専決処分につきましては、いわゆる支給の期限が決まっている事業がございまして、5月末までにというふうなところと、6月末までには支給しなければならないというふうな補助事業の規定がございました。そんな関係から、急ぎ4月には専決処分というふうなお話をさせていただいたところがございます。

それから、この後に出てまいります専決処分につきましても、専決処分にさせていただいたというようなことでありますけれども、今回の専決処分、なぜこの時期にというふうなことになりますけれども、いわゆる令和4年度の決算に係ります3月31日、年度末処理によります専決処分につきましては、直近の議会のとくに報告しなければならないというふうなことになりますと、その時期に専決処分の報告は年度末の処理の中では間に合っていないとい



うようなこととなりますので、6月の定例会、今回の定例会に報告をさせていただいたというふうなことになります。

仮にでありますけれども、5月中にいわゆる臨時会を招集するということになれば、令和4年度の年度末3月31日での専決処分についてはその時期に報告をするというようなこととなりますと急ぎのことになりまして、いわゆるまだ処理が終わっていない状況でありますので、今回の定例会の中で専決処分させていただいたというようなこととなります。

以上でございます。

○議長（古川文雄） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

討論を省略し、直ちに報告第77号 専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

したがって、本件は承認することに決しました。

---

#### ◎報告第78号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄） 日程第13、報告第78号 令和5年度鏡石町一般会計補正予算（第2号）の専決処分した事件の承認についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 小貫秀明 登壇〕

○副町長（小貫秀明） ただいま上程されました報告第78号 専決処分した事件の承認につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書149ページをお開きください。

本件は、令和5年度鏡石町一般会計補正予算（第2号）といたしまして、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、令和5年5月22日付をもって専決処分したものでござい

ます。

150ページをお願いいたします。

このたびの補正予算につきましては、新型コロナウイルス感染症などの影響により、輸入飼料が昨年度から引き続き高騰している状況から、畜産農家に対する支援を行う粗飼料価格高騰対策補助事業及び、新型コロナウイルス感染症などの影響による消費の落ち込みを下支えし、本格的な景気の向上が地方に波及するまでのタイムラグを埋めるため、地域経済に対する支援のためプレミアム商品券を発行するプレミアム商品券発行事業補助事業に関する追加費用経費の補正予算でございます。第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,733万5,000円を追加いたしまして歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ64億6,265万5,000円とするものでございます。

補正の詳細につきましては、156ページからの事項別明細書によりましてご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○副町長（小貫秀明） 以上、提案理由をご説明申し上げました。ご審議をいただきまして、ご承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（古川文雄） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） ただいまの一般会計補正予算（第2号）について質疑をさせていただきます。

この内容については、これ私の手元にもありますが、5月19日の定例全員協議会でも詳しくご説明いただいております。その際にお尋ねをしたことと重複してしまうかもしれませんが、その点ご容赦願いたいというふうに思います。

この畜産振興事業、粗飼料高騰緊急対策事業補助金については、これまでの経過を鑑みますと、いわゆる県酪協ですか、福島県酪農業協同組合、こちらからの要望書が我が町、そしてまた各自治体にいつているんだというふうに思います。その要望書の内容を私も手元に頂いておりましたので、よく読みましたけれども、これ全員協議会でも明らかにしてお尋ねしたんですが、内容にやはり牛乳・乳製品及び食肉の安定供給と書いてあって、そしてまたこういったものを含めて全て酪農業あるいは酪農家というふうに私は呼んでいるのかなというふうに思います。

しかし、今回の事業を見ますと、我が町においての今回の事業は、乳牛をやっている4軒

の酪農家、そして289頭の乳牛を対象にしているというふうな事業でありまして、肉牛あるいはほかの動物については勘案されていない事業だというふうに思います。もちろん、それこそ今後、我々議員在任中に臨時議会等でこういった事業がさらに拡張されるということの説明があるのかと私は期待しておりますけれども、現時点で乳牛のみを対象とした理由、これをお尋ねいたします。逆に言えば、食肉、こういった酪農家をなぜ除外したのか、その理由をお尋ねいたします。

以上であります。

○議長（古川文雄） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

〔産業課長 吉田光則 登壇〕

○産業課長（吉田光則） 3番議員のご質疑にご答弁申し上げます。

さきの全員協議会でお話をさせていただいたとおり、本町の酪農家、乳牛の方、個人経営というふうな形でございます。まずは、その個人経営の酪農家、乳牛家のほうをご支援させていただくというところが狙いとなっております、こちらはその全員協議会のときにお話をさせていただきましたが、肉用牛とか、法人格を持って経営をされているようなところに関しましては追加の支援策、今現状、須賀川市等々の動向も踏まえて検討しているところでございますが、そういった中で対応させていただければと、このように考えている次第でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 3番、吉田孝司議員の再質疑を認めます。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） 今、産業課長から答弁いただいて、確かに先日の全協の中でもそのようなご説明いただいたように思います。

重ねてお尋ねをいたしますけれども、確かに乳牛、個人経営者であって、それをまず優先的に対応したいというお気持ちも分かりました。

さて、じゃ肉牛については法人格があると。要するに、町内の全ての肉牛の酪農家は全て法人の中でやっているということで認識してもいいのかどうか。そして、そういう法人は何件あるかお尋ねをいたします。

また、ちょっとこれは余談といいますか、関連した質問になりますが、我が町の酪農家の実績というもの、この前60周年記念のものを見ますと、全て大体我が町の内容が実際載っているわけでありまして、肉牛については頭数が出ていないんです。ですよね。ですから、その辺について、大体我が町にはどのぐらいいるのかという、どういうふうな、その辺についてどの辺まで情報をつかんでいるのか、町執行としては。その辺について、本には書いてい

なかったんで、実際私もそういう肉牛の酪農家を訪れたわけではありません、分かりませんから、その辺、町としてどのような情報をつかんでいるのか教えていただければと思います。分からないんで教えてください。よろしくお願いします。

○議長（古川文雄） 再質疑に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

〔産業課長 吉田光則 登壇〕

○産業課長（吉田光則） 3番議員のご質疑にご答弁申し上げます。

肉用牛の頭数、鏡石町の歴史、岩瀬牧場からというふうなところで、乳牛ベース、乳牛がメインというふうな歴史というふうにご認識しておりまして、肉牛というふうなところ、実際の業としてというふうなところ、今のところ私のほうではちょっと把握しておらず、鏡石町ですと養豚を昔行っていたとかというふうなところは記憶にあるような状況でございます。正確なところに関しましては、ちょっとお時間いただいた中で後日ご報告させていただければと、このように思うところでございます。こういったところでご理解いただければというふうに思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 3番、吉田孝司議員の再々質疑を認めます。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） 先ほど、産業課長さんからその詳細については後でご答弁いただけると、資料を頂けるということで、ぜひお願いをしたいなというふうに思います。

先ほど、私もちょっと語弊があって、肉牛ということと、あとももちろん牛ばかりじゃなくて豚であるとか、あとは、ここに出ていませんけれども例えば鶏とか、要するに鶏は含めるかどうか分かりませんが、実際にそういう家畜を飼って生活を営んでいる方、ちょっとどのような状況なのか私もちょっと勉強したいので、後で結構ですので、そちらを教えてください。

そしてまた、もう一点、これもまた先般の全員協議会の中でお尋ねをいたしました。この下のプレミアム商品券の発行事業でございます。これについては、やはりご説明いただいたとおり、それなりの大きな経済効果が我が町にあるのではないかなというふうに私も思っております。コロナで疲弊した我が町の経済、そしてまた町内の商工団体、商工会さんはじめ町内の小さな小規模事業者が発展するためにこういった事業は必要なのかなというふうに思っております。

ただ、私が前も危惧しておりますのは、この事業の恩恵にあずかれない方が出てきちゃうと残念じゃないのかなというふうに思います。確かに、今年度もこのような形でやる、あるいは昨年度もこういった事業をされてきたと、いわゆるプレミアム商品券を発行する事業

を継続してやってきているんですが、しかし、その恩恵にあずかされていない方もいるのも実際ではないのかなと私は思います。

そのような中で、このような事業を普及させるということの方法論をまず1点お尋ねをしたいのと、こういった事業の恩恵を受けることができない方に対しての経済活動、要するに疲弊した経済、家庭経済、家計、そういったものを支援する方法と2本立てでやっていかなければならないと私は思います。この政策が、やることによって、片手落ちだということは私は言いたくありませんが、この恩恵、この事業ばかりでなくてほかの経済対策もやっていかないと町民1万2,000ちょっと、今1万2,100ですか、1万2,100ぐらいの町民全てに恩恵がいくと私は思っておりません、経済対策。

したがって、この事業のほかにもどのような経済対策を今のところお持ちなのか。これからの補正予算等々に出てくる可能性もありますが、その辺どのようにお考えか、最後にお尋ねをいたします。

以上2点についてお答えを願います。

○議長（古川文雄） 再々質疑に対する執行の答弁を求めます。

町長。

〔町長 木賊正男 登壇〕

○町長（木賊正男） 3番議員の再々質問にご答弁を申し上げます。

ただいま専決の第2号でプレミアム商品券等を含めたご質問がありました。こちら、いわゆる町民の皆さんひとしく恩恵にあずかれるというふうなことであれば、3番議員さんのご見解と私も同様でございますけれども、そんな関係では、先ほど専決の1号で、いわゆるプッシュ型として広報していく事業と、今回のプレミアム商品券の併用を考えていけば何とかその辺ではその恩恵も浸透していくのではないかというふうな考え方から、今回第2弾としての専決処分をさせていただいたというふうなことが一つございます。そんな関係で、4月の専決処分、そして5月の専決処分というふうな形、2段構えになってきたというようなことをご理解いただければと思います。

それから、これからのいわゆる景気刺激策、それから景気浮揚というふうな形での政策の考え方というようなことでありますけれども、ただいま経済情勢、大分動いておりますので、そんなことを勘案しながら、そして町の財政状況も勘案しながら検討していかなければならないというようなことはありますし、それから、隣接自治体でもプッシュ型の助成金を考えているところもございますし、そういったほかの自治体の在り方も勉強させていただきながら、町民の皆さんに恩恵の行き渡るような考え方をしたいというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

討論を省略し、直ちに報告第78号 専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

したがいまして、本件は承認することに決しました。

---

#### ◎報告第79号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄） 日程第14、報告第79号 鏡石町一般会計継続費繰越計算書についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

〔企画財政課長 橋本喜宏 登壇〕

○企画財政課長（橋本喜宏） ただいま上程されました報告第79号 鏡石町一般会計継続費繰越計算書につきましてご説明を申し上げます。

議案書は161ページをお開きください。

本件につきましては、令和4年度中に議決いただきました継続費の通次繰越につきまして、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告するものであります。

内容につきましては、次ページをお開きください。

3款民生費、1項社会福祉費、事業名、健康福祉センター建設事業につきましては、令和3年度から3年間で、こちらにありますように総額17億3,400万円となっております。そのうち、当初予定としまして、令和4年度に令和3年度分の通次繰越分と合わせまして11億3,004万円の支払い予定を組んでおりましたが、支払いが2億6,730万円となりましたので、その差額の8億6,274万円を翌年度に繰り越したものでございます。

以上、報告第79号につきましてご報告申し上げます。ご審議いただき、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（古川文雄） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

討論を省略し、直ちに報告第79号 鏡石町一般会計継続費繰越計算書についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

したがって、本件は承認することに決しました。

---

#### ◎報告第80号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄） 日程第15、報告第80号 鏡石町一般会計繰越明許費繰越計算書についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

〔企画財政課長 橋本喜宏 登壇〕

○企画財政課長（橋本喜宏） ただいま上程されました報告第80号 鏡石町一般会計繰越明許費繰越計算書につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書は165ページをお開きください。

本件につきましては、令和4年度中に議決いただきました繰越明許費8件につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりまして報告するものでございます。

内容につきましては、次ページをお開きください。

令和4年度鏡石町一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。

これにつきましては、事業名、金額、翌年度繰越額の順にご説明させていただきます。

まず、一番上の総務費でございますが、事業名が鏡石駅東口整備事業、2,827万、翌年度繰越金額が2,676万7,000円。証明書窓口受付システム等購入事業、814万円、814万円。健

康福祉センター建設事業、8,061万8,000円、8,061万8,000円。新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業2,000万円、2,000万円。新型コロナウイルスワクチン接種事業、1,400万円、1,400万円。ふくしま森林再生事業、1,370万3,000円、1,370万3,000円。社会資本整備総合交付金事業、1億8,158万4,000円、1億2,020万9,000円。公民館維持管理事業、533万2,000円、212万1,000円。8件合計が3億5,164万7,000円のうち、翌年度繰越額としましては2億8,555万8,000円となります。財源内訳につきましては、167ページのとおりでございます。

以上、報告第80号につきまして報告申し上げます。ご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古川文雄） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

4番、角田真美議員。

〔4番 角田真美 登壇〕

○4番（角田真美） 私からは、この繰越明許費なんですけれども、全般に言えることなんですけど、繰越金が発生した年度、そして実際収受した年度、いろいろあると思いますけれども、私が一つ懸念するのは、繰り越した場合に、翌年、今、皆さんもご承知のようにウクライナの戦争、人件費の高騰、また作業員の不足とか、また材料の高騰とか、いろいろあまりよくない条件がそろっておりまして、私が懸念するのはこういった予算の中で翌年に収まっていればいいんですけれども、またここで予算が増えるというようなことがあっては絶対ならないと思います。全員協議会的时候にも質問いたしました。あのときには、そういうことはありませんということなんですけれども、私もいろいろ調べましたところ、繰越金の発生した年度、例外的に年数がかかるとか年度内に支出が終えないとか、避けられない災難とか、いろいろ例外もあるでしょうけれども、実際私たち議員としまして、非常にその辺が心配なものですから、このままでいけば問題ないんですけれども、そういったことに役場として、執行のほうとしてどういった考えを持っているのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（古川文雄） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

〔企画財政課長 橋本喜宏 登壇〕

○企画財政課長（橋本喜宏） 4番議員のご質疑にご答弁申し上げます。

繰越明許につきましては、多くの場合、事前に契約が済んでいるケースが多いでございますので、その分につきましては物価高騰、そのまま急激に上がるケースも確かにあるかもしれませんが、その分につきましては発注の部分にありますので、その契約の時点である程度発



注されていて、その高騰に対しては対応できるのかなというふうな認識でございます。中には、予算枠として繰り越している部分ありますので、ほとんどはもう契約金額で繰越しはしておりますが、予算枠がある場合はそれはその中で対応する、もしくは現年度の予算で対応するというのも方法論としてはありますが、やはり契約ですので、よっぽどの理由がない限りはなかなかそのように対応できるところはなかなか難しいのかなということになっておりますので、そちらのほうは業者との話し合いになるのかなというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 4番、角田真美議員の再質疑を認めます。

〔4番 角田真美 登壇〕

○4番（角田真美） 今の課長さんの答弁、よく理解できました。ただ、私が1つ、これは課長さんも替わっていますけれども、以前、現在の健康福祉センター、まだ完成していませんけれども、あのときの契約のときに契約した途端に直ちに工期の延長ということがございました。その後に、これは外構工事が含まれていますから全く問題はありません。私も根拠のない話はしませんけれども、そういったことで、後で追加工事がありました。ただ、私が懸念するのは、そういったことがないとは限らないんだろうと思います。というのは、あのとき私は申し上げました。千葉県で同じような金額の同じような建物をやりました。大手さんです。鏡石やりました。延長しました。向こうは1月に完了しております。ということは、機動力とか、そういったいろんなものをかみ合わせてもあるんだろうとは思いますが、我々地方の業者をメインとして使っているわけですから、指名しているわけですから、そういった指導力とか、財政力とか、全てある会社ばかりではないと思うんですけれども、万が一そういった場合に何か不都合があると困りますので、私はただいま申し上げたわけでございます。これは意見として申し上げました。

以上です。

○議長（古川文雄） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

討論を省略し、直ちに報告第80号 鏡石町一般会計繰越明許費繰越計算書についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

したがいまして、本件は承認することに決しました。

ここで10分間休議いたします。

休議 午後 3時02分

開議 午後 3時11分

○議長（古川文雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎報告第81号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄） 日程第16、報告第81号 鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

都市建設課長。

〔都市建設課長 根本 博 登壇〕

○都市建設課長（根本 博） ただいま上程されました報告第81号 鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、提案説明を申し上げます。

議案書169ページをお願いします。

本件につきましては、去る3月定例議会におきまして議決いただきました令和4年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計の繰越明許費であり、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりまして、繰越計算書を報告するものでございます。

170ページをお願いします。

1款1項事業費、事業名、鏡石駅東第1土地区画整理事業、翌年度繰越額8,197万3,000円です。なお、財源内訳につきましては、171ページ記載のとおりでございます。

以上、報告第81号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしく申し上げます。

○議長（古川文雄） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

討論を省略し、直ちに報告第81号 鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

したがいまして、本件は承認することに決しました。

---

### ◎報告第82号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄） 日程第17、報告第82号 鏡石町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 圓谷康誠 登壇〕

○上下水道課長（圓谷康誠） ただいま上程されました報告第82号 鏡石町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書173ページをお願いいたします。

本件につきましては、3月議会におきまして議決をいただきました令和4年度鏡石町公共下水道事業特別会計の繰越明許費を翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

次ページの繰越計算書をお願いいたします。

2款1項事業費、事業名、社会資本整備総合交付金事業、翌年度繰越額5,848万1,000円。財源内訳については、175ページ記載のとおりであります。

以上、提案理由の説明を申し上げます。ご審議をいただき、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（古川文雄） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

討論を省略し、直ちに報告第82号 鏡石町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書  
についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

したがいまして、本件は承認することに決しました。

---

### ◎議案第319号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄） 日程第18、議案第319号 鏡石町健康福祉センター事務系備品購入契約  
の締結についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

福祉こども課長。

〔福祉こども課長 菊地勝弘 登壇〕

○福祉こども課長（菊地勝弘） ただいま上程されました議案第319号 鏡石町健康福祉セン  
ター事務系備品購入契約の締結について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の180ページをお開きください。

このたびの事務系備品購入につきましては、去る4月28日に5者による指名競争入札によ  
り契約金額及び契約の相手方が決まりましたので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会  
の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決  
を求めるものであります。

本件につきましては、現在建設中の鏡石町健康福祉センターに設置するための事務系備品  
購入であります。

1 としまして、契約の目的、鏡石町健康福祉センター事務系備品購入。

2、契約の方法、指名競争入札。

3、契約の金額、3,628万200円。こちら税込みの額でございます。

4、契約の相手方、福島県岩瀬郡鏡石町本町326番地、叶屋書店、面川克己。

別紙としまして、181ページと182ページにそれぞれ内訳書をつけております。

主なものとしましては、オフィスチェア54、フラップ天板会議テーブル90、会議椅子593

などが主なものでございまして、総数で1,149点であります。

以上、提案理由を説明申し上げました。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（古川文雄） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第319号 鏡石町健康福祉センター事務系備品購入契約の締結についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（古川文雄） 挙手全員であります。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第320号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄） 日程第19、議案第320号 鏡石町健康福祉センター家具系備品購入契約の締結についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

福祉こども課長。

〔福祉こども課長 菊地勝弘 登壇〕

○福祉こども課長（菊地勝弘） ただいま上程されました議案第320号 鏡石町健康福祉センター家具系備品購入契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

議案書183ページをお願いします。

このたびの家具系備品購入につきましては、去る4月28日に5者指名しましたが、1者が辞退となったため、4者による指名競争入札により契約金額及び契約の相手方が決まりました。

たので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

本件につきましては、現在建設中の鏡石町健康福祉センターに設置するための家具系備品購入であります。

1 としまして、契約の目的、鏡石町健康福祉センター家具系備品購入。

2、契約の方法は指名競争入札であります。

3、契約の金額は1,243万円。こちら、税込みでございます。

4、契約の相手方、福島県須賀川市大黒町211番地、有限会社水野教材社、代表取締役水野武和。

別紙としまして、次のページに内訳書をつけております。

主なものとしましては、椅子が種類別に4種類ありまして、上から4段目のものが椅子18脚、その下の椅子が22脚ということで、こちらが主なものでございます。総数で160点あります。

以上、提案理由を説明申し上げました。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（古川文雄） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

2番、込山靖子議員。

〔2番 込山靖子 登壇〕

○2番（込山靖子） 今の時点でちょっと確認したいと思いましたが、その椅子というものがちょっと多いなと思う印象を受けまして、家具系備品の中にも椅子があります。そのほかにコンパクトソファーとかシステムソファーとか、あと前回やった会議用の椅子なんかはもう593とか、椅子関係がちょっと多いなというイメージがあるんです。この椅子を購入する数を設定するのに決めた、椅子の数を決める目安というのは何で決めたんですか。

○議長（古川文雄） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

〔福祉こども課長 菊地勝弘 登壇〕

○福祉こども課長（菊地勝弘） 2番議員の質疑に対しまして答弁申し上げます。

今回この家具系備品にも様々な椅子を購入するようになっております。今回のこの椅子につきましては、その場所場所で配置する目的がありますので、その配置の目的によって椅子を購入するものでございます。

例えば、今回の家具系の中では、1階の交流スペース、2階のフリースペース、さらには

交流テラスが3か所、交流スペース、あと3階の展望室のスペース、そちらにも椅子を配置していきたいというふうに考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（古川文雄） ほかに質疑ありませんか。

10番、今泉文克議員。

〔10番 今泉文克 登壇〕

○10番（今泉文克） ただいま、健康福祉センターの備品の購入について、必要なものです。ただその中で、どちらにしても、この前の319号にしても今回の320号にしても、たくさん備品がここで購入されますね。そうしますと、現在使われている備品がたくさんあるわけです。それらの処分はどのように考えておられるのか、今まではどうしていたのか、あるいはこれらの中でも相当使えるものが幾つかは出るんじゃないかと思うんですが、それらについて、町で、福祉センターの落成に伴った町民還元でもいいし、あるいはリサイクルの販売の展示会でもやるなんていうことも一つの財源確保のためにもなるかと思っておりますので、そういうのはいかがなものかお伺いいたします。

○議長（古川文雄） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

〔福祉こども課長 菊地勝弘 登壇〕

○福祉こども課長（菊地勝弘） 10番議員の質疑に対しましてご答弁申し上げます。

現在、健康環境課と福祉こども課は勤労青少年ホーム内で事務作業を行っております。当然、そこにも机や椅子、あるわけでございますが、一つは経年劣化とか、あと震災の影響で足が破損しているものなど、あと引き出しが開けにくいものなど、様々な不具合が生じております。また、勤労青少年ホームは、私たちが移転した後にも、事務スペースとして活用する予定となっております。事務機のほうとかキャビネットのほうについては、できるだけ利用できるものは搬出をして利用をしていきたいというふうに考えております。

また、そのリサイクルのほうで売却なり処分、そちらのほうに関しましては、庁内、全庁的な課題でもあるため、今後、検討課題とさせていただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） ほかに質疑ありませんか。

3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） ただいまの家具系備品購入の契約の締結についてお尋ねをいたします。

まず、先ほどこの契約、指名競争入札ということで、5者を指名したところ4者であったということですが、そもそもこの契約を指名競争入札で行ったというその経緯を教えていた

できればというふうに思います。

もう一点は、今、今泉議員から質疑ありましたように、この健康福祉センターが、このように家具、先ほどは事務系備品、そして家具系備品がそろえば、いよいよ10月10日のオープンに向けて、さらに拍車をかけるといえますか、動きがどんどん加速するわけですが、見えてこないのは、果たしてこの健康福祉センターがどんな施設になるのかというところが見えてきておりません。私ども議員もはたまた町民もまた分からないところです。私は、こういった契約を進めると同時に、できればもうそろそろ健康福祉センターというものはこういうものだというふうな、いわゆる条例整備もしていけないといけな時期になってきたのかなというふうに思っております。

今定例会に出てこなかったのは、それは残念でありますけれども、しかし例えば、それを9月の定例会となると、私もいるかどうか、はたまた新しい議員も入ったりとか分からないわけです。そういうふうになった議会にその議案を出して、条例制定をご提案いただくのか、それとも、我々が在職しているうちに、それこそ、我々産業厚生常任委員会、大河原委員長はじめ産業厚生委員で何回も視察に行つて、やっぱり楽しみにしている部分もあるし、逆に不安もあるという中でちゃんとした形にして、次のメンバーたちに渡していかなくちゃいけないというふうな思いも我々にはあります。特に、大河原委員長にはあるんじゃないのかなというふうに思っております。

そういう中で、道具はそろったと。そしてまた道具も要らなくなった道具については、今、今泉議員の質問で課長答弁いただいたような方法でいろいろ考えると。そういう中で実際に動き出すとなったときに、この施設の条例整備がされていなければ動けないわけですね、公共施設というのは。ですから、そういったところをどのような形で準備を進めていくのか、今この契約まで来たと、そして今後のオープンまでの予定、その辺はどのようにお考えになっているか、特に条例整備についてお尋ねをしたいというふうに思います。

以上2点についてお答えを願います。

○議長（古川文雄） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

〔福祉こども課長 菊地勝弘 登壇〕

○福祉こども課長（菊地勝弘） 3番議員の質疑に対しましてご答弁申し上げます。

まず第1点目、なぜ今回指名競争入札としたんだということでございますが、鏡石町一般競争入札実施要綱第2条があります。そちらによりますと、制限付一般競争入札にするものということが建築工事だったり、土木工事だったり、その他の工事ということで、金額が決まっております。それによって今回は指名競争入札とさせていただきました。

続いて、2点目の今後のスケジュールといえますか、その条例関係も含めてなんですけれ



ども、そちらに関しましては、今現在、設置条例、当然この新しい施設には設置条例というものが必要になってくるかというふうに認識をしております。この設置条例に関しましても、今素案の段階ですが、チーム内で着々と準備を進めておるところであり、予定としましては、9月の定例議会において上程をしましてご審議いただきたいというふうに考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 3番、吉田孝司議員の再質疑を認めます。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） ただいま菊地課長から説明いただいた内容は理解をいたしました。

入札については結構です。設置条例の整備については進めなければならないという認識はお持ちだということですが、私からはぜひとも我々の在任中にお願いをしたいというふうな考えでおります。

その辺を改めてお願いをしたいのと、なぜ設置条例の制定を早めていただきたいかということですが、私が前から懸念しているように、このセンターが、本当に町民に開かれた施設でなければならないと私は思っているからです。そもそも今回のような大きな契約、建設費用もそうです、そしてまた、今回先ほど議決しました事務用品も家具用品もそうです。これだけの予算をかけて、経費をかけて、これだけのことを町民のためにやるんだということがこれからも見えてくるのは分かります。しかし、実際に本当に町民に開かれた施設なのかどうかというのは、確かに使ってみなければ分からない部分もありますが、その前段として、やはりいち早く条例整備をしていただいて、それを公布、条例ですから公布されますよね、もちろん。そして施行されますよね。施行は、それこそ開館の日でいいと思いますが、しかし、そのようにして準備を進めていただきたいんですよ、迅速に。我々のうちに、できればいるうちに臨時議会開いてでもやってほしいという希望があるんですが、もちろん選挙で忙しいなんて言う議員もいるかもしれませんが。私はそんなこと言いませんよ、選挙忙しいなんて、自分のことだから。だけれども、我々の在任中の、9月3日ぐらいでしたか任期は、そこまでの責任を果たさなければ私はやめるつもりはないと思っています。

ですから、そこまでの間に、私もこれだけ口酸っぱく言って、今日それこそいろんな議員さん意見出たり、これまでもあると思うんですよ。その議員さんたちの思いをやっぱり最終的には条例を制定してそこまでやっただと。あとオープンは10月10日で決まっていますから、これは新しい議員で決まっていますからね。しかし、その前までの条例整備までは、我々在任中、今の議員でやんなくちゃならないと私は思っています。とはいえ、私はこの条例を提案するつもりはないです。もちろん、そんな細かいことは分かりませんから、我々議員や町民の意見を吸い上げて、条例の素案ぐらいは、今の段階でも議会に提案されてもいいんじゃない

ないですか。全員協議会でお示しいただいてもいいんじゃないでしょうか。7月、8月とあります。それでよければ8月の全員協議会でも臨時議会開いてできるじゃないですか。先ほど私の話で恐縮ですけれども、なるべく急いでとは言いませんけれども、そういうふうな考えはいかがかということをお尋ねいたします。

余談かもしれませんが、1点お話ししますけれども、本当に開かれた施設にさせていただきたいんですよ。先日、実は須賀川市のt e t t eをつくったときの部長さんとお話する機会がありました。高校の先輩なものですから、ちょっとゆっくりしゃべったんですけれども、あそこは、市民ももちろん使いますが、市外の方々もお金かからないで使えるスペースがあります。それはどういうふうなことがやれるかということ、自分がどこに住んでいて名前が何でという簡単なものは書きますけれども、しかしお金は取らなくてもいいスペースがあるんです。自由に使えるスペースがあります。しかし、その人たちが例えば市外で使ったとしても、あそこはいいよねというのを、ああいうところが、いいところがあるよねと、ロコミでどんどん今度町内とか広がるんですよ。要するに、波及効果がどんどんあるんですよ。

ですから、いずれにしても開かれたものにしていただかないと、それが町民に限るか、それこそ町外の人たちももちろんウエルカム、そこをやっぱり私は条例整備の中でしっかりと明示していただきたいなと思っています。ですから、町民に開かれた、町民に使わせるようにすると、あるいは町民及び許可を得た町外者でもいいと思います。その辺を見て、我々もこういう意見を出しますと、素案に対して。そして、よりよい条例が制定されれば私はいいと思いますので、その点が今のところ遅いんじゃないのかなと思います。これだけ契約、建設がもう97%でしたか、できて、中に入れるものも決まっている。もう中に行く人たちも決まっているわけですから。あとは、決まっていないのは条例だけだと思います。ですから、これをぜひお願いしたいということを再質疑で、これ最後の質疑にしたいと思いますから、お尋ねしますので、改めてご見解をお尋ねをいたします。

○議長（古川文雄） 再質疑に対する執行の答弁を求めます。

町長。

〔町長 木賊正男 登壇〕

○町長（木賊正男） 3番議員の再質疑にご答弁を申し上げます。

ただいま、健康福祉センターの今後の進め方というふうなことでのご質疑かというふうに思います。

今回は、事務系関係の備品購入の契約についての議案でございますけれども、本題は設置条例というふうなことで、先ほど担当課長からご答弁申し上げましたとおり、今現在素案の形で設置条例のほうを検討しております。開館日は10月10日というふうなことでありますので、それに間に合わせた形で条例を制定することになります。素案の形では、これから、

3番議員のお話のように、広く皆さんから使い方、ご意見をいただいて、町民の皆さんも、今現在東口のほうにあのように大きな建物ができてきて、どういうふうにして使うのか、どういうふう到我々いわゆる受益として利用できるのかというようなこともありまして、町民の皆さんに夢の持てるような施設、それから期待の持てる施設にしなければならないというふうにも思っておりますので、多くの皆さんからご意見をいただけるような形で考えていきたい。

この建設に当たっては、建設協議会の皆さんもありまして、意見もいただいておりますので、そういった方からのご意見、そして議員の皆さんからのご意見等、多くの方から意見をいただきながら、町民のほかの自治体にも誇れる施設にしたいというふうにも思いますので、改めて素案の形でも皆様にお示しをしながら、修正していきながら、いい設置条例にしたいというふうにも思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第320号 鏡石町健康福祉センター家具系備品購入契約の締結についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願ひます。

〔挙手全員〕

○議長（古川文雄） 挙手全員であります。

したがひまして、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎請願・陳情について

○議長（古川文雄） 日程第20、請願・陳情についての件を議題といたします。

陳情第25号及び陳情第29号から第31号までの陳情4件につきましては、会議規則第86条第1項の規定により、別紙文書付託表のとおり、所管の常任委員会及び特別委員会に付託い

たします。

〔「議長、動議」の声あり〕

○議長（古川文雄） ただいま、吉田孝司議員から動議が提出されましたので、暫時休議いたします。

休議 午後 3時44分

開議 午後 3時59分

○議長（古川文雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### ◎日程の追加

○議長（古川文雄） 先ほど3番、吉田孝司議員から議員発議の動議が提出されました。

1人以上の賛成者がおりますので、この動議は成立いたしました。

発議第17号についての件を日程第21とし、直ちに議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

したがって、発議第17号についての件を日程第21として、直ちに議題とすることに決しました。

---

#### ◎発議第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄） 日程第21、発議第17号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） ただいま上程されました発議第17号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を説明をいたします。

皆様、御手元の資料をご覧ください。

発議第17号、令和5年6月8日、鏡石町議会議長、古川文雄様。

提出者、鏡石町議会議員、吉田孝司。

賛成者、同じく鏡石町議会議員、今泉文克。

議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定に

ついて。

上記の議案を別紙のとおり、鏡石町議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

なお、鏡石町議会基本条例第24条第5項の規定に基づき、改正理由を下記のとおり付して提出いたします。

提案理由、改正理由。

いわゆる議員の成り手不足の解消のためには様々な対策が考えられているが、最近になって、全国的に多く議論されているのは、議員定数の削減によるものと議員報酬の増額によるもの2つがあります。

前者の議員定数の削減についての検討は別に行うものとして、ここでは後者についてしっかり検討すべきだが、まず、適正な議員報酬とはいかなるものなのか、ここで考察してみたいと思います。

適正な議員報酬を算定する方式として有名なのが浦幌方式であります。これは、町長及び議員の年間稼働日数から町長の報酬月額を基に計算されるもので、全国的にも多くの市町村で採用されることが多くなったこの算定方式にのっとれば、我が鏡石町の町長報酬月額が73万8,900円であり、適正な議員報酬は、町長報酬月額の330分の110、つまり3分の1とされることから、係数を0.33とした場合は約24万3,800円から係数を0.333とした場合は24万6,000円となり、現在の鏡石町議会の議会議員報酬が22万5,900円であることから、適正とされる議員報酬の額とは約2万円の乖離があることが分かりました。

また、周辺市町村、特に隣接自治体である天栄村の動向に鑑みて、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会のいかににかかわらず、委員会活動における煩雑な政務活動を担う委員長及び副委員長に対しての役職手当分として、それぞれ5,000円及び3,000円増額しての支給も同時に行うべきであると考えます。

なお、これらの増額に当たっては、我が鏡石町議会では、政務活動費、政務調査費がいまだに認められておらず、議員報酬の増額によって議員の政務活動、政務調査を充実させて、議員の資質を向上し、さらには議会の存在意義を大きく高めることにもつなげることができるものと考えられ、その額についても、町民の理解を十分に得るには妥当であると考えております。

よって、これらの検証結果から、現在の議員報酬にそれぞれ2万円の増額を行い、また、委員長及び副委員長に対する役職手当分として、それぞれ5,000円及び3,000円を増額する条例改正を行うものであります。

3ページをご覧ください。

具体的に条文をご説明をいたします。

議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（昭和51年12月21日条例第24号）を次のように改める。

第2条を次のように改める。

第2条、議会の議長、副議長、委員長、副委員長及び議員の議員報酬月額は、別表のとおりとすると記載を改めるものであります。

また、第2条における別表の一部を下記のように改める。

区分、議員報酬月額の順に申し上げます。

議長31万6,100円、副議長26万3,900円、委員長25万900円、副委員長24万8,900円、議員24万5,900円。

第3条第1項を次のように改める。

第3条、議長、副議長、委員長及び副委員長には、その職に就いた日から、議員にはその任期が開始する日から、それぞれ議員報酬を支給すると改めます。

第5条第1項を次のように改める。

第5条、期末手当は、議長、副議長、委員長、副委員長及び議員で、6月1日及び12月1日（以下、この条においてこれらの月を「基準日」という）に、それぞれ在職する者に対し、それぞれ基準日の属する月の議長が定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、または死亡した議員で、議長が定める者についても同様とすると改めるものであります。

4ページであります。第6条第1項を次のように改める。

第6条、議長、副議長、委員長、副委員長及び議員が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として別表に定める旅費を支給すると改めます。

附則といたしまして、施行期日等、この条例は公布の日から施行し、同日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用するというものでございます。

ここには書いてございませんが、追加でご説明しますけれども、この内容につきましては、既に何か月も前の全員協議会の中で、議員の皆様、そしてまた執行の方々にも、資料としてお渡しをしておりました。ほぼ同じ内容になっております。また、今申し上げましたように附則にありましたように、この条例が適用されるのは、我々の在任期間ではありませんで、この次の選挙から、当選した新しい方々に初めて適用されるものでございます。

そしてまた、改選以前に我々がこのような議案を制定することが我々議員にとっては、今現職の議員にとってはマイナスになるんじゃないかというふうな話もあったわけですが、しかし、逆に、例えばこういったものを改選後に制定したとなると、議員になった途端にこのような条例を制定して、議員とは何なんだというふうに言われる場合もございます。したがって、そういうふうな選挙の前後についての議論というのは私はすべきもので

はないのかなど。どちらもメリット、デメリットもございますので、しかし、重ねて申し上げますが、議員の成り手不足の解消のためにというものをぜひとも勘案いただいて、皆様方の慎重審議のほどお願いをいたしたいというふうに思うものでございます。

以上、私からの提案とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（古川文雄） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「賛成討論」の声あり〕

○議長（古川文雄） まずは反対討論の発言はありませんか。

休議します。

休議 午後 4時09分

開議 午後 4時10分

○議長（古川文雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

まず、原案に反対の討論の発言を許可します。

ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 次に、原案に賛成の発言を許します。

10番、今泉文克議員。

〔10番 今泉文克 登壇〕

○10番（今泉文克） 10番、今泉でございます。

発議第17号に賛成の発言をさせていただきます。

実は、2日のマメタイムスに、鏡石町のこの8月の町会議員の選挙のやつが継続になりました。皆さんもご覧になったかと思えます。非常に低調でありまして、12名の議員になかなかまだ名前が全然届いておりません。このような厳しい環境の中で議員になる方がいないんでは、町の政治というものが非常に不安なものになります。

前段は別としまして、実は私が初め議員になったときは、報酬が25万円ほどあったと思います。平成十五、六年に、今日おいでになっていますが、農業委員会長の菊地会長さんが議

長のときに、町の財政が大変だ、あるいはいろんなことがあって、少しでも町の財政を助けようということで議員報酬を減額しました。それから、議員の定数を16名おったのを14名、そして現在は12名程度に減少しております。そのようにして、今日の報酬が決定してきたところでございます。

議員が少なくなりましたから、議員の責務は大きくなって大変になっております。その中で、その減額した報酬のまま今日まで歩んでいるのが現実でございます。議員1人当たりの責務が高くなり、なおかつ皆さんの声を聞かなくちゃならない立場になり、そして議員報酬も少なくなりはなかなか、今日のこの新聞に書いてあるように、議会に出て町づくりに頑張ろうという意欲のある方々が少なくなる、あるいは若い方々、女性の方々の議会に対する考えが少なくなってくると思います。

私は、3月にこれらについての内容を一般質問でさせていただきまして、議員の報酬、あるいは議会の政務調査費の新設、そして、特に監査役の全国的なあれを見ると、全国で年額60万円という報酬を出しているのに、我が町は23万円そこそこでございます。全く恥ずかしくて、報酬幾らですかと聞かれたときに返事することができません。そのようなことで、特別職の検討を求めたところでございますが、それも今日までまだ行われておりません。

よって、私は今回の議員発議として、議員の報酬並びに期末手当、費用弁償にある案をあえて賛成させていただきました。これは、静かな池に石を投げたようなことではございますが、ぜひともこの中身に問題があるのであれば修正動議というやつを必ずやっていただいて、そして、反対するのであれば反対討議をきちんとしていただいて、そして議決するという議会基本の姿勢を進めていただければと思います。

そのような理由もありまして、今回このような発議案を出させていただいたところでございます。どうか皆様のご理解ある賛同をいただけることをこの席からお願い申し上げまして、賛成の討論とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（古川文雄） ほかに討論はありませんか。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより発議第17号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手少数〕



○議長（古川文雄） 挙手少数であります。  
したがいまして、本案は否決されました。

---

◎散会の宣告

○議長（古川文雄） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。  
これにて散会いたします。  
ご苦勞さまでした。

散会 午後 4時17分

第 2 号

令和5年第16回鏡石町議会定例会会議録

議事日程(第2号)

令和5年6月9日(金)午前10時開議

日程第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員(11名)

1番	畑 幸一	2番	込山靖子
3番	吉田孝司	4番	角田真美
5番	橋本喜一	6番	菊地洋
7番	小林政次	9番	大河原正雄
10番	今泉文克	11番	円谷寛
12番	古川文雄		

欠席議員(なし)

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	木賊正男	副町長	小貫秀明
教育長	渡部修一	総務課長	吉田竹雄
企画財政課長	橋本喜宏	税務町民課長	根本大志
福祉こども課長	菊地勝弘	健康環境課長	大木寿実
産業課長	吉田光則	都市建設課長	根本博
上下水道課長	円谷康誠	教育課長	大河原正義
農業委員会 農事務局長	倉田知典	会計管理者 兼出納室長	佐藤喜伸
選挙管理 委員会委員長	草野孝重		

---

事務局職員出席者

議会事務局 局長	緑川憲一	主査	藤島礼子
-------------	------	----	------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（古川文雄） おはようございます。

ただいまの出席議員数は11名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、農業委員会の会長におかれましては、本日欠席となりますので、ご報告申し上げます。

本日の議事は、議事日程第2号により運営いたします。

---

◎一般質問

○議長（古川文雄） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の通告がありますので、順次発言を許します。

---

◇ 吉 田 孝 司

○議長（古川文雄） 3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） おはようございます。

3番議員、地域政党町政刷新かがみいし代表の吉田孝司であります。

今回は、私にとって生涯通算16回目の一般質問となりますが、前回、前々回に引き続き、トップバッターを務めさせていただきます。

まず初めに、私は町民の皆様、有権者の皆様に心からおわびを申し上げます。

今6月議会までに、日曜議会、休日議会、夜間議会などを開催して、会社員や公務員の方々など、平日では傍聴に来られない若い方々を中心に、多くの方々にぜひとも議会傍聴をしていただけるようにする。そして、そのことにより、若い会社員の方々にも次期選挙から出馬していただける環境をつくるという選挙公約を掲げておりましたが、同僚議員の賛同を得ることがかなわず、残念ながら実現ができませんでした。つまり、鏡石町議会の真の議会改革はまたも持ち越しとなりました。

そして、それがいつかなえられるのか、町民の期待はまたまた遠くなってしまいました。私は、やる、できるという強い気持ちで、再選後もしっかり頑張りたいと思います。

しかし、8月の選挙で無投票や定員割れともなれば、今期の同僚議員の方々には、再選をしたとしても、それを喜ぶどころか、議員定数や議員報酬、議会報告会の問題なども含め、

議会改革が何もできないまま任期が終わってしまったことを、私とともに心から悔いて反省していただきたいと思います。

さて、先日、地元選出の玄葉光一郎代議士のお話を伺う機会がございました。玄葉先生は、私の祖父とは又いとこの血縁関係に当たりますが、これまで私とは党派や主義、主張が異なる道を歩いてまいりました。しかしながら、先日のお話で、玄葉先生に共感したことは、これからの少子化の時代には、量より質が大事だということです。つまり、現在の国策、とりわけ全世代型社会保障の政策の中でも、高齢者対策から少子化対策にシフトしてきておりますが、人口減少はやむなし、しかし、国民一人一人の生活の質を高めていく政策が必要だということであり、我が町でも同じような観点で政策づくり、町づくりをしていかなければならないと感じました。

しかし、国家レベルでは人口減少は致し方ないことだとしても、地方での人口減少対策については、地方自治体の存続もかけて極めて大事な政策だとも思われますので、量も質も車の両輪のようにバランスを保ちながら町づくりを展開していくことが不可欠だと思います。

私の政治の師であり、玄葉先生の岳父でもある佐藤栄佐久元福島県知事も、地方自治の基本は地域住民にあると言っておられます。ややもすると、国・県・市町村・地域住民というヒエラルキーから成るトップダウンでこの国の政治が進められていると考える風潮がありますが、それは決して違います。佐藤栄佐久さんが全国知事会等でも提唱した新地方主義の考え方にもあるように、今や地方分権から地方主権の時代となり、地域住民によって市町村がつくられ、県は市町村のイコールパートナーとなって市町村を支援し、国と強く対峙していくというようなボトムアップの構造が地方自治、そしてこの国の政治のあるべき姿となっていると思います。

釈迦に説法だとは思いますが、以前には、ここで前町長にも同じようなこととお話したことがありますが、日々地方自治に熱心に取り組んでおられる現執行部や同僚議員の皆様方にもぜひともご留意いただき、共に新しい町づくりを進めてくださるようお願いをいたします。

さて、今回は一般質問が僅か3人ばかりで、幾ら平日でも本当に寂しい限りではありますが、我ら有志議員3名が今期の議員を代表して、執行に正々堂々質問するつもりでおりますので、執行の皆様にも町民本位の前向きな、誠実なご答弁を何とぞお願いいたします。

それでは、私の質問に入らせていただきます。

1番、木賊町長による新しい町づくりを進めるためにというテーマでございます。

木賊町長が町長になられて間もなく1年ということになると思います。そういう中にありまして、木賊町長、一生懸命町づくり展開されております。大きなテーマを掲げ、そしてそれに伴う様々な施策を講じられております。

昨日の所信の表明の中にも、この僅か1年の間にも、随分これだけ町がよくなったと思えることがたくさんありました。そういう中で、今、その木賊町長を身近にいて支える副町長、そして教育長、いわゆる三役ということになると思いますが、そういった方々にご意見を賜りたいなど。いわゆる所信ですね。町長を支える側の立場としてのお気持ちを聞かせたいということでもあります。

本来でありますと、私の最初の意図は、課長皆様方、そして行政員の方々にも、それぞれの立場からのご意見、いわゆる所信を賜りたいというふうに思ったんですが、しかし、一般質問の内容としてどうかと。あるいはここでそういったものをお尋ねするのはどうかということをお自身も考えまして、ぜひとも各課長及び各行政員のお考えも含めて、それは副町長にご答弁を賜りたいと。そしてまた、教育行政に関しては、教育長にお考えを賜りたいということで、(1)番の質問、副町長及び教育長に所信をお尋ねいたします。よろしく願いいたします。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

副町長。

○副町長（小貫秀明） おはようございます。

3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

まず初めに、一般質問に対し答弁をさせていただく機会を与えていただきまして、ありがとうございます。ここに深く感謝を申し上げます。

私からは、副町長の職務につきましてご説明をさせていただきまして、それに基づきご答弁をさせていただきたいと思っております。

副町長は、地方自治法におきまして、町長を補佐し、町長の命を受けまして政策、企画をつかさどり、町の各組織が行う事務を監督する職とされております。

昨日の本会議におきまして、町長から所信及び行政報告がありましたとおり、それ以上でもそれ以下でもありませんので、私からの町政に対する所信をお話しすることは、大変申し訳ございませんが控えさせていただきたいと思っております。

しかしながら、3番議員の一般質問に対し真摯に対応すべく、私の副町長としての立場といたしましてご答弁をさせていただきます。ご理解を賜りたいと思っております。

昨年7月21日招集の第12回鏡石町議会臨時会におきまして、副町長の選任につきご同意をいただきました。その際、議場におきまして、同意に対する感謝の言葉と併せまして、就任に当たっての決意を述べさせていただきましたので、それをもって答弁に代えさせていただきたいと思っております。

町長と町民、町長と議会、町長と課長の調整役としてやりがいのある仕事でありまして、あくまでも主役は町民であることを忘れず、町の将来像である「未来へつなぐ ずっと安心

みんな元気に“進”かがみいし」の実現に向け、町長が掲げる3つのS、スマイル、スピード、シンプルを基軸に、町民の声を聞きながら、誠心誠意務めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 教育長。

○教育長（渡部修一） おはようございます。

それでは、私のほうから3番議員のご質問に答弁申し上げます。

教育行政の運営に当たりましては、町の最上位計画であります鏡石町第6次総合計画の基本構想に基づきまして、第3期鏡石教育振興基本計画の基本理念である「時代を担い、地域への誇りと自分への自信を持ち、未来を切り拓く人づくり」を実現するため、信頼をキーワードとして各種施策を総合的かつ効率的に推進してまいります。

そのために、情報発信力を高めまして、広く町民の声を聞くとともに、多様化する町民ニーズを的確に捉え、子育て環境の充実、次世代を担う人づくりと生涯学習の推進、地域文化の継承と保全、スポーツによる町づくりに努めてまいります。

また、開かれた教育委員会を目指しまして、透明性をさらに高め、中立、公平性を確保し、関係機関と連携しながら体制の充実に努め、スマイル、スピード、シンプルを基軸として教育行政を推進させてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） お二方、ご答弁ありがとうございました。

お二方のご答弁、お聞きすると、キーワードが出てきました。2つありましたよね。1つは、町民の声を聞くんだということをおっしゃっておられました。そして、町長のモットーでもある3つのSがお二人のあれにも出てきました。

したがって、ここでさらに、これに質問、再質問とかということではありませんが、今、お二方からおっしゃったことをぜひとも継続して、そういうおつもりでやっていただきたい。これは町民の声であります。我々議員は町民の代弁者であります。ですので、いわゆる又聞きになるかもしれませんが、我々議員の声は町民の声だということを常に聞いていただき、もちろんその上で教育長がおっしゃったような中立、公平性、そういったものを保ちながら、重ね重ねであります。町民の声を聞くということを基に、それぞれのお仕事を一生懸命邁進していただきたい。そして、町長をしっかり支えて、新しい町づくりを進めていただきたいというふうに、私からもお願いするところでございます。

先ほど申し上げましたように、本来であれば、各課長、各行政委員からもお話をお聞きし

たいところではありますが、そういったことをなかなかこういう、今、副町長おっしゃったように、なかなか副町長がこういう言葉をおっしゃられることは、なかなか皆さんの前でないので、申し訳ないと思って質問を設定させていただいたんですが、ぜひ、先ほどの思いを基に、副町長、教育長、また引き続き、それぞれの行政事務に当たられていただきたい、職務に当たられていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

なお、今後の今日の質問についても、そういうおつもりでお答え、もしお答えの際にはお願いいたします。

さて、2番の質問に移ります。

行財政改革についてであります。

行財政改革といいますと、行政改革、財政改革と大きく2つの根幹から成るものだというふうに思うんですが、いずれにしても、国レベルでも県レベルでも市町村レベルでもあると。この我が町の行政改革、財政改革もやはり必要なのかなと。

昨年、町長、新町長、木賊町長になりましたが、この町長が変わるということ自体が、いわゆる行政改革の一つなのかもしれませんけれども、しかし、私から言わせれば、やはり旧態依然とした町役場組織、あるいはこの町自体も旧態依然としているような感じがしますが、これをどのようにして変えていくのか。そしてまた、行政に伴う、いわゆる財政ですね、その裏づけとなる財政もどのようにして並行して変えていくのかということでもあります。要するに、行財政改革は一体化してやっていかなければならない課題だというふうに思っております。

そういう中で、今日お尋ねしたいのは、それに関わるテーマとして9つのテーマを、質問を設けさせていただきましたので、順次質問をいたします。

(1) 番、町として、行財政改革の必要性や計画、目標等についてはいかに考えているか、お尋ねをいたします。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） おはようございます。

3番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

ただいまご質問にありましたとおり、国・地方ともに厳しい財政状況が続く中、自治体に限られた財源を有効に活用し、期待される行政サービスの提供や様々な課題の実現を図っていくためには、各自治体での行財政改革の推進が必要不可欠であると考えております。

このため、町ではこれまでも効率的な行財政運営を目指し、行政組織機構の一部改編など、地方の見直しや行政コストの削減、財政指標の改善など、財政の健全化を進めながら、適正化、効率化を図ってまいりました。



一昨日の新聞報道でもありましたとおり、令和5年度の当初予算の額が出てまいりましたが、本町においては前年に比較して減額となっております。そのように、上がる場面もありますし、いわゆる減額になる場面もあるというふうなことでありまして、めり張りのついた予算編成も進めなければならないというふうに考えております。

今後も、社会情勢の厳しい変化を的確に捉え、新しい時代に即応した住民福祉の向上と生活環境の整備、住民サービスの充実、町民と行政による協働の町づくりを推進するために、第6次総合計画の町づくりを支える持続可能な行政運営を基本目標とし、効率的、効果的な行政運営の展開や財政の持続性の確保など、健全な行財政の運営に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（古川文雄） 3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） 今、町長おっしゃったとおりだと思います。社会情勢あるいは住民との協働、そして、我が町にある第6次総合計画の実現に向けて、いわゆる行政コストカット、そして財政健全化指標となる数値、そういったものを参考にしながら進めていくということをお願いをしたいというふうに思います。

そこで私は、（2）番の質問になるんですが、いわゆる監査の重要性というものを私自身は考えております。今日、代表監査委員さんはお休みですが、議会から選出の監査委員さん、後ろにおられますけれども、これ監査というのは本当に大変な仕事なんだといつも言うておられます。1期、2期の若い議員では務まらないよと。要するに、町のことを知っているベテランの議員でないと務まらないような、本当は重い役であります。私にもなかなか、やれと言われたら務まらない役だと思います。それだけ重要な役割だと監査は思っておりますが、この監査の重要性をどのように執行は捉えておられるか。そして、この監査委員の存在意義について、どのようにお考えであるか。

今、私の見解を申し上げましたけれども、町当局で考えているお考えを改めてお尋ねいたします。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） おはようございます。

3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

監査とは文字どおり、ある事柄に対して監督、検査することですが、地方自治法におけます監査制度は、地方自治の本旨を体現した地方自治体が、常に住民福祉のために活動し続ける条件を保障する手段として地方自治に内在する制度でございます。そのため、首

長から独立した機関として、常に不特定多数の住民に代わり、公平不偏の立場で地方自治の主に経営に関する事象に調査する制度であることから、その重要性につきましては十分認識しているつもりでございます。

監査委員の選任基準につきましては、地方自治法の中で、人格が高潔で、地方自治、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関し優れた識見を有する者及び議員の中から選任すると規定されていることから、その存在意義は明らかであるというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） そのとおりです。地方自治法に定められたとおりのことを粛々とやるのが監査委員の役割だと思っています。

そしてまた、私、毎月、例月出納検査ですか、昨日、代表監査委員のほうから説明ありましたけれども、ああいうのを見ていると、本当に大事だなというふうに改めて思うわけであります。

そこで、この存在意義が、いつも言われておる、今、課長おっしゃったように、存在意義があるんだと。それは法で定められているんだと。そしてまた、私も、そしてまた課長もおっしゃったように、その重要性は分かるんだという中に、私はやはり今の監査委員の報酬は妥当ではないと思いますが、その辺の見解はいかがでしょうか。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（吉田竹雄） 3番議員の質問にご答弁を申し上げます。

監査委員の重要性につきましては、先ほどから企画財政課長が答弁を申し上げたとおりでございます。それだけ大切な仕事を担っている方の報酬が今の金額ではいかなものかというところでございます。

なお、これにつきましては、県内及び周辺の市町村等、調査いたしまして、それらを勘案しまして、今後、検討をさせていただきたいというふうに考えてございます。

以上、答弁といたします。

○議長（古川文雄） 3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） ぜひ、これは前向きな検討、検討だけじゃなくてやってください。前から、ある議員から、私も言ったこともありますけれども、これは私は本当に早急に手をつけなければならない問題だと思っています。

というのは、決してあってはいけないんですけれども、その給料しかもらえないから、そのぐらいの仕事しかしないと。これ、もしかしたら、今の社会風潮かもしれないんですよ。あるいは、これだけもらえるから仕事をする。本来はそうであってはいけない。先ほどおっしゃったように、地方自治法に定められた監査委員の仕事があるわけですから、それを粛々とやって、一生懸命やって、大変な思いをしてやって、それに対する報酬なわけです。

しかし、もし万が一、これぐらいのものしかもらえないのにどうしてそこまで一生懸命やらなくちゃならないんだ、そういうふうな逆転の発想をされたらば、私はそれは幾ら真面目な人であっても、そういうことをするかもしれないという。性善説、性悪説とありますけれども、そういうことも考えながらやらないと、私はいけないと思います。

もちろん、たくさんのお金をお出しになればいい仕事をする、ということではない。しかし、よそのところでこれだけもらってそういう仕事をしているのに、我が町でそれしかもらわなければ、これぐらいでよかんべ、そういうふうになってしまいます。

私はこの前、ここで大変失礼な言葉を使ったんです。めくら判という言葉を使って、大変失礼な言葉を、特に視覚障がい者の方に対して申し訳ないことを言いました。しかし、私の意図するところは、本当に、目の前に来た書類に何も中身も見ないで、精査もしないでただ単に判子を押すというような意味の言葉でございます。安倍首相もかつて在任のとき、この言葉を使った。安倍首相は謝らなかったけれども、私は削除しました。私は適切ではなかったと思ったからです。

しかし、私の意図は、監査委員が万が一そういうことをしたらどうなるんですか、監査委員が執行寄りの監査委員になるじゃないですか。執行が提案した決算書をそのままのみにして、そのまま判子を押すじゃないですか。うのみですから、これは不適切ではないと思いますね。そうになってしまうんですよ。そうじゃなくて、先ほど、地方自治法の定めにあるとおり、監査委員というのは、執行が確かに選任してお願いする立場かもしれませんが、しっかり目を光らせて、結果的には財政の健全化に生かされる役割なんですよ。そのことを本気になって執行の方々には考えていただきたい。

確かに、監査委員の報酬を上げるということを議会から議案として出せば、それは予算が伴うから不適切でないかなという、そういうふうな意見もあると思います。しかし、そういうことも我々議員としても考えております。ですので、ぜひともこういったことは、課長、引き続き前向きに考えていただけますようお願いいたします。

さて、(3)番、指定管理者に対する監査の実際について聞きたいと思います。

我が町においては、町民プールすいすいをはじめ、それぞれの建物、事業に対する指定管理者があると思います。その指定管理者に対しての監査が行われた、そういうふうな経緯、実際があるのかどうか、お尋ねをいたします。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

指定管理者制度は、公の施設の管理運営を行うために民間事業者等を管理者として指定しまして、民間のノウハウを生かし、活用しつつ、サービスの向上と経費の節減等を図ることを目的とする制度でございます。

町におきましても、社会体育施設である町民プールすいすい、社会福祉施設である老人福祉センター、屋内ゲートボール場におきまして、指定管理者制度を活用しているところでございます。

ご質問の指定管理者制度に関する監査の実際についてでございますが、現在は、先ほど申しましたとおり、その各施設の担当課におきまして、指定管理者からの事業報告や収支報告を基に、業務が適切に行われているかなど、管理の業務及び経理の状況について確認し、点検、評価、検証を行いながら、必要に応じまして管理、運営内容に関する助言や業務の改善、是正などの指導を行っている状況と聞いております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） そうすると、指定管理者に対する監査というものは行っていないと。要するに、指定管理者、これ民間の業者ですよ。会社とか法人だと思うんですけども、そういうところからの決算書とかが上がってきたものを担当課が見て、それでよかったらいいがっぺと。それで認めて、そこで終わりということですね、実際は。

しかし、私はそれではいけない、それだけではいけないというふうに思っています。特に、この町民プールすいすいについては、今回の今期の議会、私も昨年からは補欠で戻りましたけれども、そこからもうそうでしたけれども、すいすいについてはいろんな質疑とか意見が出ています。

そういうことの中で、私はこの町民プールすいすいの指定管理者に対する監査をやるべきだと私個人は思っています。どういうことが実際に行われているのかが分かりません。もちろん、教育課所管でしょうから、教育課に上がってくるその書類は教育課の方々が見て、それを町に報告するんだか、するんでしょうけれども、決算報告にするんでしょうけれども、しかし、そうでなくて、私は監査委員が指定管理者に対して監査を行うべきだと思います。これは、地方自治法第199条に認められております。この法律で認められている監査を行わないで、例えば、そこに疑惑あるいは様々な、どういったことが分からない、いわゆるブラックボックスのようなものですね。この指定管理者なんていうのは、私らから見ればブラッ

クボックスだと思っていますから。もうお金だけ渡して、こういうことだけやってくださいと言っているブラックボックスですよ。

だから、そういうところに対しての切り込むのは、もちろん担当課にはそういった収支報告は上がってくるかもしれないけれども、私はこれは監査委員の役割だと。これは法に基づいて行う。地方自治法第199条であります。これはどういうときかという、監査委員自身が必要だと、そういうことが必要だと思わないと、まずできない。

ですから、今日、代表監査委員いないから言えないですけども、だから本当はこれ、質問のときにはいなくちゃいけない、代表監査委員。議選の監査委員がいるので、お願いをしたいというふうに思いますが、監査委員が必要だというときは指定管理者も調べることができます。そして、首長の要求に基づいてということで、この2つしか求められることができません。要するに、首長自身が指定管理者に対する監査をやったほうがいいと思えば、これはできるわけでありませう。

もちろん指定管理者ばかりではなく、補助金や交付金を出している諸団体にも監査はできるわけでありませう。これは全て地方自治法第199条に、第7項に書かれた条文に基づいております。

ですので、ぜひとも私は、今もおっしゃった町民プールすいすい、老人福祉センター、ゲートボール場、それぞれあります。そういったところ、老人福祉センターは社協、ゲートボール場はこれはシルバーですか、私、その辺は忘れちゃいましたけれども、そういったところに対して、特に町民プールすいすいに対しては、何度も議会で様々な議論になっているわけですから、定期的とまでは言わなくても、私は時々監査をすべきではないのかなと。

まして、今の指定管理者が同じ業者がずっと続いております。そういう中で、様々な不満が町民から上がっております。もちろんいい意見もありますが、不満もあるわけですね。そういうふうなときは、むしろ監査をしてしっかりと調べるべきかなというふうに思っていますので、よろしく願いをいたします。

(4) 番であります。

今度は外郭団体であります。今申し上げましたように、補助金、交付金などを出している外郭団体が我が町にはたくさんあります。しかし、今、先ほど行政改革というテーマでやっているわけでありませうけれども、これについて、私はもう一度見直すべきではないかというふうに思っています。見直すといいますが、これは、それを例えばカットするとか、全面カットするとか、逆に倍増するとか、そういうことではありません。

先日、かんかんてらすの何かイベントがありましたですよ。そうすると、1か月当たりの収益が3倍に増えたんだよなんていう話もありました。

しかし、いわゆる鏡石振興公社にはかなりの額のお金が投資されております。そしてまた、

大きな順番、順不同ですが、大きなところから見ると、振興公社、社会福祉協議会、商工会等はかなりの補助金、交付金をもらっている。しかしながら、私もお世話になっている町体育協会や鏡石町生涯学習文化協会、そして老人クラブ連合会、各老人クラブ、こういったところの補助金、交付金は少ないですよ、はっきり言って。

片や、物すごいお金、何百万単位のお金が投資されているのに、片や、何十万、それこそ何万円の補助金も、昨日見たとおり減額補正になっているわけですよ。不用残という形でマイナス補正になっている。じゃ、例えば鏡石振興公社とか社協、社協は不用残ありましたね。商工会、こういったところにつき込んだお金が、じゃ不用残に戻ってきているかどうか。私見たところでは、直近ではない。

要するに、そういうところにももちろん投資するのは構いませんが、しかし、そういう小さな、それこそ町民一人一人が頑張っている体育、スポーツ、先ほど教育長おっしゃいましたよ、スポーツのまち、スポーツ町づくり。町長も多分、そのように町づくりを進めたいと思っています。そしてまた、生涯学習文化協会、これは文化芸能活動、そういったところ。あるいは老人クラブ、一生懸命我が町に尽くされて、今老後を楽しむのに、そういったところで少しでもお手伝いをしなくちゃならないと私は思います。

人が少ない、大変だと思います。しかし、財政面の手当てはできるじゃないですか。そういったところを私はやるべきだと思いますが、その辺について、どのようにお考えかお尋ねをいたします。

新年度予算案、立てられましたから、新年度予算の中で、昨年度に比べてどのような変化があったのか。そういったところも踏まえてお話をいただければ、なお助かります。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

外郭団体につきましては、地方公共団体の行政補完の目的とした団体もございますし、町においても行政を担うべき業務の拡大に伴いまして、地域福祉の推進や商工観光の振興、生涯学習環境の充実などを目的として、各種の外郭団体へ財政支援を行っているところでございます。

ご質問の補助金や交付金の見直しにつきましては、厳しい財政状況の中で限られた財源の有効かつ効率的な活用を図る上で重要でありまして、団体の統廃合や自立化を行うのも有効な方策と捉えております。

このため、毎年度の予算編成基本方針の中で、担当課におきまして、事業の内容や補助金の使途状況、繰越金の状況などを踏まえまして、精査を行って要求することや、補助額の削減に向けた団体との協議、整理を進めることを示しているところでございます。

今後も外郭団体の自主性、自立性を尊重しつつ、恒常的に交付している補助金や統廃合可能な補助金など、報酬制に基づく補助金の必要性の精査、効果や達成度の評価などを行って、見直しを図っていく必要があるというふうに考えております。

なお、令和5年度の予算編成に当たりまして、このような形で進めておるところをご報告申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） 今年度はそういうことを検討されたということではありますが、引き続きそういったものを、それこそ補正予算等々でも幾らでも予算というのは変えられるわけですから、当初予算は当初予算で決まりました、それを基でやっている。しかし、補正予算、確かに必要なところに予算づけするのは大切だと思います。しかし、例えば、各種団体からの例えば要望があったからそのとおりにやるとか、安直にそれは果たしてどうかなという部分もある。もちろん、各種外郭団体に均等にバランスをもって補助金、交付金が行われるのはいいんですが、私から見れば偏りがあるのではないのかなと。

特に、自主財源の少ない、自分のところで収益のないような団体には、私はこれは補助金、交付金を入れないと、会が潰れます。それこそ、統合、廃合、自分でしてくださいと言っているようなものです。首を絞めます、お金を投資しなければ。

しかし、先ほど申し上げたようなところは、自主財源があるところもあるわけです。自分のところの頑張りで、確かに売上げが3倍になった、いいじゃないですか。じゃ、あとは自分で頑張ればいいじゃないですか。補助金の額を減らしてくださいよ、だんだん。様子を見ながらでいいですよ、もちろん。いきなり減らすのはこれ、かわいそうですよ。しかし、そういうことも検討しながらやらないと、いつまでも補助金があると思って、頼りにしますよ。そういうふうな団体は駄目です。

私はその補助金の考え方も、交付金の考え方もしっかりと考えて、その外郭団体にしっかりとてこ入れをしていただきたいし、これは監査委員が監査できるものの一つでもありますから、監査委員にもそういうところも頑張ってもらいたいと。今日、代表監査委員がいないので、担当課からお伝えを願いたいというふうに思います。

さて、（5）番、我が町の歳入、収入の増に資する政策を問いたいと思います。

なかなか役場のほうで、その収入、何かを売り上げてお金を増やすとか、そういうことは難しいとは思いますが、しかし、自主財源を増やすということでの、私の質問の意味であります。自主財源の増に資する、そういう政策、そしてまた、そのほかそういったところの我が町の歳入、収入増に資するような政策、何かあればお知らせいただければと思います。お願いします。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

町の歳入、収入、今おっしゃったように自主財源の向上ということでございますが、町の収入につきましては、当然、税収等の収入がございます。そちらにつきましては、自主財源であることから、収納率の向上などが挙げられます。

次に、ふるさと納税や広告収入など、税外収入の増などが挙げられます。ふるさと納税につきましては、県内順位は中段ぐらいであります。内容としましては、昨年よりも1.8倍ぐらいに増えておりますので、そちらのほうも重要な収入源になるのかなど。

あとは、事業を起こす場合に、国・県の補助金の増ということで、国・県のメニューに沿った事業を展開した形とともに、町の目的が達成されるような国・県補助金の増などが挙げられます。

また、最後には、町の活性化ということで、人口増加、企業誘致等によりまして、企業の収益もしくはそこで働く従業員の方の税収、及び町に住む方もいらっしゃいますので、固定資産税の増というようなところもございますので、今後も魅力ある町づくり施策の展開に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） ぜひ頑張ってください。特に企業誘致、ぜひ頑張ってください。

（6）番、町の歳出、これは支出でありますけれども、歳出減に資する政策をお尋ねいたします。どのような工夫をして歳出支出を減らしていくのか、お考えか、お尋ねをいたします。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

少子高齢化によりまして、社会保障費の増加が見込まれる中、持続可能な行財政の運営を実現するためには、必要性や効率性を追求しまして、効率的かつ効果的な事業の執行に努めていくことが最終的な歳出の減になっていくのかなどというふうと考えております。

具体的には、事業の見直し等や、各種事業に当たっては財源の確保などを図りながら、費用対効果や実施後の維持費を含めた総合的な検討に基づきまして判断していくことが重要と考えております。

また、債務の適正な管理ということで、投資的事業につきましては起債の管理、返済のた



めの基金の積立て等によりまして、発行額の抑制や繰上償還などの圧縮も必要と考えております。

また、このほか、今はやりのPFIなどの官民連携による民間活力の活用など、様々な形で歳出の削減に努めてまいりたいというふうと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） （7）番の質問であります。

先ほど町民の声を聞くというお二方の言葉、いただいたわけではありますが、広報・広聴事業というのは極めて大事であるというふうに思っておりますけれども、現在、町執行部でこの広報・広聴事業を充実させるための政策はどのようにお考えになっているか、お尋ねをいたします。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（吉田竹雄） 3番議員の質問にご答弁を申し上げます。

町政運営に当たりましては、議員各位のご意見はもちろんのこと、町民の皆様のご意見、ご要望をいただき、町政に反映させております。

また、子ども議会を毎年開催し、子供目線の提言についても施策に反映してまいりました。

さらに、各行政区からは、毎年要望をいただくことで、役場全体において要望を共有し、地域の課題に対応してきたところです。

広報事業につきましては、広報かがみいし、行政区回覧、町ホームページ、防災無線等により、町民の皆様には町政情報のお知らせをしております。

また、新しい情報発信ツールとして、町公式LINE、Twitter、Facebookを活用し、町民の皆様のご暮らしに役立つ情報を効果的かつ効率的に配信してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） 今、課長答弁いただいたように、本当にいろんな活動をしているなど私も思って見えています。ホームページ、そしてまたLINE、Twitter、Facebook。私もFacebookによくいろいろ、昨日もいろいろ書いたんですけども、町のもちよろちよろと見たりすると、いろんなことがアップされていて、これ見ている人は、本当にいいなというふうな。特に若い人は、活字というか本を、冊子を見たりしません。やっぱり今はスマートフォン社会ですから、スマートフォンでいろいろ情報を仕入れている。そ

ういう中で、Facebookやら今流行っているLINE、そういったものはいいと思いますし、あとホームページ、前から私が申し上げているとおり、そういったものをさらに皆さんの意見を聞きながら、様々な人の意見を聞きながら改善していくというのが大事だというふうに思います。

8番の質問になりますが、ただいま町でも行われている様々な公共事業でありますけれども、公共事業に関して、その入札制度がどのように行われているか、その実際についてお尋ねをいたします。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（吉田竹雄） 3番議員の質問にご答弁を申し上げます。

町においては、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律等の関係法令に基づき、入札、契約の適正な執行に努めております。

具体的には、建築工事は1億円以上、土木工事は5,000万円以上、その他工事は3,000万円以上を一般競争入札により実施し、それ以下の金額は指名競争入札により実施しております。

また、不当な安値で受注するダンピング対策として、500万円以上の工事につきましては、最低制限価格を導入しております。

今後も、関係法令に基づき、適正な入札執行に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） 今、課長から答弁をいただいて、私も不勉強なもので、教えていただいてありがとうございます。そういったことを、これはやはり、私も含めて不勉強ですが、町民の皆様はなおやっぱり分からない。どういうものがどういう契約で行われているか、あるいは、その契約そのものが分からないわけです。

そして、この（9）番に移るわけではありますが、前もお話ししましたとおり、そういうふうな契約、入札、契約手続等、そういったものを私は公表すべきでないかと、いわゆる情報公開をすべきではないかということ、先般から、前の議会のときも申し上げました。そして、かなり数多くの議会で、自治体で公表しているわけです。

重ねて、あれから3か月たつわけではありますが、重ねてお尋ねをいたします。

この公共事業に関する入札、失礼しました、関するが2度重なっていますが、この入札に関する情報公開についての見解を改めてお尋ねいたします。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（吉田竹雄） 3番議員の質問にご答弁を申し上げます。

町における入札に関する情報公開につきましては、鏡石町入札結果等の公表実施要項に基づき行っております。公表の対象となる契約は、工事契約は500万円以上、委託契約は200万円以上としております。

公表内容は、入札指名時に指名業者を公表し、入札後に全業者の入札額、落札業者、予定価格を公表しております。

また、国の要請に基づき、入札の予定案件につきましても公表をしております。情報公開による透明性の確保につきましては、適正な入札執行に欠かせないものであることは認識しておりますので、今後も関係法令に基づき対応してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） 課長の今の答弁だと、町でもやっているという中で、私、前から言っているんですが、この最低制限価格、これを公表すべきではないかという話をしているわけがあります。この最低制限価格の公表は、例えば市区町村の調査を見ると67.4%の自治体、要するに3分の2の自治体では最低制限価格を公表しているわけですが、我が町ではそれを見てどのようにお考えか、お尋ねをいたします。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（吉田竹雄） 3番議員の再質問にご答弁を申し上げます。

最低制限の価格につきましては、本町におきましては、まだ公表の対象とはしてございません。

なお、これにつきまして、全国の動向、県の動向等、調査をさせていただきまして、今後の課題とさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

以上、答弁といたします。

○議長（古川文雄） 3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） ぜひ、これは国の国交省、総務省、財務省が出したおっしゃるような文書ですから、こちら参考になって、ぜひその全国の3分の2に入れるようにしていただきたいというふうに思います。

さて、3の質問であります。

これは、ただいま我が町で問題になっている、議論になっている公共施設の在り方につい

てであります。

今度、健康福祉センターができるに当たり、これまであった様々な施設が集約化をされるという中で、これまで鏡石町ではどのような経緯があったのかなという疑問を私は思いました。まだ44年しか生きていない私なので、ちょっとなかなか60年間の鏡石町の動向、分かりませんので、(1)番、公共施設を集約化についてのこれまでの歴史的な経緯をお尋ねいたしたいと思います。

○議長(古川文雄) 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長(橋本喜宏) 3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

当町におきまして、公共施設を集約化、具体的にこの施設とこの施設を合体させたという経緯はなかなかございません。ただ、その代わり、既存の施設では、ホームの後ろにある保健センターとかにつきましては、昔は町の直営の診療所だと聞いておりますし、その後は、保育所の預かり児童の待機児童の対策のために一部を保育所の分園に改良した経緯とかございますが、大きな流れの中で、ちょっと私の記憶の中で申し訳ないんですが、その歴史的にあそことあそこを合体して集会所にしたという経緯については、ちょっと記憶がございませんので、ご了承願いたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(古川文雄) 3番、吉田孝司議員。

[3番 吉田孝司 登壇]

○3番(吉田孝司) 分かりました。

私、この集約化、公共施設というふうに書いたんですが、これ今回、町の健康福祉センターの中で、並行してこういう集約化計画でいただいて、これが問題、これから議論しなければならないことだというふうに思っているんですが、私、毎日中学校の周り、散歩しています、家内と一緒に。そうすると、学校のプール、今使っていないと思います。プールでゲロゲロと毎日、今はカエルが楽しく鳴いています。多分カエルがいっぱいいるんだと思うんですよ。恐らく、一小も二小もプールもし使っていないとすれば、そういうふうなカエルのすみかになっちゃっています。

私は、町保健センターの一つの集約化の施設として考えたときに、もちろんほかの施設も考えなくちゃならないけれども、集約化しなくちゃいけないものは、例えばプールもそうじゃないですか。というのは、既にもう、先ほど申し上げた町民プールすいすいが出来上がっている。そういう中で、学校プールも集約化といいますか、これはどういう方向にするのか明らかにしていかななくちゃならないし、やはり予算を取ってどんどん進めていって、新たな目的に転用するということも考えないといけないと私は思っています。その辺の見解をお

尋ねいたします。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長（大河原正義） 3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

ただいま学校プールの集約化のお話でございましたが、おっしゃるとおり、今現在、学校の水泳の授業につきましては、町民プールを活用させていただいて実施しておりますので、学校プールの在り方といったものももちろん検討していかなければいけないものになっておりますので、そちらにつきましても引き続き、どのような形にしたほうがいいのかといったところにつきましては、検討を進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） 我が町は、先ほど申し上げた町民プールすいすいがあるわけですから、そういうふうに、そこで水泳授業をやるともう決めれば、プールは要らなくなるということで、もうそう決めたとすれば、もう真っ先に動いていただきたいというふうに思います。

（2）番、役場庁舎の建設、これは前から問題といたしますか、これも大事なこれからの課題になってくると思うんですが、それに向けたプランニング、計画づくりを進めるべきだと。計画といっても、ただ単に新しい役場庁舎が欲しいな、どんなものが欲しいなじゃなくて、やはり、計画を立ててお金をためていかなくちゃならないということだと思います。

前に一生懸命ためていたんでしょけれども、健康福祉センターを造るのに使っちゃいましたから、いろんな基金を取り崩して。もう一回ためなくちゃいけないと。そしてそれを、じゃ、いつまでにどれぐらいためなくちゃいけないのかと。いわゆる予算、年数、そういったものをどのようにお考えか、財源も含めて。そういったところをお尋ねいたします。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（吉田竹雄） 3番議員の質問にご答弁を申し上げます。

役場庁舎は、昭和47年に建設され、51年が経過しております。平成26年度には庁舎の耐震改修工事を行い、その後、防水工事や外壁補修工事を行い、当面利用することとしております。

しかしながら、施設の老朽化に加え、バリアフリー対応ができていないことは十分認識しております。

現在、具体的な役場庁舎建設計画はまだ持ち合わせておりませんが、建築年数を考慮すれ

ば、今後、様々な観点から検討していく必要があると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） ぜひ、これ計画していかないと、庁舎なしで、なしというか、今の時代ですから、建物造ればいいというものじゃないと私は思っているんです、実は。健康福祉センターを造っちゃったから仕方ないけれども、いいものになるしかないと思っていますけれども、建物を造ればいいのかというそうじゃないというのが私の実は本心なんですよ。

ですから、もし本当に必要で役に立つ、町民のものになるのであれば、これは必要だと思いますから、そういったことも含めて、しっかりと今からプランニングをするべきだと私は思います。

（3）番、将来的には、やはり町公民館、老朽化していますので、これを除却して、それに代わる文化センターを建設すべきだと。文化センター機能を持ったような公民館を造るべきだというふうに私は考えますが、その辺の見解をお尋ねいたします。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

町公民館につきましては、建築後49年が経過しまして、老朽化も進んでいるのが現状でございます。老朽化も進んでおりますが、大規模な改修等を行う予定は現時点ではございません。

ご質問の文化センターの建設につきましては、現時点では新施設の建設などの予定はございませんが、新しく完成する町健康福祉センターの集会機能なども活用しながら、町民の福祉向上、文化の向上に努めていくものとして、新しい文化施設の建設について、今後は検討課題とさせていただきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） 私も、もしまだ再選して議員やっていれば、9月の議会で一般質問しようと思いますけれども、健康福祉センター、この大きいスペースありますね。400人収容できるというふうに聞きました。400人収容できれば文化講演会も開けるんじゃないのかなど。特に床暖房、暖かいの入っていますから、寒い時期に体育館で講演会開いてきた今までの経緯を考えると、そうじゃなくて、ぜひ健康福祉センターでやるべきだと。もし議員でいたら、また提案したいというふうに思います。

さて、4の質問に移ります。

こちらは介護保険サービスについてであります。

時間が差し迫っていますので、飛ばしていきます。

(1)番、我が町の既存の介護保険サービスは、町民のニーズを必要十分に満たせていると思うかどうか。これをお尋ねいたします。

○議長（古川文雄） ここで、換気のため5分間休議いたします。

休議 午前11時00分

開議 午前11時05分

○議長（古川文雄） 休議前に引き続き会議を開きます。

質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（菊地勝弘） 3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

介護保険事業においては、需要を適切に見込み、高齢者一人一人の希望に応じた介護サービスが提供されるよう計画的な整備と必要量の確保が求められているところです。

介護保険事業計画は、3年に1度の見直しを行うに当たり、住民や関係機関の皆様には計画策定委員としてご参加いただき、町内の介護サービスの需要状況等について協議し、町民の皆様へのニーズに沿えるよう、現状に合わせた適切な計画とできるよう、策定に取り組んでおります。

しかしながら、要介護、要支援者を含む高齢者などの実態と、町民ニーズを把握するために、令和4年度に実施した介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、介護保険制度の評価の設問に対しまして26.1%が不満であると回答し、在宅介護実態調査の同じ設問では17.1%が不満であると回答しております。この結果からは、町内ニーズを十分に満たすには至っていないと真摯に受け止める必要があると考えております。

町といたしましては、今年度、令和6年度から3年間を計画期間として第9期計画を策定することとなりますので、調査結果から実態とニーズを把握するとともに、サービスの需給状況を踏まえながら、多様化するニーズを的確に捉え、新たな介護サービス、種類の設定も検討し、必要なサービス提供の確保ができるよう、適切な計画策定に努めてまいります。

以上、答弁といたします。

○議長（古川文雄） 3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） ただいま課長答弁の中で、真摯に受け止めていただいているのは、私はこれすごいことだなと思います。不満者が17から26%ぐらい。要するに、逆に言えば、ほ

かの人たちは満足しているわけですから。しかし、そういう満足が70%、80%あるのに、それでもやっぱり十分じゃないというふうに認識をお持ちなのは、これは本当にいいことだと思うんですね。

そういうふうな下で、どういうふうな対策をしていくかということが大事なわけでありま  
すから、そういう認識の下での対策はいいんじゃないかと私は思います。

そこで(2)番ですが、やはり私は、これが、いわゆる不足しているサービスが我が町で  
はあるんじゃないかなということが私も実は思っているところで、そういったところを私は  
思っているんですが、実際に町としては、(2)番、介護保険サービスに資する町内の社会  
資源についてどのように評価しているか。いわゆるこれ、量と質ということになると思うん  
ですが、どのようにお考えかお尋ねをいたします。

○議長(古川文雄) 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長(菊地勝弘) 3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

現在、町内には地域包括支援センターが1軒、居宅介護支援事業所が1軒、訪問型サー  
ビス事業所が2軒、通所型サービス事業所が3軒、訪問看護事業所が1軒、特別養護老人ホ  
ームが2軒、短期入所生活介護事業所が2軒、認知症対応型グループホームが2軒、福祉用具  
貸与販売事業所が2軒の事業所がございます。

サービスの提供に当たっては、町内の事業所だけでなく、近隣市町村の事業所も含めて利  
用することで、要介護認定者のサービス需要に対応しております。

町内に訪問型と通所型事業所のほか、訪問看護ステーション、特別養護老人ホームやグル  
ープホーム、ショートステイの事業所が所在していることは、利用者のニーズに寄り添うサ  
ービス提供ができているものと捉えております。

しかし、現行の介護保険事業に対し満足いただけていない評価があることは受け止め、今  
後も年々多様化する介護保険サービスや利用者のニーズを的確に捉え、サービスの充実を図  
ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(古川文雄) 3番、吉田孝司議員。

[3番 吉田孝司 登壇]

○3番(吉田孝司) 先ほど課長が訪問看護ステーションの話をしていただきまして、これは、  
実は私が理事長を務めているところの訪問介護ステーションであります。そしてまた、先ほ  
ど介護支援事業所、いわゆるケアマネジャーの事業所ですね。これは我が町に1軒しかあり  
ません。そこに1軒しか、1人しかケアマネジャーがいなかったんですが、私も前から、こ  
れ訪問看護はないし、ケアマネジャーは我が町に1人しかいないしなんて話をしていました



らば、うちの家内がこのケアマネジャーになりました。要するに、我が町のケアマネジャーは2人に今なりました。

要するに、(3)番の質問にも関係するんですが、ケアマネジャーが足りません。介護保険、訪問看護事業所があるのはいいと言っていたんで、ありがとうございます。ただ、ケアマネジャーが足りません。というのは、(3)番の質問になるんですけども、我が町の要介護認定者は大体440、450人ぐらいだというふうに認識しております。1人当たりケアマネジャーというのは35人しか受持ち患者が持てない。40人超えると減算になるということで、持ちたくないわけです。1人35人。そうすると、単純に計算すると、12人のケアマネジャーが我が町には必要だと。しかし、これを我が町はよその自治体に依存しています。特に須賀川市に依存している部分が大きいです。

そこで、私は町内に1軒しかないこのケアマネジャーの事業所、いわゆる居宅介護支援事業所を増やしたり、あるいは既存の施設にもう少し頑張ってもらえるように充実させる施策を講じるべきだと思うんですが、その辺はいかがか、お尋ねをいたします。

○議長(古川文雄) 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長(菊地勝弘) 3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

町内の居宅介護支援事業所は、議員さんがおっしゃるように1軒でございます。町では、ケアマネジャーの充実のため、ケアプラン点検を実施しております。これは、ケアプランの書面点検と実地点検を通じ、自立支援となる適切なケアプランの作成に係るケアマネジャーの気づきを促し、ケアマネジャーのスキルや意識の向上を図るものです。

介護給付の適正化の目的も含めて、令和4年度から開始しており、令和5年度においても、町内の居宅介護支援事業所に在籍するケアマネジャーを対象に実施を予定しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(古川文雄) 3番、吉田孝司議員。

[3番 吉田孝司 登壇]

○3番(吉田孝司) ちょっと私の質問の趣旨があれだったんですが、ぜひ、ちょっと時間ないんで意見だけ言いますけれども、これから例えばケアマネジャーの事業所を町内に開きたいと。そういう、いわゆる新規事業者がいたら、そういった方々に対するやっぱり支援もしていかなくちやいけないと。

そしてまた、今、一生懸命、さっき言ったみたいに1軒、2人で町内の人たちを見ようと思って頑張っているわけです。完全に、このままいったらキャパオーバーになるのは目に見えているわけです。そういう中で、そういった方々に対する、いわゆる継続支援金みたいな

ものを設けてはどうかと。要するに、そうしないと我が町のケアマネジャーはいなくなります。廃業します、恐らく。みんな須賀川のケアマネジャーに頼るようになる。我が町にはケアマネジャーがいなくなってしまうですよ。それで地域包括ケアはできませんよ。私の提案です。

(4) 番、介護保険サービスを充実させるための、これは短期的な施策を問いたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（菊地勝弘） 3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

介護保険サービスの充実のための短期的な施策については、既存の介護事業所への支援が考えられます。介護事業所職員の資質向上のため、研修会や情報交換の場を提供し、地域内のネットワークづくりを進めることで、介護保険サービスにつなげられる事業の検討に取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） それでは、今度は（5）番、介護保険サービスを充実させるための中長期的な施策をお尋ねいたします。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（菊地勝弘） 3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

介護の分野における慢性的な人材の不足が全国的な課題であり、介護分野の人材の確保と職場への定着を図り、介護サービスの充実につなげることを目的に、令和5年度の新規事業として、介護資格取得費用助成事業を開始いたしました。介護の現場で有効とされる介護職員初任者研修と介護福祉士実務者研修の受講に要する経費を助成するもので、介護保険サービスの充実のための長期的な施策の一つと捉えております。

また、介護サービスの利用者のニーズは多様化しており、現在は町内にない新しいサービス事業所の受入れについても、長期的な充実を図る施策の一つと考えられますので、新規事業所の情報把握に努めながら、介護保険事業計画の策定に今後取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） ぜひ、この鏡石の中で介護保険事業、一生懸命やってくれる事業所に対する支援をお願いしたいというふうに思います。

5番の質問です。

鳥見山公園について。

(1)番、公園内にある池の管理、手入れ、そして水生生物の飼育等はどうな形になっているのかお尋ねをいたします。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（根本 博） おはようございます。

3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

鳥見山公園内にある池の管理や手入れにつきましては、緑地管理業務委託において、年間を通して、池やその周辺においてアヤマの生育、ごみ等の堆積物の除去などの管理を行っております。

水生生物とは水中や水面に生息する生物の総称であります。鳥見山公園の池には、鯉やフナのほか、ザリガニ、アメンボが生育しており、数少ないものの、亀、ブラックバスなども確認しております。

亀や魚類などの生態は、町で放流したものではなく、アメンボ等の昆虫等は自然発生したものだと思われ、特に飼育、管理は行っておりません。数としましては、鯉が一番多く、十数匹程度がいるものと思われ。鯉などは、池の護岸の草を食べるため、護岸が崩れるおそれもあることから、現在は擬木により土留めの保護をし、池の管理については問題ない状況でございます。

水生生物につきましては、日本古来の在来種のほか特定外来種等に分かれますが、鳥見山公園内においても生態系に影響を及ぼすような生物へ、駆除等の対応を含め、今後どのような形で管理していくか、環境所管課と連携しながら調査、研究を行ってまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（古川文雄） 3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） 鳥見山公園の池にも外来魚がいるんだと思ってびっくりして、私も体育協会に加盟して、フィッシングクラブの会長をやっているんですが、外来魚の駆除には協力をしたいなというふうに思います。そういう方もたくさん町民にいますので、その際はよろしく願いいたします。

(2)番、鳥見山野球場の不具合あるいはその改善計画について、どのようになっている

か。

以前に議員であられた木原秀男さんがよく質問していた内容かと思いますが、よろしくお願いたします。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長（大河原正義） 3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

鳥見山野球場につきましては、昭和51年4月に完成し、今年で47年が経過しております。老朽化による施設の改修につきましては、鳥見山公園全体の公園長寿命化計画により、計画的に行っているところです。

過去5年間の改修工事としましては、平成30年に野球場のフェンスの更新、令和2年度に野球場レフト側の防球ネットの設置、令和4年度にはバックスクリーンの改修を行っております。

今後につきましては、野球競技やソフトボール競技の安全面などを考慮しまして、グラウンドの整地やバックネットの更新、さらには夜間照明施設の更新が必要になってくるものと想定しております。

これらにつきましては、競技団体など利用者の声をお聞きしながら、優先順位の中で計画的に施設の改修を進めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） それでは、（3）番の質問であります。鳥見山公園及び関連施設、その一連の施設ありますけれども、の今後の整備計画やイベントの計画はあるかどうか、お尋ねをいたします。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（根本 博） 3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

鳥見山公園は昭和50年に7.3ヘクタールの一般公園として供用が開始され、その後、拡張整備によりまして18.1ヘクタールの総合公園となり、併せて、陸上競技場、多目的広場の人工芝化、鳥見山体育館、町民プールすいすい、野球場、テニスコート等の関連施設が整備されたところでございます。

施設につきましては、整備後数年が経過したことにより老朽化が進んでいるものもありますので、鏡石町公園施設長寿命化計画に基づきまして、国の社会資本整備総合交付金を活用して、今後、改修整備を進めていく計画でございます。

これまでに長寿命化計画に基づきまして、鳥見山公園では、町民プールすいすいの設備の改修、鳥見山体育館のLED化、野球場フェンス及びバックスクリーンの改修、公園内の外灯のLED化を行ったところでございます。

今年度につきましては、t o t o助成金を活用し、陸上競技場のトラックの改修が予定され、来年度以降には、陸上競技場の管理棟の改修や外灯のLED化の整備を進める計画となっております。

そのほかにも、公園内の遊具の更新を含め、令和2年度には3密を避けるための屋外の公園運動施設を整備したところでございます。

イベントにつきましては、町の大きなイベントとして、6月のあやめ祭り、さらには11月の駅伝・ロードレース大会などが実施されており、その他各種団体がイベントや陸上、さらにはサッカー大会を行って、適宜開催している状況となっております。

以上、答弁といたします。

○議長（古川文雄） 3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） 今、課長答弁になかったんですが、石碑、町長、前に説明した石碑ができて40周年ですか、そのイベントはやらないんですか。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

歌碑というやつですね。石碑と同じなんですが、そちらのほう、40周年ということで、この10月、11月のあたりに何かセレモニーを今検討しておりまして、そちらのほうを関係各位と調整中でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） ぜひ、やるときは盛大にやりましょう。鳥見山公園が町内外に、町内の方はみんな知っていますけれども、町外にも行き渡るように、ぜひ盛大にやっていただきたいというふうに思います。

6番の質問に移ります。

今後の我が町の都市計画についてであります。

(1) 番、既存の今の県中都市計画、これを見直すことについて、どのようにお考えになっているか、お尋ねをいたします。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（根本 博） 3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

県中都市計画は県が決定権者であり、都市計画の基本方針は県が定める県中都市計画区域マスタープランに位置づけされており、県中都市計画区域は鏡石町、郡山市、須賀川市で構成されるため、鏡石町が単独で県中都市計画を目指すことはできません。

ただし、福島県の構成市町村への意見照会に対し、市街化調整区域については課題がある旨、意見として提出しておりますが、市街化区域に未利用地があることや、人口減の社会での市街化区域の拡大は難しく、線引き都市計画での大きな見直しとはなかなかいない状況でございます。

また、現在、市街化調整区域における厳しい土地利用規制につきましては、県に対して市街化区域の立地基準の緩和を要望しており、都市計画法の中で課題であることは県も理解していることもあることから、県独自での緩和は現在、難しい状況でございます。

ただし、現在手続を進めております地区計画による市街化区域であっても土地利用が可能な市町もありますので、今後も調査研究を行うとともに、今後も引き続き、県に対し立地基準の緩和を要望してまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（古川文雄） 3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） それでは（2）番、今後の、今度は駅東の開発です。こちらについての方向性、お尋ねいたします。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（根本 博） 3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

鏡石駅東第1土地区画整理事業は、平成12年8月の事業認可から23年が経過しております。今後の鏡石駅東第1土地区画整理事業の予定は、現在、調整池や道路整備を行っている健康福祉センター周辺において、地権者への境界の確認をし、年内の使用収益の開始を予定しております。

今年度からは、第3工区の東側の道路縮小工事にも着手します。県道南側の第2、第4、第5工区につきましては、事業着手に向けて準備として流末水路の路線測量を実施します。また、第2、第4、第5工区の整備促進及び大規模産業用地を確保するために、検討業務について業務委託の発注を行い、業務の内容につきましては、企業のニーズ調査を実施し、現在の宅地用の区画から産業用地の大街区としての変更についての検討を行い、道路の計画も大幅に変えることから、区画整理事業全体の事業計画や換地計画の影響を検証し、今後の事

業推進に向けての留意点の重視や、対応方針を決めていくことを想定しております。

今回の産業用地検討業務委託につきましては、第2、第4、第5工区の方が見えてくると思っていますので、随時情報提供を行いながら、意見等をいただきながら進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（古川文雄） 3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） それでは（3）、町内のその他の地区における都市計画はあるか、お尋ねをいたします。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（根本 博） 3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

駅東第1土地区画整理事業以外の市街化区域における大規模な未利用につきましては、県道成田・鏡田線と4号線及び、さらには町道笠石・鏡田線に挟まれた、笠石・西中地区と鏡田・高久田地区の4号国道線東側の地区があります。

笠石・西中地区につきましては、細長い土地が多く、接道がないことや、矢吹原土地改良区の大きな水路が通っていること、また、国道4号線と宅盤の高さが違うことなどが重なって、住宅建築が難しいため、宅地化が進んでおりません。

また、鏡田・高久田地区につきましても、鏡田・高久田地区計画が作成されておりますが、細長い土地が多く、接道がないこと、国道4号線と宅盤の高さが違うこと等が重なって、住宅建築が難しいため、笠石・西中地区と同様に宅地化が進まず、未利用地が多い状況となっております。

どちらの地区も市街化区域編入から数年が経過しているため、今後どのような手法で市街化をするべきか、引き続き、調査研究を実施してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） （4）の質問ですが、この都市計画におけるゾーニング、これはすみ分けということだと思うんですが、これについてどのような施策を講じているか、お尋ねをいたします。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（根本 博） 3番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

鏡石町の行政区域面積は3,130ヘクタールであり、そのうち2,300ヘクタールが都市計画区域となっており、道路や公園、下水道等の都市施設を整備し、優先的に市街化を推進すべき区域として市街化区域が356.6ヘクタール、農地や緑地の保全を優先し、市街化を抑制する区域として市街化調整区域が1,944ヘクタールとなっております。

なお、残りの825ヘクタールにつきましては、都市計画の制限がない都市計画区域外となっております。

また、市街化区域には用途区域を指定し、内訳としましては、住居系の面積が214.5ヘクタール、商業系が8.3ヘクタール、工業系が132.8ヘクタールとなっております。住宅系が約60%を占めているという状況となっております。

このように、土地の健全な発展と秩序ある整備を図っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） 7の質問に移ります。

町民の政治参加について。

（1）番、選挙の投票率を向上させる施策をどう考えるか、お尋ねをいたします。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（吉田竹雄） 3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

町としましては、投票率を向上させるために啓発活動に取り組んでおります。これまでは、主に広報紙や防災無線を利用してまいりましたが、投票率は減少傾向にあります。

今後は、特に若い年代ほど投票率が低い傾向があることから、公式SNSを活用した情報発信を強化してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） （2）番、選挙投票所のバリアフリー化は、既に徹底されているかお尋ねいたします。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（吉田竹雄） 3番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

町では、全ての方が投票しやすい環境整備を進めており、バリアフリー対策、エアコン設置、トイレの洋式化、スロープ設置等の工事を行っております。



しかしながら、投票所は集会所を利用していることから、建物の構造上、バリアフリー対策ができていない集会所もあります。

今後も投票所となる集会所の改修を進め、環境改善を進めてまいりたいと考えております。  
以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） （3）番、町政懇談会の開催は予定されているのか、お尋ねいたします。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（吉田竹雄） 3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

町政懇談会については、前は令和2年度に各行政区を対象として、町づくり意見交換会を開催しております。行政区を単位とした町政懇談会を開催することは、町民の皆様の生の声を町政に反映できるとともに、町の将来の在り方について意見交換できる貴重な機会となりますので、本年度中に各行政区を対象とした町政懇談会を開催したいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） （4）番、町における各種委員の人選に公募制を導入すべきと思いますが、いかがお考えか、お尋ねします。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（吉田竹雄） 3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

町における各種委員の人選につきましては、委員会の職務の専門性や必要とする経験を踏まえて委員を任命しております。

委員の候補につきましては、町民の多様な意見を反映する必要がある場合に行っており、町第6次総合計画に町民の意見を反映させるための鏡石町まちづくり委員会において、委員を公募いたしました。

今後も、町民の町政への参画を図るため、委員の職務に応じて公募を実施してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） （5）番であります。

若者の政治参加を促すための施策をどう講じていくのか、お尋ねをいたします。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（吉田竹雄） 3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

若者の政治参加を図る取組につきましては、毎年開催している子ども議会を通じて、子供時代からの政策提言や政策反映を体験することで、将来の政治への関心を高める取組を行っております。

また、成人式において選挙啓発資料を配布し、投票率を高める取組を行っております。

今後も、このような取組を継続してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） これで私の一般質問を終わります。真摯な答弁、前向きな答弁、ありがとうございました。

○議長（古川文雄） 3番、吉田孝司議員の一般質問はこれまでといたします。

暫時休議いたします。

休議 午前11時36分

開議 午前11時38分

○議長（古川文雄） 休議前に引き続き会議を開きます。

---

#### ◇ 円谷 寛

○議長（古川文雄） 次に、11番、円谷寛議員の一般質問の発言を許します。

11番、円谷寛議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） ただいまご指名をいただきました11番議員の円谷寛であります。

今定例会は16回目というのは、4年ごとの改選の時期で、議員の任期が終わる直前の定例会でございます。この最後の一般質問の2番目の質問をさせていただきたくてございます。

私は今回で126回目の一般質問になります。手前みそになりますが、これはちょっとした数字ではないかというふうに自負しております。

前回3月定例会から僅か3か月の間にも、我々の社会は大きな変化が起きまして、これは注意深く見極めていかないと、大変な時流に流されてしまいそうであります。

5月19日から21日に開かれた、被爆地の広島で開かれた先進7か国首脳会議、いわゆる

G7サミットは、マスコミのご祝儀報道もあって、ウクライナのゼレンスキー大統領の出席もあったために大成功した。この機を逃さず解散総選挙をすべきではというふうな自民党市議からの話が出る4月ですが、冷静によく見てみれば、そんな成果があったのか、大いに疑問のある内容ではないのかと思うのであります。

被爆者のサーロー節子さんは、自国の核兵器は肯定し、対立する国の核兵器は避難するばかりの発信を被爆地からするのは許されないと述べていますが、まさに正論であると思います。世界唯一の戦争被爆国日本が、核兵器禁止条約を進めずに、アメリカの鼻息をうかがいながら、広島を自分の出身地として宣伝に利用するのは全くの欺瞞であり許されないことであります。アメリカの要求で軍事費を倍増させるという岸田首相の平和の呼びかけは、全く人々の胸に響かないものがございます。

3月にノーベル文学賞を受賞した大江健三郎さんが亡くなりました。また、世界的ミュージシャンの坂本龍一氏も続けて亡くなっています。これは、私どもにとり本当に大事な人を失いました。

私は若いとき、大江健三郎氏の文化講演会に、東京や仙台までよく出かけていました。主なテーマは、戦後世代についてとか、改めて戦後世代についてなどというテーマで、終戦まで軍国少年として、天皇陛下のために死ぬことが人間の最大の人生なんだというふうな教育を受けてきて、ある日突然、終戦と同時に180度人々の価値観が逆転をしたわけでございます。平和憲法の衝撃と感動というものは、彼にとって忘れることができないと、この衝撃の大きさは、その後の人生に大きな影響を受けて、今の人生があるということでした。

そしてまた、彼はそのことを大切に生きてまいりました。平和を守り、民衆を守るために、やはり人々は頑張らなくちゃならないと、そういう理念を持ってきた人だと思います。

また、大江さんも坂本龍一さんも、脱原発運動を熱心に取り組み、震災と原発事故のあった2011年の夏には、代々木公園で開かれた脱原発集会、いわゆる「さようなら原発17万人集会」の代表呼びかけ人になられて挨拶をされました。私も参加をしておりましたが、ほかにも瀬戸内寂聴さん、経済評論家の内橋克人さんなどが呼びかけ人として挨拶をされておりました。

これらの方々が亡くなられて、脱原発運動も少し勢いが弱くなったと見たのか、政府は原発回帰の方針を今、強く進めてきております。原発事故の悲惨な状況は少しも変わっていません。たまり続けるトリチウムを含んだ汚染水を海に流し込み、日本漁業に決定的なダメージを与えようとしており、汚染土や放射能廃棄物のフレコンバッグの山はどんどん増え続けております。県外で処分するという方針は、受入先のないままどんどんたまり続けています。事故のあった原子炉の処理には、今後何十年かかるのかめどは立っていませんし、廃棄物の最終処分場は全くめどの立たないまま時間が過ぎていきます。

北海道の貧しい自治体が、金をもらえるなら調査だけでもと名のり出ても、もう設置は住民が反対するから、やる気はないというふうな状況だと思います。

こんな状況で、今まで40年が限界と言ってきた原発を60年以上使うと方針を発表しています。しかも、事故などで休んでいた期間は60年の期間に計算しないということまで決めています。全く、福島県民はもとより、国民をいつまでだまし続けるのか、政府と電力資本の悪辣な国民犠牲の原発政策はとどまることを知りません。

そんな中で、社会の矛盾は一層拡大し続けております。非正規労働者40%の社会で、結婚できない若者が増え続け、少子化はますます深刻化をしており、異次元の少子化対策は、財源も示さないままに軍事費倍増との両立は、財政破綻のハイパーインフレ化、消費税倍増の国民生活破綻化の行き先を暗示しているとしか見通せない状況であります。

自公政権の破綻は時間の問題と言わざるを得ません。

それでは、通告書に従い、具体的質問を行います。

前置きは長いんですけども、私の通告書は、ご覧になっていただくと分かるように、大変単純明快に書いておりますので、ぜひ単純明快な答弁もお願いしたいと思います。

まず第1点は、成田遊水地事業への町の取組についてであります。

これは、私はこの遊水地事業は、出てきてから毎回このテーマでの質問を出しております。これはなぜかということですが、これは大変重要な、町にとっても私どもの住む成田行政区にとっても、大変な重大な問題だからであります。

元は宿屋敷と呼ばれた今回の遊水地予定地は、大変歴史が古く、成田の中核的な土地でございます。ここは各名字ごとに、本家本元の名字だけで呼ばれる家は何軒もありまして、例えば添田。私は前に、子供のときに母親に、ただ添田とだけ呼ぶから、成田に添田というのはいっぱいあるだろうと言ったらば、言っているんじゃないと、添田という名字だけで通じる家は1軒しかないんだ。高宮という家も1軒しかないんだ。そして、円谷という家も1軒しかないんだと。こういうことを聞かされてきました。

それだけもう歴史があって、本家本元がこの集落に存在をしていたわけですが、これらの家が全部この遊水地の水底に沈められてしまうんですね。こんな大事な問題は、今まで町にあったのでしょうかと言いたいくらい大変な問題です。本当にたくさんの農地が、私は遊水地というよりはダムと呼んでいるんですけども、このダムの底に沈んでしまう。今はそこから町は固定資産税をもらっていますし、例えばハウスなどの所有者の経営の農家は、数千万もの所得を上げている農家が何軒もあるんですね。

こういう所得が消えてなくなってしまうんです。その人たちの町民税も入らなくなる。これらの補償があるのかと、私は説明会で国土交通省の役員に聞いたんですね。例えば国鉄なんかは、私も前は勤めたことあるんですけども、赤字のローカル線を運営していて、その

線路あるいは駅舎の固定資産税を自治体に払うんですよ。それがこれほどの土地を改良のために犠牲にして、全く何の交付税も出す人たちもないんだというんですね。これは大変町が貧しくなることではないのかと私は思って、この問題を重視しているわけですが、取りあえず、当面、成田のその水没する農地の所有者の農家と、家が、宅地がダムの底に沈む、そういう人たちの不安を、ぜひ我々は最大限、この不安を解消するような取組をしなくちゃならないというふうに思うわけですが、まず第1点は、成田上流地へ第二遊水地を設置してはどうかということですね。

これはなぜかという、浜尾遊水地、須賀川に造りましたね。そして、その浜尾遊水地の造った浜尾という集落は、2019年の水害でほとんどの家が水没したんですね、床上浸水で。本当に遊水地は地元のためには役に立っていないということが明らかになっているわけですね。成田の場合もそういうことだろうと思うんです。遊水地はできても、その残された周辺の家は、恐らく大水が出た場合は、阿武隈川の水位が上がっていくわけですから、これはなかなか鈴川や諏訪池川の水は流れていかない。そうすると、それが滞って周辺の住宅がまだ残っているわけですから。私の母親の実家なんかもありまして、この前は、家は既に取り壊してなかったんですが、隣の大和田さんという、我々は通称マンジュウヤと呼んでいるんですけども、その家なんか水没されて笠石のほうに転居をされておりますが、そういうことをなくするために、ぜひ第二遊水地というものを上流に設置したいとかということを提案し、町の取組を要請するところであります。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） 11番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

成田上流地への第二遊水地の設置要望につきましては、以前から円谷議員さんからはご提案をいただいているところでございます。特別委員会の中でも、国に対しまして直接ご意見されたことについては、私も同席しておりますので認識してございます。その際、国からの回答では、現在進めている遊水地整備計画につきましては、阿武隈川緊急治水対策プロジェクトとしての位置づけがあり、阿武隈川本川の治水対策の一環で進められているものというふうな説明はあったかと思えます。

その際にも、現時点では国からは第二遊水地の整備については、具体的な検討や前向きな回答は残念ながらいただけていないというふうな状況であることは認識のとおりでございます。

私も成田遊水地につきましては、昨年の就任以来、説明会、そして協議会の中で出席をさせていただいて、地域の皆さんから多くの意見をいただいております。そんな状況も踏まえながら、先月24日には、阿武隈川上流改修促進期成同盟会ということで、流域の13市町村

で構成しているわけでありますが、その中で、鏡石町と矢吹町、そして玉川村の各村長、町長が出席をし、その状況を説明させていただきました。その中でも、本町においても、いわゆる過去の被害の状況も踏まえながら、今回は住民の皆さんのご理解をいただいて、今現在進んでいるというふうなことはお話をさせていただき、その中でもこの現状を流域の市町村の皆さんにも知っていただきたいというふうなことでのお話をさせていただき、ご協力をお願いしたいというふうな状況を説明させていただきました。

期成同盟会の会長は福島市長でございますけれども、その中でも前向きな回答をいただいているところでもありますし、いわゆる治水については、阿武隈川は西郷村から始まっておりますので、そちらのほうから含めての流域の市町村の皆さんにもご協力をいただきながら、いわゆる第二遊水地としての考え方ではなくて、今のところは、治水として上流でできるところは、今現在は本流、阿武隈川に流す前にそれぞれ、いわゆるため池の改修やら浚渫やら、そして隣の須賀川市では田んぼダムの考え方も出ております。

そういった形で、阿武隈川本川に流す前に、いわゆる支川の中で、いわゆる流量を調整していくというふうな考え方もあるようでありますので、そんなことも考えながら進めていきたいと思っています。

当面は、いわゆる緊急治水プロジェクトの中での遊水地の整備ということで、7月からというふうに聞いておりますけれども、具体的に宅地、建物のいわゆる補償の関係の個別補償の協議に入っていくというふうなことも聞いております。その推移を見ながら、住民の皆さんの立場に立った形で取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） ここで、議事の都合により昼食を挟み、午後1時まで休議といたします。

休議 午前11時54分

開議 午後 1時00分

○議長（古川文雄） 休議前に引き続き会議を開きます。

11番、円谷寛議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） 午前中に引き続き、質問をさせていただきます。

1番の成田上流地事業への町の取組についての（2）番は、成田の失われる住民の所得をどう確保するのかという問題でありまして、3点ほどここに通告をしてあります。

①は、縮小する農家経営をどう守るのか。これで、具体的なものとして、やっぱりライスセンターの設置を検討すべきではないか。というのは、非常に田んぼが縮小、遊水地になってなくなってしまいますので、零細になった農家が、それぞれコンバインとか乾燥機、粃摺

り調整の施設などを設置するというは大変になっていくので、この辺を検討すべきでないかということですが、よろしくご検討お願いします。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（吉田光則） 改めまして、こんにちは。

11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

成田地区では、基盤整備事業により整備された優良な農地約100町歩が遊水地事業の整備対象地となっているということになっております。これを機に、水稻から施設園芸の経営転換あるいは離農を検討するなどの声も聞かれているような状況でございます。

ご提案いただいておりますライスセンターの設置につきましては、成田地区の担い手農家さんなどで構成されます鏡石成田地区農用地管理委員会の役員会などでも話題に上っております。ですが、現段階では住宅の移転先、生活拠点の確定というところに至っておらず、そちらが最優先の検討事項となっているような状況でございます。

ライスセンターを含めた今後の営農計画について、具体的かつ詳細な検討には至っていないというのが現状ということで認識しております。

こちら、ライスセンターの設置につきましては、今後の営農計画、検討に合わせまして、農家の方々の考えをしっかりと伺いしながら、できる限りの支援をしてみたいとこのように考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 11番、円谷寛議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） 前後関係で、やはり新しい宅地を選ぶにしても、そういうものを町として造るという計画があれば、宅地面積なども少なく済むわけです。ですから、その辺はなるべく早く、やっぱり明らかにすべきではないかと思えます。

②番は、道の駅または大型の直売所を設置すべきではないかということですが、これについても答弁をお願いします。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（吉田光則） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

道の駅や大型直売所の設置につきましては、前回の第15回定例会一般質問のほうでもご質問いただいております。令和5年度当初予算において、農家の方々が引き続き営農を継続できるよう農作業の効率化や共同化への取組、生産した農作物の6次化商品の開発、販売などに関する先進地視察に関する経費を計上させていただき、視察研修の内容や農家の方々の

意向などを踏まえながら検討してまいりたい旨、ご答弁させていただいているところでございます。

今後行われますこれからの営農計画に対する具体的かつ詳細な検討の結果を踏まえた農家の方々のご意向、それから町内商業者の方々のご意見等々をお伺いしながら、こちらは検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 11番、円谷寛議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） これについても一言あるんですけども、お隣の天栄村は道の駅を2か所に設けてありますね。我々も数多くの自治体に研修に行っていますけれども、まちおこしに積極的な町村はほとんどこの道の駅というものを設置して、農家の販路を確保しているということでございます。

我が町でもこれは、成田遊水地事業にこだわらずとも、これは将来は必ず設けていくべきではないかというふうに思っています。

③番、駅東準工地区に工場誘致を早急に進めるべきではないかということですが、これについてもお答えをお願いいたします。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

鏡石駅東第1土地区画整理事業につきましては、第2、第4、第5工区の整備促進を図るため、令和5年度、今年度におきまして、企業立地に関するニーズ調査を実施し、その結果を踏まえまして、街区の変更案等を検討している最中でございます。

今後は、その調査結果を基に、県の企業誘致推進協議会、東京事務所、名古屋事務所、賛助会員となっております一般財団法人日本立地センターなどと連携した企業誘致活動や企業立地セミナーなどへ参加し、企業誘致を進めていきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 11番、円谷寛議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） この件についても、先ほど最初に申しあげました第二遊水地という問題と私は関係させて取り組むべきじゃないかというふうに思うんです。

と申しますのは、この準工地域の一番東側には、遊水地を造るという最初からの計画があるわけですが、この周辺の土地の買収が大変難しい状況にあるんです。というのは、大変横やりを入れた疑義がありまして、元木賊町長の時代に特別高い値段でこの土地を買っ



ているんです。土地は大幅に値下がりをしておりますし、農地に至っては、もう全く話にならない安い値段で今売買されているわけです。ですから、ここを今の不動産鑑定士で鑑定すれば、本当に安い値段が出てくるはずですよ。

しかし、その残っている市街化区域の工業準工地域の人たちは、隣の田んぼが650万円で売買がされてきたんです。そこを今の相場でいけば、本当に極端に安くなるんですけども、そういう値段で売ってくれる人がなかなかまとまらないと私は思うんですよ。

ですから私は、ここは思い切って町がこの調整区域の範囲に遊水地として、できれば国にお金を出させる、国・県にお金を出させるということで造って、そこに池があれば、上流の調整池は要らなくなるんです。それは私は経験があるんですよ。いわゆる境の区画整理やって、私は質問したんです、当時の担当者に。ここに遊水地は要らないのかと、これだけの開発するのと言ったならば、西側に高速道路の向こうに七曲池という池があるんだと。この池を活用すれば、調整池は要らないんだという説明だったんですよ。

ですから、これは我々がそこに遊水地等をして、名前は何でもいいんですけども、羽鳥と豊郷の中間辺りに、非常に安い値段で農地を今売買されていますね。ですから、そういう土地を買って、そしてそこに調整池を造れば市街化区域の高い土地を使って池を造る必要はない、こういうこと言っているわけでございまして、この辺も検討課題ではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） ただいまのご質問、ご意見にご答弁を申し上げます。

ただいまのご意見につきましては、以前の一般質問の中、それから協議会の中でもご提案をいただいております。非常に貴重なご意見でありますので、私のほうでこれから進める中にあることは、国のほうにも申し上げながら、どのようにしたらいいのか、そしてまた、準工地域の開発に伴っての非常に貴重な土地でもありますので、いわゆる調整池の整備機能を兼ね備えたものとしてできるのであれば、それが一番、ご提案のとおりであれば一番いいわけでありまして、その辺の可能性についても検討させていただきます。ありがとうございます。

○議長（古川文雄） 11番、円谷寛議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） 次に、大きい2番目の議会を全ての町民に開かれたものにするということについてでございますが、（1）番です。

今の議場は、障がい者に対し閉ざされているのではないかというふうに思うんです。速やかな改善をすべきではないか。傍聴ももちろんですけども、議員に立候補するのにしても、

今の議場ではなかなか障がい者は立候補しにくい、そういう状況があるんじゃないか。

しかし、町民全てに議員になる資格はあるわけですし、傍聴をする資格があるわけです。ですから、これは早急に改善されなければならないというふうに思うんです。この点について、まずお尋ねをいたします。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（吉田竹雄） 11番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

議場はこれまで設備改修等は行ってまいりましたが、議場の大きさは従来そのままとなっております。議場につきましては、障がい者だけでなく全ての町民が利用しやすい環境にすることが重要であると考えております。

議場は2階にあるため、車椅子など、階段の上り下りが困難な方が来庁された場合は、職員がサポートして昇降時の補助を行い、傍聴席へ誘導配置するなど、なるべくご不便を来さないよう工夫しながら対応させていただいております。

庁舎の老朽化が進み、議場だけではなく庁舎全体をバリアフリー対策としなければならないことから、改修費用の確保など大きな課題を踏まえ、対応してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 11番、円谷寛議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） そこで提案でございますが、（2）番のエレベーターの設置は大変金がかかるということであるので、今度、健康福祉センターができて、あの勤労青少年ホームの中の課が移転をいたします。あそこがかなりのスペースが空くはずでございます。やはり健康福祉センターにも我々の見てきたところにはエレベーターがありますし、スペースもかなりあるんで議会はできると思うんですけれども、やはり本体の役場がここにあって、あそこまで一々職員が議会やなんかで移動するというのは大変でございますので、やはり現実的なのは、勤労青少年ホームの1階に議場を設置すれば、エレベーターも要らないし、現にスペースが空くわけですから、非常に合理的ではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（吉田竹雄） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

勤労青少年ホーム1階を議場に設置するご提言につきましては、現在、勤労青少年ホームで業務を行っている福祉こども課と健康環境課が健康福祉センター開館に伴い移動することから、跡地利用として進める公共施設集約化計画への貴重なご意見として承らせていただき

ます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 11番、円谷寛議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） ぜひ、これは前向きに検討していただきたい。議員の成り手がないと言われていますが、障がい者は、なりたいと思っても、そういうエレベーターもない施設でどうやってここに上がるのか考えたらば、立候補だってちゅうちょしてしまうだろうと思うんですね。ぜひ、この問題を前向きに検討していただきたいというふうに思います。

3番、次の3番は郵便ポストの維持についてでございますが、広大な成田に、私の認識では、間違っているのかどうか分からないですけれども、郵便ポストというのは1つしかないんじゃないかと思うんですが、これは非常に異常ではないか。町はこういうことにどう対応してきたのかというものをお尋ねいたしますが、私どもの西原十文字に会田商店というのがありまして、酒屋さん、たばこ屋さん、食料品とかガソリンスタンドなんかもやっていたんですが、倒産をしてしまいまして、今は第三者が、今工事をやって進めているんですが、郵便ポストは撤去したままでございます。

こういう問題について、町はどういうふうに対応してきたのかをお尋ねいたします。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（吉田竹雄） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

郵便ポストにつきましては、町内に17か所設置されており、行政区当たり平均1.3か所となっております。ポストの多くはコンビニエンスストアなどのお店に設置されており、成田区には現在、成田簡易郵便局ポスト1か所のみの設置となっております。

また、令和4年度の全国の郵便物の総数は、ピーク時の平成13年度より45.1%減少していることなどから、全国のポストの総数は、平成15年度の18万6,000本から令和3年度には17万6,000本まで約1万本減少している状況です。

これまで、ポストの新設について、町から郵便局には特別に要望をしてはおりませんが、今後、遊水地整備による居住地移転などにより、ポストが必要と見込まれる地域においては、ポストの新設について郵便局に要望してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 11番、円谷寛議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） ぜひ、これは前向きな検討をお願いしたいんですね。郵便物が減るといっても、郵便配達は毎日、土日は除くんでしょうけれども、しているわけですから、その

集配のついでに、配達のついでに収集もしていくわけですから、これはポストがやはり増えたからといって、直接的に集約物が増えるというものでもないと思いますので、表向きは自治体と提唱しながら運用を進めるなんて格好いいことを言っているんですけども、実際はこういうことをやって住民に不自由な思いをさせているわけですから、これはもっと強く要望を出すべきだというふうに思います。

4番は、健康福祉センターへの温泉施設設置についてでございます。

(1)として、何を称して「健康福祉」なのかということでございますが、いまいち内容が明確ではない。単なる健康環境課と、それから福祉こども課を移す、それだけにあれだけの建物というのは、全くもってもったいない。役場ができるんじゃないかと思うような外観を見ても、内容を見ても、エレベーターもあるし、それでいて、どういうことで町民の健康福祉を推進するのかということがいまいち明らかでない。

例えば、矢吹町でいえば、健康センターというのは、あゆり温泉と温水プール、この2つなんですよ。これが健康センターとなって運営しているわけですよ。私が調べたときに、矢吹町は60歳以上の人をただでプール、温泉、ジャグジーに、温泉が入っているプールに60歳以上を無料で入れていたんですよ。

私、介護保険の掛金を調べたんです。そのときに、今はちょっと変わっていると思うんですが、鏡石よりも標準のクラスで1か月の介護保険料が1,200円も安かったんですよ。ですから、こういう形で具体的に健康増進を図るような、そういう健康福祉センターにしないと、建物だけ新しくしたって中身は何も変わらないということではしょうがないんじゃないか。

この辺のご検討はどうなっているのかをお尋ねいたします。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（菊地勝弘） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

現在は、町内の健康福祉施設が分散している状況や、老朽化している状況にあります。健康福祉センターには、健康や福祉機能の集約化を図るため、鏡石町社会福祉協議会、鏡石町包括支援センター、鏡石町シルバー人材センターなど福祉の分野が一体的となり、子育て支援から高齢者支援まで住民サービスの利便性を図り、全ての町民の福祉の向上につながる施設となっております。

施設内には、約400名収容できる多目的室を設置し、集団健診会場としての施設利用、乳幼児健診など定期健診での活用が計画されております。

相談室も3室あり、健康、福祉、障がい、介護、生活困窮など様々な相談を受けることができます。

2階には、キッズルームを配置し、子供と母親の交流、触れ合いの場としての活用も計画

されており、町民目線で心身ともに健康で生活できるような、健康や福祉事業を進めていきたいというふうに考えております。

なお、ご質問の温泉施設整備については、現在建設しております健康福祉センターには計画はございませんので、ご理解をお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 11番、円谷寛議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） だから、具体的に何を称して町民の健康増進を進めるのかという目的意識的なものが、ちょっと足りないと思うんですね。これは、これからもやっぱり十分考えてもらわなければならないと。やはり温泉、近隣の市町村でも大変多くの市町村がこれは持っておりますので、我々としてもそういうものは、お年寄りなんかには特にいいのではないかと。そこに集まって、みんなで話をする、そういう世間話をするなんていうことも、やはりこれから認知症の予防なんかにも大いに役に立っていくんではないかと思うんで、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

5番目は、結婚相談事業への積極的な取組についてでございますが、（1）番としては、少子化対策。今、政府も異次元の少子化対策なんて言っています。しかし、財源も明らかになっていない。本当に無責任な状態で何が異次元かと言いたいですけれども、やはり少子化対策では、結婚ができない、そういう若い者が増えているのはなぜか。雇用制度が非常に崩壊をしております、非正規の若い者が増えている。非正規労働者が労働センターに4割も占めるに至っていると。これは小泉内閣以来のグローバリズム、新自由主義の中で、雇用が非常に劣化をさせられたと。これが大きな原因ではないかと思うんですが、いわゆる町としても、もっと本腰を入れた対策をすべきできないかというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

当町におきます未婚率につきましては、令和2年度の国勢調査によりますと25.5%と、前回の27年度に比べまして1.3%ほど上昇しております。

また、内閣府が公表しました令和2年度におきます少子化に関する国際意識調査報告書におきましては、結婚、同棲、恋人、いずれも必ずしも必要でないという回答の方が39%と高い確率になりました。

そのような中、当町におきましては、婚活支援イベントとして若者の出会いの場となる婚活イベントを実施しております。昨年度におきましては、コロナ禍が落ち着きましたので3

年ぶりに開催しまして、34名の方に参加いただきまして、その場においては8名の方がカップリングになったというような形でございます。

また、結婚新生活支援事業としまして、町内で結婚される方に助成金を交付する事業も実施しており、少子化対策の一環としているのが現状でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 11番、円谷寛議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） 非常に難しい問題ですよね。だから一生懸命結婚相談を進めようとしても、いわゆる非正規で生活にめどが立たないというような状態の場合は、かなりこれは難しいんです。でも、やはり町政としてできるだけことはすべきではないかと思うんです。

そういう意味で、（2）番の、町に前にあった結婚相談員制度というのは、やはりここに至っても再度検討すべき課題ではないかと思うんですが、これに対するお考えをお尋ねいたします。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

結婚相談所につきましては、平成8年頃に設立されまして活動されておりましたが、そのうちプライバシーの意識の高まりや、交流イベントを開催しても、特に女性の方の参加が集まらなくなってしまっているというような状況が続きましたので、平成16年度をもって廃止された経歴がございます。

町としましては、男女とも、先ほど答弁したように未婚率が高くなっている状況から、今後も出会いの場や環境づくり、交流人口増加に向けた取組を進めてまいります。

ただ、現在、出会いの場の環境というふうになりますと、若い方々におきましては、スマホでのマッチングアプリなどが主流となっているという現状もございます。県のふくしま結婚・子育て応援センター等が設立されておりますので、そういった団体や近隣市町村との連携を図りながら対応してまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 11番、円谷寛議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） やっぱこれつくったからと、そんなに未婚者の解消にてきめんな効果はなかなか期待できないと思うんですが、やはりなかなか自分で出会いの機会のないような若い者に、やはりもう少し思いやりというものがあってもいいんじゃないか。

アプリとか何とかと言っていますけれども、なかなかそういうものは、苦手だという、い

いわゆるそういう形での出会いというものは非常にリスクもありますし、いろいろたいへんであるということで、やはり肌に合わないそういう人も多いと思うんで、もう少しこの結婚相談員制度なんていうものの設置について検討すべきであろうと。これからもこの問題は取り上げていきたいというふうに思っています。

6番の空き家対策についてでございますが、(1)番として、町内に散見される空き家は防犯上も大きな問題であります。町は何らかの対策をすべきではないかと考えますが、これに対するお考えをお伺いいたします。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（根本 博） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

鏡石町の空き家状況につきましては、平成30年度に空き家実態調査を実施し、空き家が89軒で、空き家率は約2.1%となっている状況です。

空き家を放置すると、家屋倒壊の危険、雑草の繁茂や害虫の繁殖による環境悪化、放火などの防犯性の低下などが問題として発生します、が想定されます。

町では、令和元年度に鏡石町空家等対策計画を策定し、空き家の把握を行い、空き家について適正管理の啓発や空き家バンクによる利活用促進を進めているところでございます。

町内においても、近隣住民に悪影響を及ぼす可能性がある空き家が確認されており、空き家の所有者調査や、文書での改善をお願いして行っているところでございますが、所有者が不明であったり、たどるのが難しい空き家も存在しております。

空き家であっても個人の財産のため、行政機関を含め第三者が勝手に処分することはできません。そこで、空家等対策特別措置法により特定空き家として指定した上で対策を行うために、今年度、鏡石町空家等対策計画の更新及び空家等対策協議会を設立し、弁護士や建築士などの専門の方をメンバーとしまして、協議会の中で除却の可能性などを含めて検討してまいります。

また、今後は、国の空き家対策総合支援事業を活用しながら、空き家所有者が建物の除却や、活用する際に活用できる補助金についても調査してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 11番、円谷寛議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） これ、町の環境というか、物すごく風紀が悪くなるんですね。そういうところさ、何というか、ホームレスとかあるいは不良が住み込んだり潜り込んだりすると、いろいろな事件のもとにもなるわけですから、やはりこれは本気になって進めないとならないと思うんです。

これは、所有権とか何かも大変難しいと思うんですが、例えば、私の知っている笠石などでは、みんなで相続放棄をしてしまって、何か持ち主がないみたいなのがブルーシートをかぶって、戸なんか半分開けっ放しみたいになって存在しているわけですよ。ああいうところさ潜っていろいろ悪いことなんてされると、火事なんて起こされると周りが大変迷惑をするわけですから、もう少し身の入った対策が必要なんではないかと思うんですけれども、今言った中身で、何か実績が上がっているということがあるんでしょうか。その辺をお尋ねいたします。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（根本 博） 11番議員の再質問にご答弁申し上げます。

先ほど申し上げましたように、あくまで空き家については個人の財産ということでございます。ですので、勝手に、行政も含めて手を出すことが非常に難しい状況です。

ただ、今回、法律のほうも改正されまして、緊急性があるものに関しては代執行というのでも可能性的には出てきましたので、そのためにも今度は町のほうでも協議会設置をしまして、その中で特定空き家等の設定もしながら進めていきたいという形で考えておりますので、また、現在までそういう実績はございませんが、これからはそういう形で速やかに、なるべく空き家の処分ができるような形で進めたいと思います。

また、財産の管理も必要になりますので、財産管理人の選定もする形になりますので、そうならば弁護士のご助言なり、資格ということでお願いする形になりますので、それも含めて、今後は対応していきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（古川文雄） 11番、円谷寛議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） 相続放棄というもので完全に宙に浮いちゃっているような物件は別として、やはりその前に、非常に防犯上問題になるような、そういう住居になる前にもう少し活用すべき方法もあるのではないかというふうに我々は考えるんです。

住まいに困っている人だっているはずですから、そういう人たちに安く貸家として提供するなんていうことも、やはりもっと取り組んで進めるべきではないかというふうに考えるんですけれども、この辺について、何か町としての考えはあるんでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（古川文雄） 円谷議員、6の（2）の質問でよろしいですか。

○11番（円谷 寛） はい、そうです。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。



企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

議員のおっしゃるように、空き家の有効活用、これ非常に大切な問題だと思っております。そのため、鏡石町におきましては、鏡石町空き家バンク実施要綱を平成31年に定めまして、町内の空き家等の情報を提供する事業を実施しているところでございます。

登録となりました空き家につきまして、現況を確認した上で町のホームページでその情報を公開しまして、利用申込みを可能とすることで活性化に、活用化につなげるものとしております。

空き家バンクに登録された物件につきましては、改修工事や残存する家財の処分を行う場合に一定の補助金を交付しており、併せて、福島県におきまして空き家再生・子育て支援事業として、町の空き家バンクに登録された物件の改修工事に一定の補助金を交付しまして、空き家の適切な維持管理、有効活用に努めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 11番、円谷寛議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） 今の再質問ですが、細かい数字、ちょっともう一回確認したいんですが、この空き家バンクに登録されている件数と、何件あって、また再生交付金というのはどの程度の交付金が下りるのかを教えてくださいたいと思います。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 11番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

空き家バンクの実績という形になります。元年には始めたばかりで実績はありませんでしたが、2年、3年に登録が、2年に3件、3年に2件。そのうち、令和2年につきましては、3件中、登録されたものが3件成約になったと。令和3年におきましては、登録2件につきまして成約1件という形になっております。令和4年度につきましては、ちょっと今のところ実績が載っかっていなかったという形でございます。

なお、改修工事につきましては、いろいろと条件ございますが、20万円を上限に改修工事のほうに助成をしているのが現状でございます。

ただ、工事の2分の1上限ですね、工事自体が40万円以上じゃないと上限まではいかないかなというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 11番、円谷寛議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） なかなか今、所有権の問題なんかというのは難しいと思うんですが、やはり町が非常に荒れるというんですか、そういう面でこの空き家対策というものは、これから本気になって取り組んでいただきたいというふうにお願いして、私の質問を終わります。以上です。

○議長（古川文雄） 11番、円谷寛議員の一般質問はこれまでといたします。  
暫時休議します。

休議 午後 1時37分

開議 午後 1時40分

○議長（古川文雄） 休議前に引き続き会議を開きます。

---

◇ 畑 幸 一

○議長（古川文雄） 次に、1番、畑幸一議員の一般質問の発言を許します。  
1番、畑幸一議員。

〔1番 畑 幸一 登壇〕

○1番（畑 幸一） 1番、畑幸一です。

通告により一般質問をさせていただきます。

任期最後の一般質問であります。簡素でリアルな質問をいたしたいと思えます。

爽やかな季節となりました。田植の作業もほぼ終わりに近づいたと思えます。久しぶりにグリーンロードを歩いてみました。水田が太陽の光できらきらと輝いて青空を映していました。鳥見山は若葉が青葉に変わり、自然の豊かさを感じられました。「目に青葉山ホトトギス初鯉」江戸時代の俳人山口素堂の句であります。牧場の朝のまちな風光明媚な初夏の情景を打ち出す俳句と思えます。

それでは、早速質問に入らせていただきます。

1、牧場の朝の町づくりの重点事業について、2点ほど伺います。

町づくりにふさわしい町の特徴をどう生かして発信するのか。リブランディングプロジェクトの構想と施策についての記念セレモニー等の事業展開を図るとあるが、具体的な事業内容の中身を伺います。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。  
町長。

○町長（木賊正男） 1番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

唱歌「牧場の朝」リブランディングプロジェクトにつきましては、昭和58年3月9日に制定されました我が町の町民憲章の全文で、町づくりの根幹となる内容がうたわれております。

また、鳥見山公園内には、昭和58年11月27日に建立いたしました唱歌「牧場の朝」の歌碑があり、どちらも今年で40年を経過する節目の年となります。

このようなことから、唱歌「牧場の朝」のモチーフとなった歴史ある岩瀬牧場との由来などを結びつけた「牧場の朝のまちづくり」のリスタートとして、各種の事業を展開しながら推進していきたいと考えております。

令和5年度として、具体的な事業内容といたしましては、11年目を迎える田んぼアート事業の絵柄のテーマに、1作品目の平成24年度に手がけました「牧場の朝の風景」の絵柄を磨き上げ、地域ブランドの確立として唱歌「牧場の朝」のまちを描いていく予定で、既に田植も完了しているところでございます。これにより、改めて「牧場の朝のまち鏡石」を多くの方々に発信できるものと考えております。

このほかに、40年の節目を記念したセレモニーイベントや、唱歌「牧場の朝」や岩瀬牧場に関連する情報をまとめたリーフレットの作成などを予定しておりまして、令和5年度以降の牧場の朝のまちづくりについてのアイデアや取組につきまして、新たな視点と鏡石町のさらなる魅力づくりに向けて、各種団体や個人からの意見、有識者から助言などをいただきながら、来年度以降の施策を検討していきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 1番、畑幸一議員。

〔1番 畑 幸一 登壇〕

○1番（畑 幸一） よく分かりました。

リブランディングのプロジェクト事業については、行政経験の豊かな町長のカラーと認識いたしました。

町長就任2期目になりますますが、2年目に入りますが、失礼しました。就任2年目に迎え、魅力あふれる町づくりを目指して、町民に響く明確なビジョンを持って信頼される町政を担っていただきたいと思います。

次、（2）に入ります。

新規事業であります工業団地企業誘致に関わる企業ニーズ調査の方針が新たな工業団地を検討するための企業ニーズなのか、どのような調査を実施するのか、伺います。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 1番議員のご質問にご答弁申し上げます。

鏡石町駅東第1土地区画整理事業におきましては、第2、第4、第5工区の整備促進を図るため、今年度、令和5年度におきまして、企業立地に関するニーズ調査を実施する予定でございます。

その具体的な方針につきましては、現在検討中でございますが、大きな流れとしましては、県内外の製造業や物流業の企業に対しまして、大体1,000社ほどのアンケート調査を行い、その後、誘致に興味をお持ちの企業に対するヒアリング調査等を行っていきたいというふうに考えております。

なお、誘致の目標とする業種につきましては、現時点では特定せずに、広く誘致活動を行い、本町にふさわしい企業においでいただけるような活動をしていきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 1番、畑幸一議員。

〔1番 畑 幸一 登壇〕

○1番（畑 幸一） 誘致となる基盤の用地の確保の意向についてはどうか、企業誘致推進事業の進捗状態はどうか、まるで見えていない、示されていない。企業からのアプローチは何社くらいあるのか、伺います。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 1番議員の再質問にご答弁申し上げます。

ただいま申し上げましたように、ニーズ調査はこれから実施する予定でございますが、その内容につきまして、集計後に速やかに議会のほうには報告したいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 1番、畑幸一議員。

〔1番 畑 幸一 登壇〕

○1番（畑 幸一） また、既存企業のPRも必要ではないかと考えます。上場企業であるニプロ、東レ、はやぶさ2号のタマテック、アトックなど、優良企業が鏡石にもたくさんあります。そういった既存企業のPRもぜひ必要でないかと思うので、ひとつお願いしたいと思っております。

企業誘致戦略の強化プロジェクトの誘致活動の取組がなければ、企業候補はないと思われるので、実現に向けて大いに期待しますので、よろしく願いいたします。

次に移ります。

町の少子化（出生数）を克服するための対策について伺います。

少子化は、地域の存続、社会の……

○議長（古川文雄） 畑議員、2の（1）、飛ばしていませんか。

○1番（畑 幸一） すみませんでした、飛ばしました。

2番の町行政の課題と対応について質問いたします。

ここは、新型コロナによる後遺症の実態の把握について、コロナ感染症の特有の症状で悩んでいる大人や子供たちの後遺症の実態の把握はあるのか、お尋ねします。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（大木寿実） 1番議員のご質問にご答弁申し上げます。

世界保健機関は、罹患の症状、いわゆる後遺症について、新型コロナウイルスに罹患した人で、通常、発症から3か月間以内にある、少なくとも2か月以上持続し、また、そのほかの疾患による症状として説明がつかない症状という形で定義しております。

厚生労働省によりますと、後遺症の症状は、疲労感、倦怠感が多く、次いで呼吸困難、筋力低下、集中力低下などがあります。後遺症は、一般的に時間の経過とともにその大半は改善すると考えられていますが、症状によっては社会的に大きな制限が生じることもあるため、まずはかかりつけ医等への相談を案内しているところでございます。

実態の把握につきましては、国・県・医療機関からの後遺症患者の報告はなされていないことから、町としては把握できない状況となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 1番、畑幸一議員。

〔1番 畑 幸一 登壇〕

○1番（畑 幸一） コロナの感染症は5類に移行されました。引き下げられましたが、感染状況は減少したものの、感染力はとても不安があります。後遺症患者の対応、対策の取組の考えは必要と思われませんが、執行部としてはどういう考えを持っているかお尋ねします。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（大木寿実） 1番議員の再質問にご答弁申し上げます。

後遺症につきましては、やはり目に見える状況もあれば、目に見えず外見では分かりにくい、そういった症状もあるかというふうに考えてございます。長引く症状があるときは、かかりつけ医のほうにご相談いただく。さらには、かかりつけ医がないという方もいらっしゃるかと思いますので、そういう方々につきましては、地域の医療機関などを受診していただくよう案内してまいりたいと考えております。

なお、福島県内におきましては、そういった相談の機関を県内127医療機関のほうでやっております。近隣では須賀川市さんのほうで6医療機関、町内でも1医療機関のほうで受診のほうの対応をしておりますので、そちらのほうをご案内してまいりたいというふうに考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 1番、畑幸一議員。

〔1番 畑 幸一 登壇〕

○1番（畑 幸一） 医療機関の充実した体制、相談窓口、重要と、不可欠な取組の課題だと思いますので、ぜひ検討、支援を推進していただければと思います。要望です。

次、（2）に入ります。

町の少子化（出生数）を克服するための対策についてであります。

少子化は地域の存続、社会の危機感など、深刻な問題になっているが、出生数減少の原因、問題点を克服するアイデアはあるのか。

2022年生まれた赤ちゃんの数は77万。県内では9,470人。1万人を下回りました。当町の14歳以下、子供の割合は13.2%。「こんにちは、赤ちゃん」から「さようなら、赤ちゃん、また会う日まで」の時代になってまいりました。異次元の少子化対策とかこどもまんなか社会とか、財源の確保が重要な課題だと思っております。

婚活イベント事業に対しては毎年やっていますが、8組のカップルというようなことで聞いておりますが、その後どうなっているのかお尋ねしたいと思います。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（菊地勝弘） 1番議員のご質問にご答弁申し上げます。

少子化対策については、町の魅力を向上させて、町外の若者世帯や子育て世帯に移住していただくとともに、安心して子供を産み育てることができる町づくりを進めていきたいと考えております。

少子化対策の具体的な取組といたしましては、来て「かがみいし」住宅取得支援事業により、町外から移住・定住のため住宅取得された若者世帯及び子育て世帯へ費用の一部を補助しております。

また、結婚新生活支援事業として、結婚して新生活を始める新婚世帯に対して、新居取得費や家賃、引っ越し費用などの補助を行い、若者世帯や子育て世帯に移住してもらう取組を行っております。

また、子育て支援といたしましては、令和4年度から出産・子育て応援給付金事業により、全ての妊娠、子育て世帯が安心して出産、子育てできるよう、妊娠や出生の届出を行った妊婦、子育て世帯に対し、出産育児関連用品の購入費助成や、子育て支援サービスの利用負担軽減のため、国・県の補助金を活用しながら、妊娠に5万円、出産時に5万円、合計10万円を給付しております。

そのほか、子育てと仕事の両立支援として、町内保育所、認定こども園への各種助成事業、

つどいの広場や放課後児童クラブの運営事業により、安心して子供を産み育てることができ、子育てしやすい町づくりを進めております。

当町は比較的立地条件に恵まれ、交通の利便性もよく、令和5年4月1日現在、人口に占める子供の割合が県内で3番目の13.2%となっております。

少子化対策につきましては国の大きな課題にもなっておりますので、今後も引き続き、国・県の動向を注視しながら支援してまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 1番、畑幸一議員。

〔1番 畑 幸一 登壇〕

○1番（畑 幸一） 社会の現状ですので、出生を確保する目標を位置づけに、実現に向けての取組をお願いしたいと思います。

次、（3）に入ります。

全年齢で努力義務になった自転車走行時のヘルメット着用の周知についてはどうか伺います。

○議長（古川文雄） ここで、換気のため5分間休議いたします。

休議 午後 1時59分

開議 午後 2時03分

○議長（古川文雄） 休議前に引き続き会議を開きます。

質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（吉田竹雄） 1番議員のご質問にご答弁申し上げます。

道路交通法の改正により、令和5年4月1日から自転車に乗る全ての人のヘルメット着用が努力義務化されました。ヘルメットの着用により、自転車で交通事故に遭った際、致命傷となりやすい頭部への損傷を軽減することができます。

ヘルメットを着用しなくても罰則等はありませんが、大切な命を守るため、ヘルメット着用に努めるよう周知を行っております。

周知方法につきましては、令和5年3月及び4月号の広報かがみいし、町ホームページへの掲載、町交通安全協会総会において、須賀川警察署交通課長からの交通安全講話によるお知らせのほか、新しい情報発信ツールとして、町公式LINE、Twitter、Facebookを活用して周知を図ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 1番、畑幸一議員。

[1番 畑 幸一 登壇]

○1番(畑 幸一) 事故の割合は、中高生が一番大きいと聞いております。町の自転車事故の実態、事故の件数などの把握は分かれますか、お尋ねします。

○議長(古川文雄) 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長(吉田竹雄) 1番議員の再質問にご答弁を申し上げます。

町の交通安全の状況というご質問でございますが、すみません、ただいまちょっと手元に資料がありませんので、ちょっと調べさせていただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(古川文雄) 暫時休議します。

休議 午後 2時06分

開議 午後 2時08分

○議長(古川文雄) 休議前に引き続き会議を開きます。

総務課長。

○総務課長(吉田竹雄) 1番議員の再質問に対してのご答弁を申し上げます。

令和4年度でございますが、本町内におきましては、自転車の事故はゼロ件でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(古川文雄) 1番、畑幸一議員。

[1番 畑 幸一 登壇]

○1番(畑 幸一) 事故の原因は、交通違反が一番多いということを知っております。一時停止、出会い頭、追突、信号無視と、自動車と同じような事故が多発しております。ヘルメットの着用の啓発の強化を努めていただきたいと思います。

次、(4)番にいきたいと思います。

町として、ひきこもり支援の体制の取組について伺います。

県の昨年の実態調査では、ひきこもり状態にあったり、その疑いにある人は5,350人と、その半数は40代から50代だったそうです。相談体制の強化が必要になったということで、ひきこもり支援について、福島民友の社説にこんな記事が載っていましたので読んでみます。身近な相談窓口や支援機関の充実が急務となる中、県は本年度、県ひきこもり相談支援センターを郡山市に移転した。センターは県全域から相談を受け付け、当事者やその家族からのニーズに応じながら福祉や医療、就労などの支援につなげたいということでもあります。

町として、ひきこもり支援の体制の取組の支援についてお尋ねします。

○議長(古川文雄) 質問に対する執行の答弁を求めます。



福祉こども課長。

○福祉こども課長（菊地勝弘） 1 番議員の質問にご答弁申し上げます。

当町のひきこもり支援体制につきましては、孤独感や就学、就職、対人関係の悩みなど、社会生活に困難を抱える若者に対し、仲間と楽しく過ごしたり、何かを始めるきっかけを見つけるための居場所、「ユースプレイス県南」というものを設置しております。「ユースプレイス県南」につきましては、白河市のアネシス学院株式会社へ「ユースプレイス自立支援事業」として業務委託し、県南12市町村共同で事業を実施しております。若者サポートセンターを設置し、個別相談や自立に向けた各種プログラムの実施、参加者へのサポートを行い、若者の自主性や社会性、就労意欲を高め、社会的な自立を促すよう支援を行っております。

なお、事業の対象者につきましては、おおむね15歳から39歳の方で、週3日活動を行っており、鏡石町からは現在2名の方が利用している状況です。

引き続き、本事業を活用し、利用者が社会的に自立するまで支援していきたいというふうに考えております。

また、県の事業により、先ほど議員がおっしゃったように、福島県ひきこもり相談支援センターが開設し、電話やメール、相談等によるひきこもり支援や不登校などの相談支援業務を行っております。

今後も関係機関と連携を図り、ひきこもりの支援に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 1 番、畑幸一議員。

〔1 番 畑 幸一 登壇〕

○1 番（畑 幸一） ひきこもりの人や家族は心身の負担が大きく、個人で異なることが問題と思われませんが、解決につながる対策と支援、取り残さないことを要望いたします。

（5）番に入ります。

道幅が狭く交通量の多い県道、町道、通学路、スクールゾーンの安全対策として、カラー歩道の整備の必要性の対応について、どのような考えか伺います。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（根本 博） 1 番議員のご質問にご答弁申し上げます。

今般、全国各地で子供が犠牲となる痛ましい事故が発生するなど、交通事故情勢は依然として厳しいものと認識しており、全ての子供が安心して通学できるための安全対策が重要でございます。

全国的に通学路合同点検が実施されており、当町においても教育委員会が主体となった鏡

石町通学路交通安全プログラムに基づき、小中学校から通学における要対策箇所を注視してもらい、鏡石町通学路安全推進会議のメンバー、町内の小中学校、さらには警察署、国道、県道、町道の各道路管理者などによる通学路緊急合同点検を令和3年度に実施しました。

点検により注意された交通安全対策については、各担当部署により実施している状況でございます。その中で、道路が狭く交通量の多い道路については、用地に制限があり、用地買収等に時間がかかってしまうこともあるため、即効性のある対策として、カラー舗装による整備を進めているところでございます。

引き続き、安全対策の手法の一つとして、整備が必要な箇所のカラー化を進めてまいりたいと考えております。

今後においても、痛ましい交通事故の被害から、未来のある子供のかげがえのない命を守るべく、関係部署としっかり連携をし、子供たちの通学の交通安全対策に万全を期してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（古川文雄） 1番、畑幸一議員。

〔1番 畑 幸一 登壇〕

○1番（畑 幸一） カラー舗装は、ドライバーに対しての注意の目的、走行区分の明確、危険箇所を分かりやすくする効果があります。歩行者の交通事故の軽減の対策として、ぜひカラー歩道の設備の実施をしていただきたいと思います。

次、6番目に入ります。

当町の小中学生に係るアウトメディアの明確な制限の取組があるか、お伺いします。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（渡部修一） 1番議員のご質問にご答弁申し上げます。

町内の小中学校におきましては、令和3年度より1人1台の端末が整備されまして、授業等で活用されております。そこで、これまで以上に情報モラル教育やアウトメディアについて、それぞれ取り組んでいるところであります。

共通の取組といたしましては、鏡石町PTA連絡協議会におきまして、メディアコントロールチャレンジを呼びかけ、実施しております。

主な取組内容としましては、テレビやゲームの時間を決めて、読書や学習の時間をつくりましょうというものや、1週間に1日は子供も親もゲームやインターネットを離れて、人との触れ合いを楽しみましょうといったものになっておりまして、具体的な時間制限等は定めてはおりませんが、各家庭において、メディア機器の使い方を自分自身でコントロールする力を身につけられるように呼びかけを行っております。

また、それぞれの学校におきましても、児童生徒あるいは保護者を対象にいたしまして、スマホの利活用あるいはSNS等の問題につきましての研修会を計画的に実施し、メディアに関する子供たち、そして大人の知識、利用、行動の確認等を行っているところであります。

今後、子供たちがメディア機器を上手に利活用できますよう、メディア機器利用のメリットとデメリットを十分に踏まえた上で、引き続きアウトメディアに取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（古川文雄） 1番、畑幸一議員。

〔1番 畑 幸一 登壇〕

○1番（畑 幸一） 課題はいろいろとあると思います。スマホの使用、SNSの使用、もちろん先ほどのテレビ、ゲームなどの時間。保護者、家庭、児童の反応は様々な意見とともにあると思いますが、必要に応じて検討していただきたいと思います。

次、7番に入ります。

行政改革について、時代の変化や町民のニーズに対応できる体制と方針について伺います。

町民のサービス向上、親しみやすい役場づくり、行政運営、効果的な財源の運営、どういう政策を取組にするか伺います。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） ご質問にご答弁を申し上げます。

行政改革につきましては、町第6次総合計画において、健全な行財政運営を行い、行政組織機構のあるべき姿を検証し、新たな行政ニーズに対応することとしております。

午前中の3番議員のご質問にもご答弁申し上げましたが、新たな行政ニーズへの対応に資する職員定数管理、職員の資質向上と意識改革を行うとともに、デジタル技術を活用した効率的な行政運営に取り組み、行政組織体制の強化を図っていききたいというふうに考えております。

また、新たな行政ニーズには的確に対応することが基本方針であることから、近年においては、空き家部門、企画財政部門、危機管理部門の強化を図ってきたところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 1番、畑幸一議員。

〔1番 畑 幸一 登壇〕

○1番（畑 幸一） 改革といっても難しく考えないで、よりよいものにするということと、変化をつくると、優しさと触れ合いと。町長の3つの政策、スマイル、スピード、シンプルと、この3つが改革の基本になると私は思っておりますので、ぜひ改革、住みやすい、親し

みやすい役場づくりにお願いしたいと思います。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（古川文雄） 1番、畑幸一議員の一般質問はこれまでといたします。

以上をもちまして、通告のありました一般質問は全部終了いたしました。

---

#### ◎休会について

○議長（古川文雄） お諮りいたします。

議事運営の都合により、明日6月10日から6月13日までの4日間を休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

したがって、6月10日から13日までの4日間を休会とすることに決しました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（古川文雄） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時22分

第 4 号

## 令和5年第16回鏡石町議会定例会会議録

### 議事日程(第4号)

令和5年6月14日(水)午前10時開議

- 日程第 1 議案第315号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 2 議案第316号 福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福島県市町村総合事務組合同規約の一部変更について
- 日程第 3 議案第317号 鏡石町議会議員及び鏡石町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第318号 鏡石町自転車等駐輪場条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第321号 令和5年度鏡石町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第 6 議案第322号 令和5年度鏡石町上水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第 7 議案第323号 令和5年度鏡石町下水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第 8 請願・陳情について
- 総務文教常任委員長報告
- 成田地区遊水地整備事業調査特別委員長報告
- 日程第 9 閉会中の行政視察調査に伴う議員派遣について
- 日程第10 議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について

---

### 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第10まで議事日程に同じ

追加日程第11 意見書案第21号 地方財政の充実・強化を求める意見書(案)

追加日程第12 意見書案第22号 国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書(案)

追加日程第13 発委第2号 阿武隈川流域の治水対策を国及び県に求める意見書の提出について

追加日程第14 発議第18号 鏡石町議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について

---

出席議員（11名）

1番	畑 幸一	2番	込山靖子
3番	吉田孝司	4番	角田真美
5番	橋本喜一	6番	菊地洋
7番	小林政次	9番	大河原正雄
10番	今泉文克	11番	円谷寛
12番	古川文雄		

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	木賊正男	副町長	小貫秀明
教育長	渡部修一	総務課長	吉田竹雄
企画財政課長	橋本喜宏	税務町民課長	根本大志
福祉こども課長	菊地勝弘	健康環境課長	大木寿実
産業課長	吉田光則	都市建設課長	根本博
上下水道課長	圓谷康誠	教育課長	大河原正義
農業委員会 農事務局長 農業委員会	倉田知典 菊地栄助	会計管理者 兼出納室長 選挙管理 委員会委員長	佐藤喜伸 草野孝重

---

事務局職員出席者

議会事務局長	緑川憲一	主査	藤島礼子
--------	------	----	------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（古川文雄） おはようございます。

ただいまの出席議員数は11名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（古川文雄） 本日の議事は、議事日程第4号により運営いたします。

---

◎議案第315号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄） 日程第1、議案第315号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を議題といたします。

ここで、関係者であります農業委員会会長、菊地栄助氏の退席を求めます。

〔農業委員会会長 菊地栄助 退席〕

○議長（古川文雄） 提出者から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 木賊正男 登壇〕

○町長（木賊正男） おはようございます。

ただいま上程されました議案第315号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることにつきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案書176ページをお開きいただきたいと思います。

現在の農業委員の任期が本年7月19日までであることから、任期満了に伴い、新たに農業委員を任命するに当たり、本年2月から農業委員の公募を実施してまいりました。公募のあった候補者について、5月24日に候補者選考委員会を開催した結果、次の9名を適任者として選考いたしました。

候補者を氏名、生年月日、住所の順でご説明申し上げます。

なお、敬称は略させていただきます。

菊地栄助、昭和23年3月22日生まれ、鏡石町久来石572番地。藤島真理子、昭和46年12月30日生まれ、鏡石町笠石208番地。白澤正、昭和29年11月6日生まれ、鏡石町高久田25番地。面川祐吉、昭和35年11月26日生まれ、鏡石町中町398番地。大塚光法、昭和33年3月25日生まれ、鏡石町豊郷293番地。稲田貴夫、昭和39年12月2日生まれ、鏡石町蒲之沢町234番地12。根本竜太郎、昭和46年4月19日生まれ、鏡石町北町369番地。円谷一男、昭和29年7月



27日生まれ、鏡石町豊郷337番地。鵜沼雅子、昭和43年9月22日生まれ、鏡石町新町3番地。

以上、9名が農業委員として適任でありますので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、提案理由をご説明申し上げました。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古川文雄） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

11番、円谷寛議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） おはようございます。

今、町長から9人の農業委員を任命したいという旨の報告がありました。この9名のほかに応募者は何人いたのか、お知らせ願います。

○議長（古川文雄） 質疑に対する答弁を求めます。

副町長。

〔副町長 小貫秀明 登壇〕

○副町長（小貫秀明） おはようございます。

11番議員の質疑にご答弁申し上げます。

今回の応募者、定数9名に対しまして11名、2名オーバーということでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（古川文雄） 11番、円谷寛議員の再質疑を認めます。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） 公表できる面とできないものがあるのかもしれませんが、この2名の方はどういう理由で駄目だったのかは、報告いただけるならば教えていただきたいと思えます。

○議長（古川文雄） 再質疑に対する執行の答弁を求めます。

副町長。

〔副町長 小貫秀明 登壇〕

○副町長（小貫秀明） 11番議員の再質疑にご答弁申し上げます。

今回の議案で上程されております農業委員の候補につきましては、去る5月24日に開催されました農業委員会委員候補者選考委員会におきまして選出された9名の方でございます。

応募、推薦の状況につきまして、ご説明を申し上げます。

定数9名に対しまして、11名の方の応募及び推薦がございました。11名の内訳といたし

ましては、男性が8名、女性が3名でございまして、そのうち現職が6名、新人が5名でございまして、地区などからの推薦が8名、自己推薦が3名でございました。また、11名のうち、認定農業者が5名おられました。

次に、選考条件についてご説明を申し上げます。

1つ目は、農業委員会等に関する法律第8条第5項の規定によりまして、認定農業者は過半数が必要でありまして、定数9名に対しまして計算上5名となります。

2つ目といたしましては、同条の第6項の規定によりまして、中立的立場の方が含まれるようにしなければならないとなっております。

3つ目といたしましては、同条第7項の規定によりまして、委員の年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならないとなっております。

その他に、職務の経験でございまして、これにつきましては農業委員の経験があるか、もしくは過去に土地改良区、農業共済などを含む地域での役員の経験があるのか。

次に、学識経験、十分な見識があるか。町の農業施策を理解し、地域において識見をもって対応できるか。また担い手、農業集積、耕作放棄地などの農地法などに見識があるのか。

次に、農業実績についてでございますけれども、認定農業者、認定新規就農者などであるか。営農農地面積が50アール以上であるか。また、農業に従事したことがあるのか。

次に、推薦の別でございまして、区長、地区の支部長等からの推薦があるか、自己推薦か。それから中立的な立場として、農業委員会の業務に関して利害関係を有していないか。さらには青年、女性の登用については、女性の方及び50歳未満の方なのかについて審査をいたしました。

これについて、事務局から客観的に該当する項目を上げていただきまして、説明をさせていただき、委員の皆様にお諮りし、要するにこの農業委員会委員候補者選考委員会の委員です、その方々に、皆様にお諮りをしまして、9名の方を選出したということでございます。ご理解を賜りたいと思います。

以上、答弁といたします。

○議長（古川文雄） ほかに質疑ありませんか。

3番、吉田孝司議員の質疑を認めます。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） おはようございます。

ただいま円谷議員から質疑がありまして、それに対して副町長に答弁をいただいたと。いわゆる選考委員会の選考の基準等々の説明だったというふうに思います。そして、先ほどそれに基づいて、町長から今回農業委員の候補者の適任であるということで、9名の方が上がっているということで認識しておるわけですが、そこで私のほうからお尋ねをいたし

ます。

先ほど副町長から、今回農業委員9名の中で過半数となる5名が、いわゆる認定農業者でなければならないと。これは法律で定められているということで話がありましたが、この9名の方で認定農業者に当たる方はどなたなのか、教えていただきたいというふうに思います。もちろん選考過程については、これは内規で決まっていることですから、公表できないものだというふうに認識しておりますが、結局、こちらの方でどの方が認定農業者なのかは、これはむしろ逆に公表しないと、実際にこれが法律に合致しているかどうかというのは我々議会議員としては分かりませんので、その辺のご説明を願いたいのが1点でございます。

同様に、中立委員はどなたなのか。そして若者、女性、要するに年齢にこだわらないということで、偏りが無いということで、その点はこちらの生年月日を見ますと、若年層、そして女性の方がたくさん選ばれているということで、もう少し多くてもいいかなという感じもあるんですが、老若男女、幅広く選ばれているかなと、それはクリアしているとは思いますが、申し上げた認定農業者はどなたなのか、中立委員はどなたなのか、お尋ねをいたしたいというふうに思います。

また、先般の全員協議会の中でも、これは農業委員会事務局長から詳しい説明があったわけですが、先ほどの副町長の説明、答弁の中では詳細、触れられておりませんでしたけれども、区長推薦、支部長推薦ということで、行政書士会の県南支部からの推薦をいただいているということで、これは我々も情報を共有しております。その方については、今回のこの9名の中に選ばれているのか。そして、それはもし選ばれているとするならば、どなたが行政書士の資格をお持ちであるのか。

そういったところ、以上3点になりますが、まずお尋ねをいたします。

以上であります。

○議長（古川文雄） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

副町長。

〔副町長 小貫秀明 登壇〕

○副町長（小貫秀明） 3番議員のご質疑にご答弁申し上げます。

認定農業者の5名ということでございますが、名簿記載の中では菊地栄助様、白澤正様、稲田貴夫様、円谷一男様、鶴沼雅子様で5名でございます。

次に、中立委員でございますけれども、藤島真理子様につきましては中立委員ということでございます。

なお、3番目のご質疑の行政書士会からの推薦の方につきましては、今回は漏れというか、選出されていなかったということでご理解を賜りたいと思います。

以上、答弁といたします。

○議長（古川文雄） ほかに質疑ありませんか。

11番、円谷寛議員の再々質疑を認めます。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） 再々質問をさせていただきます。

先ほど副町長の農業委員の選考の基準、大変たくさん課題といたしますか、条件がありまして、これはやはり我々がこれからそれらの方々と協働して農業行政を進めるためには、やっぱり知っていただく知識だと思っておりますので、ぜひ後でその条件をコピーをして、議員に配付をいただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（古川文雄） 円谷議員、要望でよろしいでしょうか。

〔「はい、要望でいいです」の声あり〕

○議長（古川文雄） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

まず初めに、原案に反対の発言を許します。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 反対討論なしと認めます。

次に、原案に賛成の発言を許します。

9番、大河原正雄議員。

〔9番 大河原正雄 登壇〕

○9番（大河原正雄） ただいま上程されました農業委員の任命につき同意を求めることについて、賛成の意見を申し上げます。

町長の説明でもありました任期満了に伴う農業委員の選考につきまして、今回、選考委員会における厳正な審査が行われ、適任者として選考されたものであります。この9名の方が農業委員として最も適任であると思っておりますので、議員の皆様のご賛同をよろしくお願ひ申し上げ、賛成意見といたします。

○議長（古川文雄） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第315号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（古川文雄） 挙手全員であります。

したがいまして、本案は原案のとおり同意することに決しました。

ここで、退席した農業委員会会長、菊地栄助氏の入室を認めます。

〔農業委員会会長 菊地栄助 入室〕

○議長（古川文雄） 新任の農業委員会委員の挨拶のため、暫時休議します。

休議 午前10時18分

開議 午前10時20分

○議長（古川文雄） 休議前に引き続き会議を開きます。

---

### ◎議案第316号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄） 日程第2、議案第316号 福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福島県市町村総合事務組合同規約の一部変更についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 吉田竹雄 登壇〕

○総務課長（吉田竹雄） ただいま上程されました議案第316号 福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福島県市町村総合事務組合同規約の一部変更について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書177ページをお願いいたします。

今回の変更は、田村広域行政組合が令和5年3月31日に解散したことに伴い、事務組合の構成団体の数を減少させること及びこれまで縦書きだった規約を左横書きにするために規定の整備を行うため、地方自治法第286条第1項の規定に基づき、関係地方公共団体で協議の上、福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少させ、その他、規定の整備を行い、福島県市町村総合事務組合同規約の一部を変更するもので、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

福島県市町村総合事務組合同規約の一部を次のように変更する。

変更後の福島県市町村総合事務組合同規約は、左横書きに改める。この場合において、漢数字は、固有名詞の全部もしくは一部をなす場合または熟語の一部をなす場合以外はアラビア数字に改め、号を表す漢数字は、アラビア数字を括弧で囲んだものに改め、第3条中「上欄」を「左欄」に、「下欄」を「右欄」に改め、別表の構成は、変更前の規約における上方は変更後の規約における左方とする。

別表第1中「、田村広域行政組合」を削る。

別表第2第1項下欄中「、田村広域行政組合」を削る。

別表第2第4項下欄中「、田村広域行政組合」を削るというものでございます。

附則といたしまして、この規約は知事の許可のあった日から施行し、改正後の福島県市町村総合事務組合同規約の規定は、令和5年4月1日から適用する。

以上、議案第316号につきまして、提案理由のご説明をいたしました。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古川文雄） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第316号 福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福島県市町村総合事務組合同規約の一部変更についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第317号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄） 日程第3、議案第317号 鏡石町議会議員及び鏡石町長の選挙における

選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 吉田竹雄 登壇〕

○総務課長（吉田竹雄） ただいま上程されました議案第317号 鏡石町議会議員及び鏡石町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

議案書178ページをお願いいたします。

今回の改正は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律等の施行により、公費負担額が改正されました。町においても公職選挙法施行令で定める額と同じ限度額を規定しているため、改正するものでございます。

鏡石町議会議員及び鏡石町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「1万5,800円」を「1万6,100円」に改め、これにつきましては、自動車の借りに係る部分でございます。同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める、これにつきましては、燃料の供給に関するものでございます。

第9条及び第10条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める、これにつきましては、ビラ作成分でございます。

第13条中「525円6銭」を「541円31銭」に、ポスター印刷費に係るものでございます。「31万500円」を「31万6,250円」に改める、ポスター企画費に関するものでございます。

これらを改定するものでございます。

附則でございます。この条例は、公布の日から施行すると。経過措置といたしまして、この条例は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用し、この条例の施行の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例によるものでございます。

以上、議案第317号につきまして、提案理由を説明いたしました。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古川文雄） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） 私のほうから1点、ちょっとお尋ねをいたします。

この条例改正案については金額の改定ということで、この部分は理解しております。ただ、

その条文、あるいはその法律について、私がちょっと認識不足のため、ちょっと教えていただきたいというふうに思います。

私も実際に昨年の町議会議員の補欠選挙で、この制度を初めて利用させていただきまして、大変すばらしい制度だというふうに思っておるものですから、こういった制度を町民一般にしっかり周知させる必要があるのかなというふうに思うために、私も改めてお尋ねするものであります。

第4条で、先ほど車の借り上げ、借入れの金額がお示しになりましたけれども、借入れについてお尋ねをいたしたいというふうに思います。

ここに、相手方は一般乗用旅客自動車運送事業者その他というふうに書いてあるわけでありましてけれども、実際に車を借りることができる相手先というのは、何か制限があるのかどうか。いわゆる業者である必要があるのかどうか。そして業者であるとするならば、どのような業者が法、あるいはこの条例で定められているのか。その辺をご教示願いたいと思います。

以上であります。

○議長（古川文雄） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長 吉田竹雄 登壇〕

○総務課長（吉田竹雄） 3番議員の質疑にご答弁を申し上げます。

第4条の部分につきましては、自動車を借り上げた部分の金額ということでございます。この自動車はどのような方から借りたものなのかというお質しだと思います。

これにつきましては、いわゆるレンタカー会社とか、そういうものからの契約で借りるもの、またそれ以外に個人の方からお車を借りて選挙に使うという場合であっても該当するというところでございます。ただし、その場合で、どちらの場合におきましても、きちんとした契約書を結んでいただくという条件でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 3番、吉田孝司議員の再質疑を認めます。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） ただいま総務課長からご答弁いただいた内容、よく内容が理解できました。

ただ、私も昨年の選挙の際、この法律、あるいは条例があるのは知っておったんですが、個人の方からの借入れ、そしてまたその方との契約の締結、そういったことについては私も認識不足でありました。いわゆる業者から借りることというのは、これは当然分かるんだと思うんですが、個人から借りる、そしてまた契約を締結すればそれが可能だということは、



やはりもしかしたら今日、私の後ろにいる方々の中から、また今回8月に選挙になるわけでありませぬけれども、初めて知ったという方も、もしかしたらいらっしやるんじゃないのかなど。

そして、また先ほど申し上げましたように、これからまた新しい方が8月に選挙で入ってくるというふうに想定されます。そのために今、申し上げたようなことも、やはり分かりやすく町民の方々にお示しをいただきたいと。

本条例の可決、制定の後には、ぜひそういったことを分かりやすく町民の方にご説明いただいて、いわゆる立候補しやすい、そういうふうな環境整備に努めていただきたいと思いますが、その辺のお考えをお尋ねいたします。

○議長（古川文雄） 再質疑に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長 吉田竹雄 登壇〕

○総務課長（吉田竹雄） 3番議員の再質問にご答弁を申し上げます。

確かに、この条例ができて、最初に適用となったのが、さきの町長選挙と議会議員の補欠選挙ということで、非常に歴史が浅いということで、まだまだ周知が足りない部分もあるのかと思いますので、そちらにつきまして周知方、ちょっと力を入れるということで検討させていただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第317号 鏡石町議会議員及び鏡石町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第318号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄） 日程第4、議案第318号 鏡石町自転車等駐輪場条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

〔企画財政課長 橋本喜宏 登壇〕

○企画財政課長（橋本喜宏） ただいま上程されました議案第318号 鏡石町自転車等駐輪場条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書179ページをお開きください。

今回の改正につきましては、駅東口の整備工事に伴いまして設置する自転車駐輪場につきまして、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づきまして、駐輪場条例に加えるものでございます。

改正文につきましては、このページの中段にありますように、2条におきます駐輪場の名称、位置につきまして、名称としましては鏡石駅東口駐輪場、位置としましては鏡石町緑町372番地、372番地2、372番地3を加えるものでございます。

また、附則としまして、施行日を公布の日からとするものでございます。

以上、議案第318号につきまして提案理由のご説明を申し上げます。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古川文雄） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

7番、小林政次議員。

〔7番 小林政次 登壇〕

○7番（小林政次） ただいまの件なんですけれども、まずは各地番の地積、面積ですか、それと駐輪場の建物として使う以外で、空いている土地ができると思うんですけれども、その今後の利用形態はどのようにするのか。特に南と北の外れの端のほう、それは空くと思うんですけれども、その辺をどのように利用するのか、お尋ねいたします。

○議長（古川文雄） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

〔企画財政課長 橋本喜宏 登壇〕

○企画財政課長（橋本喜宏） 7番議員の質疑にご答弁申し上げます。

まず地積でございますが、緑町372、これは一番北側のほうなんです、これが503平米。372番地2、こちらが中央、東口の降り口の地番なんです、こちらが229平米。南側の372番地3につきましては306平米でございます。

今後の利用につきましては、今、既存の駐輪場の南側には臨時的駐車場、乗降用の駐車場を使っております。ご指摘のさらに南側及び北側につきましては、前にも東口の開発計画の中で今後、駅東の東西自由通路、こちらのほうの再建築というか、移設等がございますので、そちらのほうの位置が決まり次第、整備の計画を立てたいというふうに考えております。

その間どうするかという点におきましては、南側につきましては、田んぼアート等のイベント等のときに臨時的駐車場として使いたいと。北側につきましては、その位置が決まるまでにつきましては、草とかが生えないような形でそのままにしておきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 7番、小林政次議員の再質疑を認めます。

〔7番 小林政次 登壇〕

○7番（小林政次） 今の説明ですと、取りあえずは駐輪場敷地として広く取っておくと。それで通路と言いましたか、東西自由通路、それができたら、それらに利用するという事なんですけれども、そうするとその際には分筆をして用途を変えるということになりますよね。駐輪場のままではおかしいので。そういう考えでよろしいですか。

○議長（古川文雄） 再質疑に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

〔企画財政課長 橋本喜宏 登壇〕

○企画財政課長（橋本喜宏） 7番議員の再質疑にご答弁申し上げます。

将来的に当然、東西自由通路、結構老朽化が激しいですので、いずれ改定はしなくちゃならないというふうに考えております。ご質疑のとおり、その位置が決まり次第、必要な所要の事務手続を進めていくという形ですので、必要があれば当然やりますし、分筆、合筆の必要があれば、そちらに応じて対応するという形でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第318号 鏡石町自転車等駐輪場条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第321号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄） 日程第5、議案第321号 令和5年度鏡石町一般会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 小貫秀明 登壇〕

○副町長（小貫秀明） ただいま上程されました議案第321号 令和5年度鏡石町一般会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書186ページをお開きください。

このたびの補正予算につきましては、笠石多目的集会所浄化槽改修工事、ペーパーレス会議システム導入事業、新型コロナウイルスワクチン追加接種などに伴う補正予算でございます。第1条といたしまして、既定の歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ4,255万9,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億521万4,000円とするものでございます。

補正の詳細につきましては、192ページからの事項別明細書に基づきましてご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○副町長（小貫秀明） 以上、提案理由をご説明申し上げました。ご審議いただきまして、議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（古川文雄） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

11番、円谷寛議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） ちょっと補正予算についてお聞きをしたいことがございます。

今の説明の中で、民生費、社会福祉施設費の中で、12節の委託料が130万5,000円入っています。忠霊塔周辺樹木剪定業務委託となっていますが、樹木の剪定130万というのはちょっと大金だと思うんですけども、どのような剪定をされるのかお尋ねいたします。

○議長（古川文雄） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

〔福祉こども課長 菊地勝弘 登壇〕

○福祉こども課長（菊地勝弘） 11番議員の質疑に対しましてご答弁申し上げます。

今回の樹木剪定業務委託130万5,000円でございますが、忠霊塔の周りの樹木でございます。全部で本数が29本ございます。29本ありまして、そのうち桜、イチョウ、ケヤキということで、こちらは大変大きな木でございます。こちらが高所作業車とかを利用して伐採を行うということで、こちらの費用は大きな金額になっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 11番、円谷寛議員の再質疑を認めます。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） 用語の意味なんですが、樹木の剪定というのと伐採というのは、第二小学校の周辺のはやっぱり剪定になっていたんですか、立木伐採になっていましたか、伐採ですね、こっちは伐採剪定。

これは樹木剪定となっているんですけども、根っこから切っちゃうわけですか、それぞれ今、言ったイチョウとか桜というのは。それとも、枝を挟むわけですか。どっちなんでしょう、お尋ねいたします。

○議長（古川文雄） 再質疑に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

〔福祉こども課長 菊地勝弘 登壇〕

○福祉こども課長（菊地勝弘） 11番議員の再質疑に対しましてご答弁申し上げます。

今回、樹木剪定ということで、先ほど申し上げましたほかにツツジ類とかの剪定も行う予定でございます。先ほど説明しました桜とか高木に関しましても、根こそぎ伐採するのではなく、枝の剪定ということで予定をしておるところです。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） ほかに質疑ありませんか。

3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） 私からお尋ねをいたします。

議案書の194、195ページの歳出であります。2款1項9目工事請負費、総務管理費の中の工事請負費の集会所補修事業の件について、お尋ねをいたします。

先ほど副町長の説明では、この地区集会所修繕は笠石多目的集会所の浄化槽の改修工事だというふうに説明をいただいております。私が思いましたのは、この浄化槽改修工事が必要だというふうに思われたのは、いつなのかということでございます。

要するに、これは新しい年度に入っただけの補正予算でありますから、当初予算ではこの項目はなかったというふうに私も確認しておりますが、補正予算の中でこういったものが出てくるということは、その背景にはどういうことがあったのかということ、しっかり説明いただかないといけないのかなというふうに思いますので、その点をまずお願いをいたします。

○議長（古川文雄） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長 吉田竹雄 登壇〕

○総務課長（吉田竹雄） 3番議員の質問にご答弁申し上げます。

笠石多目的集会所の浄化槽でございますが、定期点検の際に水漏れが発見されたということございまして、早急に修繕をしなければならないというふうなところでございまして、今現在、単独の浄化槽でございますので、合併処理浄化槽へと変更して修繕をするということで、当初予算のほうではちょっと上がっていませんのでございますが、修繕は早めにしたということで補正予算に上げさせていただきました。よろしくお願いたします。

○議長（古川文雄） 3番、吉田孝司議員の再質疑を認めます。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） ただいま課長から答弁をいただきました。

確かに、定期点検をして、その際に悪いところがあれば、これを早く直さなくちゃいけないということは、これは誰でも分かることだというふうに思います。ただ、私がやはり答えていただきましたかったのは、いつ、その定期点検をしたのかということでございます。

大事なのは、いつやったのかということが一番大事で、結局予算を立てるといのは結果的にそこが起点になっているわけでありますから、どういうふうな経緯でこの予算立てをしたのかということの中では、まず何回も繰り返すけれども、いつの定期点検でこのことが判明したのかということ、しっかり明示していただきたいというふうに思います。お願いします。

○議長（古川文雄） 再質疑に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長 吉田竹雄 登壇〕

○総務課長（吉田竹雄） 3番議員の再質疑にご答弁申し上げます。

いつの点検によるものかということは、ちょっと手元に資料がございません。ただ、これにつきましては、行政区からそのような要望があって、破損があったということですので、それに早急に対応したいということで補正予算を上げさせていただいたところがございますので、ちょっと日にちについては、すみませんが今のところ手元でございますので、ご了承いただきたいと思います。

○議長（古川文雄） 3番、吉田孝司議員の再々質疑を認めます。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） 再々質疑ですから、最後ですね。

課長に私から、釈迦に説法といいますか、苦言を申し上げるわけではありませんけれども、2点ほどあります。

1点は、やはりいつの定期点検で故障していることが判明して、この予算立て、あるいはこの計画を立てたのかということは極めて大事。それがなければ、例えばですよ、仮に今年の1月にでも判明していたとすれば、当初予算でやるべきなことですよ。しかし、例えばこれが仮にも4月、5月に判明したということであれば、逆に言うと早くこれだけ処置してくれたということになるわけですよ。

だから、その事実というのは、これは私も科学者ですから申し上げますけれども、いつどこで何という、いわゆる5W1H、こういったものをしっかりと整備した上で、やっぱりこういうふうな議案を提案しないと、私は納得できませんよ。もちろんほかのところもいろいろ質問したいことはあるんですが、今回はもし本当にこれいつなのかというのをはっきりしないと、私は賛同できないです。

ですので、確かに、あともう1点、結局、地区集会所ですから、これはどこの行政区もそうです。恐らく笠石行政区からの要望があったんだというふうに思います。私自身も個人的には笠石行政区の中に入っていますから、自分のところのこういったものができるというのは、これはありがたいことだというふうに思いますよ。

しかし、ほかの行政区の方々に対しても説明がつくようにやらなくちゃいけないわけです。特に議会議員は各地区からの選出ではありませんから、これ勘違いしてはいけないのは。議会議員というのは13行政区全てをしっかりと均一に、あるいは公平に見なくちゃいけない立場ですから、例えば笠石の行政区だけが要望が上がったからすぐやってもらった。そういうことでは困るんですよ、本当に。

ですから、どういう経緯でこうなったのか、それこそ要望もいつ上がったのかなんですよ。行政区からの要望もいつ上がったかなの。そういう経緯が判明しないで、突然ぽっと出てきても、私、ぽっと見たときに、何で当初予算でやらなかったのと。でも、先ほど課長に説明いただいたように、定期点検で点検して悪いところというのは必ず見つかりますから、そう

するとそこを早急に直そうという気持ちも分かります。ですから、そこをしっかりと明らかにしていただきたいなというふうに思うんです。

ですので、その定期点検の日、そしてまた行政区から、いつといいますか、どのような形で要望が上がってきたのか、その辺も含めてご説明を賜ればというふうに思います。

あと、もう1点なんですが、再々質疑ですから、もうチャンスはないですので。今回の補正予算、様々な内容が含まれております。新型コロナ対策、そしてまた今の地区集会所修繕等々の様々なものが含まれておるんですが、1点、私がちょっと見えていて思ったのは、4月のいわゆる凍霜被害、霜被害についての支援はいつやるのかなど。補正予算はいつ頃、組んでいただけるのかなというふうに逆に思ったわけであります。

今6月定例会最後であります。7月、8月、9月上旬まで我々は在任しておりますけれども、また専決処分でされるのか、そしてまた臨時議会を開いてそういったものの補正を予算化するのか、そういったものをどういうふうにお考えなのか。その点、2点併せましてお尋ねをいたしたいというふうに思います。

以上であります。

○議長（古川文雄） ここで換気のため、5分間休議します。

休議 午前11時01分

開議 午前11時06分

○議長（古川文雄） 休議前に引き続き会議を開きます。

再々質疑に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長 吉田竹雄 登壇〕

○総務課長（吉田竹雄） 3番議員の再々質疑にご答弁を申し上げます。

笠石多目的集会所の浄化槽の点検日でございますが、4月5日に点検が専門業者のほうで行われまして、その際に破損箇所があって漏水しているという指摘がありました。これにつきまして、笠石区長のほうから同日、同じ日に総務課のほうに、こういう結果が出たので何とかしてくださいということがありましたので、今回早急に対応したく補正予算というふうに上げさせていただいたところでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

〔「2番、議長」の声あり〕

○議長（古川文雄） まだ答弁していません。

町長。

〔町長 木賊正男 登壇〕

○町長（木賊正男） 3番議員の再々質問にご答弁を申し上げます。





○11番（円谷 寛） この補正予算の中で歳出、3款民生費の1項社会福祉費、4目の老人福祉費で満100歳敬老祝金支給事業として13万7,000円が計上されております。10万ということは多分、施設の入居者なのかなと思いますが、どなたさんなのか。それはおめでたいことなので、隠しておく中身ではないと思います。新聞などにも載りますからね。どなたかお分かりいただけたら、お知らせいただきたいと思います。

○議長（古川文雄） 再々質疑に対する執行の答弁を求めます。  
福祉こども課長。

〔福祉こども課長 菊地勝弘 登壇〕

○福祉こども課長（菊地勝弘） 11番議員の質疑に対しましてご答弁申し上げます。

満100歳敬老祝金ということで、この方は3月に須賀川市から鏡石ホームのほうへ入ってきた方でございます。ですから、当初予算当時には予算計上はしておりませんでした。この方、4月15日に満100歳を迎えまして、敬老祝金を現在持っている予算の中から支給をしたところでございます。名前についてはちょっと若干、私、記憶しておりませんので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第321号 令和5年度鏡石町一般会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（古川文雄） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第322号及び議案第323号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄） 日程第6、議案第322号 令和5年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第1号）及び日程第7、議案第323号 令和5年度鏡石町下水道事業会計補正予算（第1号）の2件を一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

したがいまして、議案2件を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 圓谷康誠 登壇〕

○上下水道課長（圓谷康誠） ただいま一括上程されました議案第322号 令和5年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第1号）、議案第323号 令和5年度鏡石町下水道事業会計補正予算（第1号）の2議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書198ページをお願いします。

初めに、議案第322号 令和5年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第1号）につきまして説明いたします。

このたびの補正予算につきましては、南高久田水源取水ポンプ修繕のための増額補正でございます。

第2条、収益的収入及び支出において、支出、第1款水道事業費用、第1項営業費用の既決予定額に400万円を増額し、3億8,151万8,000円とするものであります。

詳細につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○上下水道課長（圓谷康誠） 次に、202ページをお願いいたします。

議案第323号 令和5年度鏡石町下水道事業会計補正予算（第1号）につきまして説明いたします。

このたびの補正予算につきましては、下水道事業の公営企業会計の移行に伴います下水道事業企業会計システム増設のための補正予算でございます。

第2条、収益的収入及び支出において、支出、第1款公共下水道事業、第1項営業費用の既決予定額に75万円を増額し、2億1,577万7,000円とするものでございます。

詳細につきましては、204ページの事項別明細書により説明いたします。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○上下水道課長（圓谷康誠） 以上、一括上程されました議案第322号、議案第323号の2議案について提案理由の説明を申し上げます。ご審議いただき、議決賜りますようよろしく

お願いいたします。

○議長（古川文雄） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより議案2件の一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 質疑なしと認めます。

これをもって一括質疑を終了いたします。

これより討論、採決を行います。

初めに、議案第322号 令和5年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第1号）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第322号 令和5年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第323号 令和5年度鏡石町下水道事業会計補正予算（第1号）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第323号 令和5年度鏡石町下水道事業会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎各委員長報告（請願・陳情について）及び報告に対する質疑、討論、採決

○議長（古川文雄） 日程第8、請願・陳情についての件を議題といたします。

総務文教常任委員会に付託いたしました陳情第30号及び陳情第31号の2件について、一括審議としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

したがいまして、陳情2件を一括審議とすることに決しました。

陳情第30号及び陳情第31号の2件について、総務文教常任委員長より一括報告を求めます。

6番、菊地洋議員。

〔総務文教常任委員長 菊地 洋 登壇〕

○6番（総務文教常任委員長 菊地 洋） ただいま上程されました陳情第30号及び陳情第31号について、審査報告を申し上げます。

令和5年6月14日。

鏡石町議会議長、古川文雄様。

総務文教常任委員会委員長、菊地洋。

陳情審査報告書。

本委員会は、令和5年6月8日に付託された陳情を審査の結果、次のとおりとすべきものと決定したので、会議規則第89条の規定により報告します。

記。

開催月日、令和5年6月13日。開議時刻、午前9時55分。閉会時刻、午前11時39分。出席者、委員全員。開催場所、第一会議室。

説明者、企画財政課、橋本課長、河合主幹兼副課長、村岡副課長。

付託件名、陳情第30号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出陳情書。

審査結果、陳情第30号は、採択すべきものと決定した。

審査経過、陳情第30号については、担当課（企画財政課）の意見・説明を求め審査した結果、全会一致で採択すべきものと決した。

意見、なし。

次に、31号を報告します。

陳情審査報告書。

本委員会は、令和5年6月8日に付託された陳情を審査の結果、次のとおりとすべきものと決定したので、会議規則第89条の規定により報告します。

記。

開催月日等については、同じでございますので割愛させていただきます。

説明者、教育課、大河原課長、森尾総括主幹兼副課長、圓谷副課長、海老原指導主事。

付託件名、陳情第31号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情書。

審査結果、陳情第31号は、採択すべきものと決した。

審査経過、陳情第31号については、担当課（教育課）の意見・説明を求め審査した結果、全会一致で採択すべきものと決定した。

意見、なし。

以上でございます。

○議長（古川文雄） これより総務文教常任委員長の報告に対する一括質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 質疑なしと認めます。

これをもって一括質疑を終了いたします。

これより討論、採決を行います。

初めに、陳情第30号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出陳情書の件について、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

陳情第30号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出陳情書について、本件に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

お諮りいたします。

本件は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

したがいまして、本件は委員長報告のとおり採択とすることに決しました。

次に、陳情第31号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十

分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情書の件について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

陳情第31号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情書について、本件に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

お諮りいたします。

本件は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

したがいまして、本件は委員長報告のとおり採択することに決しました。

次に、鏡石町成田地区遊水地整備事業調査特別委員会に付託いたしました陳情第25号及び陳情第29号の2件について、一括審議としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

したがいまして、陳情2件を一括審議とすることに決しました。

陳情第25号及び陳情第29号の2件について、鏡石町成田地区遊水地整備事業調査特別委員長の一括報告を求めます。

なお、当該特別委員会の調査が終了しておりますので、その報告も併せて求めます。

3番、吉田孝司議員。

〔鏡石町成田地区遊水地整備事業調査特別委員長 吉田孝司 登壇〕

○3番（鏡石町成田地区遊水地整備事業調査特別委員長 吉田孝司） 鏡石町成田地区遊水地整備事業調査特別委員会に付託されました2つの陳情につきまして、審査の結果、次のとおりとすべきものと決定したので、会議規則第89条の規定により報告いたします。

陳情第25号は令和4年9月6日、陳情第29号については令和5年3月7日に付託されたものでございます。

いずれの陳情につきましても、次のような形で審査を行いました。

開催月日、令和5年6月13日。開議時刻、午後1時。閉会時刻、午後3時。出席者、委員全員。開催場所、議会議場であります。

説明者につきましては、参考人、小抜三吉氏、滝口孝行氏。執行から、木賊町長、小貫副

町長。担当課、都市建設課、根本参事兼課長、小貫総括主幹兼副課長、真壁治水対策室長、大内副課長。産業課、吉田課長、倉田遊水地営農対策室長であります。

まず初めに、陳情第25号 鏡石町成田地区遊水地整備事業に関する陳情書であります。審査結果は、不採択とすべきものと決したということでございます。

なお、審査経過は、陳情第25号については、参考人及び町長・副町長・担当課（都市建設課・産業課）の意見・説明を求め審査した結果、賛成少数で不採択とすべきものと決したということでございます。

なお、意見といたしまして、陳情の趣旨の一部については委員の理解が得られたものでございます。

続きまして、陳情第29号 鏡石町成田地区遊水地整備事業の事業範囲の変更を求める陳情書についてであります。こちらの審査結果は、不採択とすべきものと決しました。

審査経過につきましては、陳情第29号でございますけれども、参考人及び町長・副町長・担当課（都市建設課・産業課）の意見・説明を求め審査した結果、賛成少数で不採択とすべきものと決したものでございます。

意見といたしまして、陳情の趣旨の一部については委員の理解が得られたものでございます。

続きまして、鏡石町成田地区遊水地整備事業調査特別委員会調査報告書についてご説明申し上げます。

鏡石町成田地区遊水地整備事業に関する調査を実施した結果について、会議規則第72条の規定により次のとおり報告するものでございます。

まず、調査目的でございますが、鏡石町成田地区遊水地整備事業に関する必要事項の調査でございます。

続きまして、調査概要であります。令和4年6月17日金曜日、第1回から、令和5年6月13日火曜日の第11回までの合計11回の特別委員会を開催いたしました。

なお、開催に当たりましての説明者は、木賊町長、小貫副町長、都市建設課、産業課、上下水道課、福島河川国道事務所等の職員の方々にご説明を賜りました。また第4回、第9回、第11回につきましては、参考人の方々においでになっていただき、ご意見を賜りました。

なお、調査の経過につきましては、第1回から第11回に至るまで、議題及び簡易な説明を付して記述してございます。

最後になりますが、調査の結果としてまとめさせていただきます。

令和4年6月17日に本特別委員会を設置して以降、約1年間にわたり成田地区における遊水地整備事業に関する必要事項について調査を行ってまいりました。その間、事業に関する陳情の審議や他市の遊水地の現地調査などを行いながら、委員相互の遊水地事業に関する課



題整理と情報の共有に努めたところでございます。

本特別委員会における調査は終了となりましたが、町議会としては、今後も地区住民の声を聞きながら、町執行と共に各種要望の実現に向けて、引き続き努力してまいる考えでございます。

以上、鏡石町成田地区遊水地整備事業調査特別委員会に付託されました2つの陳情に関する審査報告及び同じく鏡石町成田地区遊水地整備事業調査特別委員会の調査終了に当たりましての調査報告とさせていただきます。

1年間にわたりまして、議員各位の皆様、委員各位の皆様のご協力をいただきまして、つつがなく終了を迎えられましたことを感謝申し上げます。また、執行の皆様方、そしてまた国の方々にも丁寧なご説明を賜りまして、感謝申し上げます。

以上、報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（古川文雄） これより委員長報告に対する一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 質疑なしと認めます。

これをもって一括質疑を終了いたします。

これより討論、採決を行います。

初めに、陳情第25号 鏡石町成田地区遊水地整備事業に関する陳情書について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

陳情第25号 鏡石町成田地区遊水地整備事業に関する陳情書について、本件に対する委員長の報告は不採択とすべきものであります。

お諮りいたします。

本件は委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（古川文雄） 挙手多数であります。

したがって、本件は委員長報告のとおり不採択とすることに決しました。

次に、陳情第29号 鏡石町成田地区遊水地整備事業の事業範囲の変更を求める陳情書について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

陳情第29号 鏡石町成田地区遊水地整備事業の事業範囲の変更を求める陳情書について、本件に対する委員長報告は不採択とすべきものであります。

お諮りいたします。

本件は委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（古川文雄） 挙手多数であります。

したがって、本件は委員長報告のとおり不採択とすることに決しました。

---

#### ◎閉会中の行政視察調査に伴う議員派遣について

○議長（古川文雄） 日程第9、閉会中の行政視察調査に伴う議員派遣についての件を議題といたします。

議員派遣の件につきましては、地方自治法第100条第13項及び会議規則第115条の規定により、お手元に配付しました内容で実施したいと思います。

お諮りいたします。

閉会中の行政視察調査に伴う議員派遣について実施することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣を実施することに決しました。

---

#### ◎議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について

○議長（古川文雄） 日程第10、議会運営委員会閉会中の継続調査の申出についての件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第70条の規定により、お手元に配付いたしました所管事務について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

したがいまして、議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

ここで、意見書案配付のため、暫時休議いたします。

休議 午前11時37分

開議 午前11時38分

○議長（古川文雄） 休議前に引き続き会議を開きます。

---

#### ◎日程の追加

○議長（古川文雄） ただいま意見書案2件が提出されました。

所定の賛成者がおりますので、動議は成立いたします。

お諮りいたします。

本案2件を日程に追加し、意見書案第21号を日程第11として、意見書案第22号を日程第12として議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

したがいまして、本案2件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

---

#### ◎意見書案第21号及び意見書案第22号の上程、説明、質疑、討論、

##### 採決

○議長（古川文雄） 日程第11、意見書案第21号 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）及び日程第12、意見書案第22号 国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書（案）の2件を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

したがいまして、意見書案2件を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

6番、菊地洋議員。

〔6番 菊地 洋 登壇〕

○6番（菊地 洋） ただいま上程されました2議案につきまして、一括で説明をさせていただきます。

令和5年6月14日。

鏡石町議会議長、古川文雄様。

提出者、鏡石町議会議員、菊地洋。

賛成者、鏡石町議会議員、大河原正雄。

賛成者、鏡石町議会議員、角田真美。

賛成者、鏡石町議会議員、橋本喜一。

地方財政の充実・強化を求める意見書（案）。

上記の意見書を別紙のとおり所定の賛成者とともに連署して提出いたします。

意見書案第21号 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）。

いま、地方公共団体には、急激な少子・高齢化の進展にともなう子育て、医療・介護など社会保障制度の整備、また人口減少下における地域活性化対策、脱炭素化をめざした環境対策、度重なる自然災害に対する防災・減災や災害復旧の取り組み、あるいは行政のデジタル化推進など、極めて多岐にわたる役割が求められつつあります。

〔「朗読省略」の声あり〕

○6番（菊地 洋） 朗読省略の声がありましたので、まとめさせていただきます。

記。

1、社会保障の維持・確保、人への投資も含めた地域活性化、デジタル化、脱炭素化、防災・減災、物価高騰対策、地方公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それらを支える人件費を重視し、十分な地方一般財源総額の確保をはかること。

2、とりわけ、今後一層求められる子育て対策、また地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、急増する社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫することから、地方単独事業分も含め、十分な社会保障経費の拡充をはかること。特に、これらの分野を支える人材確保にむけた自治体の取り組みを十分に支える財政措置を講じること。

3、地方交付税の法定率を引き上げるなどし、臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地域間の財源偏在性の是正にむけては、所得税や偏在性がより小さい消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。

4、引き続きの新型コロナウイルス感染症対策として、5類移行後におけるワクチン接種体制や保健所も含めた医療提供体制について、自治体での混乱が生じることのないよう、十分な財源措置やより速やかな情報提供などを行うこと。

5、「まち・ひと・しごと創生事業費」の1兆円については、新たに「地方創生推進費」として2023年度も確保されているが、持続可能な地域社会の維持・発展にむけて、より恒久的な財源とすること。

6、会計年度任用職員制度の運用については、2024年度から可能となる勤勉手当の支給も含め、今後も当該職員の処遇改善や雇用確保が求められることから、引き続き所要額の調査を行うなどし、その財政需要を十分に満たすこと。

7、特別交付税の配分にあたり、諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対して、その取り扱いを理由とした特別交付税の減額措置を行わないこと。

8、デジタル化における自治体業務システムの標準化については、引き続き「地域デジタル社会推進費」に相当する財源を確保するなど、十分な財源を保障すること。とくに戸籍等への記載事項における「氏名の振り仮名」の追加については、自治体において相当な業務負荷が予想されることから、現場における意見を十分に勘案しながら、必要な経費を国の責任において確保すること。

9、森林環境譲与税については、より林業需要を見込める自治体の譲与額を増大させるよう、人口による配分を3割とする現行の譲与基準を見直すこと。

10、人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和5年6月14日。

鏡石町議会。

衆議院議長様。

参議院議長様。

内閣総理大臣様。

財務大臣様。

総務大臣様。

厚生労働大臣様。

国土交通大臣様。

デジタル大臣様。

農林水産大臣様。

内閣府特命担当大臣（少子化対策 男女共同参画）様。

以上でございます。

続きまして、意見書案第22号について、ご説明を申し上げます。

国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書（案）。

東日本大震災から12年が経過した。東日本大震災で被災をし、経済的理由により就学等が困難な子どもを対象に「被災児童生徒就学支援等事業」が全額国庫負担の単年度の交付金事

業として行われている。令和5年度も東日本大震災復興特別会計による被災児童生徒就学支援等事業として計上され、8億円が予算化されている。

〔「朗読省略」の声あり〕

○6番（菊地 洋） まとめさせていただきます。

記。

1、東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学・修学を保障するため、令和6年度においても、全額国庫で支援する「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、十分な就学支援に必要な予算確保を行うこと。

令和5年6月14日。

鏡石町議会。

復興大臣様。

文部科学大臣様。

総務大臣様。

財務大臣様。

以上でございます。

○議長（古川文雄） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより意見書案2件の一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 質疑なしと認めます。

これをもって一括質疑を終了いたします。

これより討論、採決を行います。

初めに、意見書案第21号 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより意見書案第21号 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第22号 国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書（案）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより意見書案第22号 国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書（案）についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎会議時間の延長

○議長（古川文雄） ここでお諮りいたします。

本日の会議時間を議事の都合によりあらかじめ延長したいと思います。

会議時間を延長することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

したがって、本日の会議時間を延長することに決しました。

ただいま発議が提出されましたので、暫時休議いたします。

休議 午前11時48分

開議 午前11時55分

○議長（古川文雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### ◎日程の追加

○議長（古川文雄） ただいま委員会発議及び議員発議の2件が提出されました。

お諮りいたします。

2件を日程に追加し、発委第2号を日程第13として、発議第18号を日程第14として議題

とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

したがいまして、2件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

---

◎発委第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄） 日程第13、発委第2号 阿武隈川流域の治水対策を国及び県に求める意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

鏡石町成田地区遊水地整備事業調査特別委員長、3番、吉田孝司議員。

〔鏡石町成田地区遊水地整備事業調査特別委員長 吉田孝司 登壇〕

○3番（鏡石町成田地区遊水地整備事業調査特別委員長 吉田孝司） ただいま上程されました発委第2号 阿武隈川流域の治水対策を国及び県に求める意見書の提出について、提案理由のご説明をいたします。

発委第2号。

令和5年6月14日。

鏡石町議会議長、古川文雄様。

提出者、鏡石町成田地区遊水地整備事業調査特別委員会委員長、吉田孝司。

阿武隈川流域の治水対策を国及び県に求める意見書の提出について、別紙の意見書案のとおり、鏡石町議会会議規則第13条の規定により提出するものでございます。

提案理由につきましてご説明いたします。

令和元年東日本台風による記録的な出水を受けて、阿武隈川上流に位置する当町においては、本川の阿武隈川で堤防決壊2か所、支川の鈴川で堤防決壊2か所、さらに、当町の本川区間の堤防において、越水・溢水により、約153ヘクタール、199戸の建物に床上・床下浸水が発生し、19棟の農業用ビニールハウスが崩壊しました。

〔「朗読省略」の声あり〕

○3番（鏡石町成田地区遊水地整備事業調査特別委員長 吉田孝司） つきましては、地区住民の生活再建及び精神的な不安解消に向けて、下記のとおり国及び県に対して強く要望するため、地方自治法第99条の規定により、この意見書を提出するものであります。

記。

- 1、遊水地事業区域内の住民の高台移転のための支援。
- 2、移転に伴い生じる各種法令・規制の見直しや手続きの簡素化。
- 3、阿武隈川本川及び県管理支川の鈴川も含めた治水対策（特に、阿武隈川本川の河道掘



削及び堤防強化)。

4、二度と水害(洪水被害・浸水被害)のないまちづくり・地域づくりを行うための支援。

5、遊水地事業関連施設の整備。

6、遊水地整備後の土地の有効利用のための支援でございます。

意見書案の案文につきましては、裏のページに書いてございます。前段部分は先ほどと同じ、そしてまた要望事項も1から6まで同じでございます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和5年6月14日。

内閣総理大臣様。

国土交通大臣様。

衆議院議長様。

参議院議長様。

福島県知事様。

福島県議会議長様。

福島県岩瀬郡鏡石町議会。

説明を以上とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長(古川文雄) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(古川文雄) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(古川文雄) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより発委第2号 阿武隈川流域の治水対策を国及び県に求める意見書の提出についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長(古川文雄) 挙手全員であります。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎発議第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄） 日程第14、発議第18号 鏡石町議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） ただいま上程されました発議第18号 鏡石町議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由及び改正理由をご説明申し上げます。

お手元の資料をご覧ください。

発議第18号。

令和5年6月14日。

鏡石町議会議長、古川文雄様。

提出者、鏡石町議会議員、吉田孝司。

鏡石町議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の議案を別紙のとおり鏡石町議会会議規則第13条の規定により提出をいたします。なお、鏡石町議会基本条例第24条第5項の規定に基づき、改正理由を下記のとおり付して提出をいたします。

提案理由（改正理由）でございます。

我が町においても、全国の各地方議会と同じように、近年は議員の成り手不足の傾向が見られており、今年8月に施行予定の鏡石町議会議員一般選挙においても、無投票ないしは定員割れの可能性が示唆されております。

我が町では、平成22年12月20日に議員定数が14名から12名に減員されて以来、議員定数はそのまま維持されてまいりました。

確かに、議員定数が少なくなれば、意見や考え方における多様性の減少につながり、ややもすると、多くの町民の意見が反映されない可能性もないわけではありません。

しかし、少子高齢・人口減少社会という時代の趨勢や、先述の全国の地方議会における議員定数削減の方向性にととって考えれば、今や、我が町でも改選を目前に、その時期に議員たるものの「身を切る改革」として、議員定数の削減を行うべきであり、条例改正を行うものであります。

裏のページをご覧ください。

鏡石町議会議員定数条例の一部を改正する条例であります。

鏡石町議会議員定数条例（平成14年12月11日議会条例第1号）を次のように改めるものであります。

第1項中「12人」を「10人」とする。

附則。

この条例は、公布の日から施行し、同日以降初めてその期日を告示される一般選挙から適用するものでございます。

以上、提案させていただきました。慎重審議賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長（古川文雄） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

10番、今泉文克議員。

〔10番 今泉文克 登壇〕

○10番（今泉文克） 10番、今泉でございます。

ただいまは発議第18号として、鏡石町議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定ということで提案があったところでございます。

これは現在の12名から10名に削減するというふうな案でございますが、私はこの条例の削減案につきましては、なぜ削減するのか、それがなぜ2名削減なのか。12名では鏡石町議会の議員が多過ぎるという理由について、分かりませんのでお尋ねいたします。

○議長（古川文雄） 質疑に対する答弁を求めます。

3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） ただいま今泉議員からご質疑のありました点につきまして、お答えを申し上げます。

今回の議員定数削減の理由であります。先ほど申し述べましたとおり、提案理由、改正理由に書いてあるのが私の考えであります。といいますのも、これまで、ここに書きましたように全国の各地方議会でも、実際にそれぞれの市町村議会において何名が適正な議員定数なのかという議論はされてきたというふうに考えられております。しかし、それぞれの自治体においては、様々な観点から、人口、あるいはその経済状況、様々な観点から人口に対して何名とか、そういうふうな適切な指標というのはないというのが現実であります。

そこで私が考えましたのは、やはり2点ありまして、最近の鏡石町の実情、そしてまた今年8月の選挙でどのような状況になるのかなということも、1つがここに書いてあるとおりでありますし、また平成22年12月20日から、実際、我が町は12名という形でやってきたと。それから13年がたっているわけでありまして、この間に大なり小なり議論されてきたという

ふうに思っておりますけれども、しかし私も昨年来、例えば議会改革特別委員会を立ち上げてこういった問題を改正してはどうかということもやって、考えてまいったんですが、皆様方からのご賛同をいただくことなく今日に至っていると。

そういう中で、議員定数を維持したほうがいい、あるいは場合によっては、もしかしたら増やしたほうがいい、そういうお考えもあると思うんですが、しかしながら議員定数を削減したほうがいいんじゃないかというふうな意見もこの議員の中にもおられたと。そして、また町民の中にも今、申し上げましたとおり様々な意見があるというのは存じております。

いずれにしても、様々な意見がある中で、何ををもってして議員定数を削減すべきかということは、これは我が町議会ばかりではなくて、全国の市町村議会でもそれを確定づける、そういう根拠というのは実際のところないというのが現状であります。

そういう中で、今申し上げましたとおり、全国の各自治体の動向、そしてまた何を隠そうこの少子高齢・人口減少社会という中で、我が町も実際には間もなく1万2,100を切ろうとしていると。そういう中で、やはり我が町も議員定数削減をすべきではないのかなと。これは今回の選挙、次期選挙が無投票、定員割れということの可能性も、そういったことありきではなくて、やはりこれからの鏡石町の人口減というものを勘案したならば、やはりそういうふうなことをやっていかなければならないということは、私は思っております。

もちろん、時期尚早であるとか、この時期にふさわしくないというふうな考えの方もいらっしゃると思うんですが、私個人の提案としては、この時期に行い、その下で新たに選挙を行うのがよろしいんじゃないのかなということで、皆さん方に意見を問うものであります。

以上、私からの説明とさせていただきます。

○議長（古川文雄） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対の発言を許します。

11番、円谷寛議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） ただいまの吉田議員の提案に反対の討論をさせていただきます。

議員定数というのは、議会のありようの根幹に関わる問題です。いきなり定例会の閉会の直前に出して採決をするような、そういう軽いものではないと思うんですね。もう少し時間をかけて、ゆっくり、いろんな意見があると思います、それは。議論すべきではないかと思

うんですね。

周辺の自治体と比べても、天栄村は10名ですけれども、人口は五千数百ですね。そうしますと、500人に1人の議員がいるわけです。鏡石町は1万二千数百ですから、1人当たりの議員で1,000人の人口を持っているわけですね。

先日、新聞の記事にも載っておりました浅川町議会は、2名ほど削減して10名にしたようですけれども、これも人口は天栄村の数字と似たようなものですから、議員1人当たりの町民の人口は500人しかいないと思うんですね。その倍を持っている我が町が、拙速にここでにわかに、いきなり選挙を前にして定数減を図るとするのは、かなりこれは暴挙に等しいことだと。

もう少し、こういう大事な問題は事前から、例えば浅川町は1年も前から委員会で議論してきたんですね。それでも最終的に採決をしたらば、議長を除くと7対4で採択されました。でも1年間議論をしてきたんですね。その結果でありますから、やむを得ないと思うんですけれども、できれば満場一致で採択できるような中身でないと、この問題はやっぱり禍根を残すんじゃないかと思うんですね。

やっぱり議会というのは各界各層、私はいつも言っているように、障がい者、あるいは女性や若い者、あるいはお年寄りも含めて、いろんな各界階層から出ていろんな議論を論ずるべきであって、いきなりここで減らして、どこにしわ寄せが行くか分かりませんが、特に女性の議員などは、鏡石町は今回の補欠選挙で去年当選した込山さんが、町になって60年たって初めて女性の議員が出たというような状況でございますから、ここで減らしてしまうとますますそういう多様性が失われてしまうんじゃないかということで、私はこの提案に強く反対をいたします。

○議長（古川文雄） 次に、原案に賛成の発言を許します。

2番、込山靖子議員。

〔2番 込山靖子 登壇〕

○2番（込山靖子） 賛成の討論をさせていただきます。

先輩方のおっしゃる、先ほど円谷議員の話ももともとだと思いますし、確かに今、早急に採決をするということではないかもしれませんが、しかし今回の選挙で定員割れの可能性、そうするとどんな人が立候補してもいいわけなんですよ。

そうすると、失礼ですけれども、議員報酬狙いの的な人、どうしても、そういう方、いろんな方が出る可能性があるわけです。本当に鏡石のためにとか、使命感を持って、今までの議員の方もそうだったと思いますが、しかし中にはそういう何かよくない意味でなる、惰性でなるという感じの人もあると思うんですよ。

だから、本当だったら量より質という感じで、本当に鏡石のことを考えたり、社会情勢で

本当にそういう女性とか若い人、今までなかったことがない人に門戸を開くべきだと私は思っています。だからといって、人数が多ければいいという話でもないしという意味で、私は選挙の前にこの議案を出すというのは意義があるということで賛成します。

○議長（古川文雄） ほかに討論はありませんか。

〔「反対か賛成か」の声あり〕

○議長（古川文雄） 反対です。

10番、今泉文克議員。

〔10番 今泉文克 登壇〕

○10番（今泉文克） 10番、今泉でございます。

本案に対して反対の討論をさせていただきます。

先ほど円谷議員から、浅川町の定数の話が出たところでございますが、県内の市町村の中でランクが幾つかに分かれております。鏡石町はCランクで、町民が1万から1万5,000人の方が住む町のランクに入っております。この各市町村のランクを見ますと、大体が12名以上で、富岡町だけが10名です。富岡町は今、ご存じのように原発で完全に出ちゃっていますから、全然人口が計算されません。

残りのCランクの市町村は12名というのが4つありまして、ここの中に鏡石町が入っております。多いところは16名、南会津町が1万4,000人で16名おります。鏡石町は1万2,200くらいの人口でございますから、Cランクとしてはちょっと中間的でございますが、14名、16名、15名というふうなCランクの議員定数を見れば、必ずしも私は多くないというふうに思います。

そして、1人当たり議員の町民負託が1,000名ですから、これを削減すると1,200名になっちゃいます。今でさえも町民の声が伝わらない町議会でございますから、これをもっと負託されたら大変なことになりますから、定数削減は反対するものでございます。

鏡石町の議会は、12年前から非常に問題のある議会が続いております。議会らしからぬ議会が12年前から8年間は特に続きました。これは恥ずかしいことであります。

しかし今回、古川議長が県の議会議長に就任されたんですから、模範的な町づくりにしなくちゃならないというふうな背景を持っています。そういうときに削減したらば、町民の声の伝わりが悪くなりますから、古川議長の恥ずかしくない鏡石町議会にすることは、残された我々、あるいは新たな方々の責務でございますので、そのためには町民の声が完全に伝わる、立派な鏡石町議会だというふうな声ができるような議会にしなくちゃならないんです。これを減らしたらば、その声が伝わらないで議会議員本人の姿が忘れられてしまいます。

3番議員の意見もあるかと思うんですが、我が町が置かれている環境をしっかりと振り返ると、定数削減なんというのはとんでもない話でありまして、鏡石町の町民の声を伝えて、

執行にそれをやっていかなくちやならない。そして、すばらしい鏡石町を今後とも続けるためには、このように定数よりも少なく頑張っている議員、これをもっと減らしたらば、何にもならなくなっちゃいますから。

私たち議員に負託された責務は大変なことですから、それを一人一人が身に感じて執行に伝え、すばらしいこの鏡石町をつくるための議員としては、私は12名でも少ないくらいであるというふうに思います。あえてそれを削減することは、この場で町民に対する意見の吸い上げを逃げることでありますから、この削減には絶対反対するものでございます。皆様のご理解をいただいておりますよう、よろしく申し上げます。

〔「議長、4番」の声あり〕

○議長（古川文雄） 賛成討論ですか。

次に、賛成の発言を許します。

ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） では、反対の発言を許します。

4番、角田真美議員。

〔4番 角田真美 登壇〕

○4番（角田真美） ただいま私のほうから、吉田議員の提出議案に対して反対の討論をさせていただきます。

ただいま今泉議員のほうからも反対のお話がありました。

実は私、この3年間、今年で4年目ですけれども、3年間、町村議員の成り手不足に関して研究をしてまいりました。おかげさまで、ここにいる皆様からもアンケートをいただきました。直接お会いした方々ともお話ししております。また、天栄村の村会議員の方々からも同じような資料をいただきました。その資料の内容をここでお話するわけにはいきませんが、データもできていますし、グラフも私はもうつくってあります。

ただ、ここで申し上げるのは先ほどの話とはちょっと違うんですけれども、吉田議員が言った人口減少、要するに町の広報を見ていただくと分かるんですけれども、この1か月で12名が増えております。増加しているんですよ。町として福島県で一番小さな町ですけれども、人口の増加率が一番大きな町です。大玉村は村で一番です。西郷もそうですね。そういった形で、人口が減少しているからということばかりでは説得ができないと思います。

成り手不足の要因というのは、私が言うまでもなくいろいろな要因があるんです。報酬もあります。あと年金とか、いろいろ待遇改善もあります。そういったことをいろいろ含めまして議論しなければ、この定数減を実施することはできないと思います。

先ほどから今泉さんも言われたように、我が町は福島県を代表する町なんですね。議長さ

んばかりじゃございません。我々は人口が増えている町の、唯一の町ですので、そういったことも考慮しながら、そして議員定数を少なくすればいいなんていうのはとんでもない話でありまして、これは民主主義、二元代表制の根本に係ることでもありますので、これは私たちは減らしてきたわけですから、これを死守しなければならないというのは当然な考えであります。

それで、町民の方は、私は町民に全員聞いたわけではありませんけれども、おおむねこの12人に関しては、私もアンケートを取っています。反対の方はほとんどございません。そのほかに関しては、いろいろ反対はしている方はいるんですけれども、そういったことで我々はこの12人の定員を10名に減らすというようなことを、吉田議員は多分、報酬のことも考えているんだろうと思います、町の予算に対して。ほんの数パーセントもいっていないんですよ、我々の報酬は、町の予算に対して。65億に対して、もう計算すればすぐ出ますけれども、そういったことも考慮しながらやっていかなければ。

今後の課題としては当然あるとは思いますが、今ここで出していいものかどうか。私は反対したいと思います。

以上です。

○議長（古川文雄） 次に、賛成の発言を許します。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） なしと認めます。

次に、反対の発言を許します。

7番、小林政次議員。

〔7番 小林政次 登壇〕

○7番（小林政次） 私も反対討論ということで、前に反対も何もしないで否決したという、かなりのあれがあったものですから、今回は反対討論を行います。

まず、言いたいのは、成田の遊水地の特別委員会、これ約1年かかっていますよね。その中で議論をして、やっと結論が出たわけです。それを、議会の定数を今日出して今日決めると、それ自体が非常におかしい。本当に検討がなされていないというのが私の考え方でございます。

それから、先ほど角田議員が言いましたように人口が増えていると。それは執行部と議会とで今、駅東の開発事業、それを成功させようとしてやっていますよね。だからそれらを考えると、人口は増やしていかなければなりません。執行と議会と、両輪の車ですか、そうやって。

そういう考えがありますので、定数を減らす、それから吉田議員の理由は大まかなんです



よね。先ほど今泉議員とかが話したように、ああいう細かなケースを出して議論しないと、本当の定数というのは出てこないと思うんですよ。だから刹那的には私は出していただきたくない、そのように思っていますので、今回の出されたものに対しては反対をいたします。

○議長（古川文雄） 次に、賛成の発言を許可します。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより発議第18号 鏡石町議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立少数〕

○議長（古川文雄） 起立少数であります。

したがいまして、本案は否決されました。

---

#### ◎閉議の宣告

○議長（古川文雄） 以上をもちまして、本定例会に付議されました案件は全部終了いたしました。

---

#### ◎町長挨拶

○議長（古川文雄） ここで招集者から閉会に当たり挨拶があります。

町長。

〔町長 木賊正男 登壇〕

○町長（木賊正男） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位には、去る8日から本日までの5日間にわたり、全22議案につきまして慎重にご審議をいただき、全議案を原案どおり承認、同意、議決賜りました。ここに厚く御礼を申し上げますとともに、衷心より感謝の意を表する次第であります。

議員の皆様におかれましては、本定例会が最終の定例会となりますが、今任期中には、当選直後の10月には令和元年東日本台風による成田地区の大規模浸水被害、翌年からは新型コロナウイルス感染症という全世界を震撼させる感染症への対策などに真摯に向き合い、ご助言、ご尽力賜りましたこと、改めて深く感謝申し上げますとともに、町民の安全、安心な町づくりと福祉の向上、町政進展のためにご尽力されましたことに対しまして、深く敬意を表す

る次第であります。

町議会議員一般選挙の日程も、さきの選挙管理委員会において8月27日執行と決定されましたので、立候補される議員各位にはご健闘いただきまして、当選の榮譽に浴されますようご祈念申し上げる次第であります。

暑さに向かいます折、議員各位にはご多忙とは存じますが、くれぐれもご自愛いただき、ますますご健勝にてご精励を賜りますようお願い申し上げ、閉会の挨拶といたします。

---

#### ◎議長挨拶

○議長（古川文雄）　ここで、任期最後となる定例会の最終日に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

任期中、議長として皆様方のご支援とご協力によりまして、大過なく責務を果たすことができました。心より御礼申し上げます。

鏡石町議会のますますの発展と議員各位のご活躍を心よりご祈念申し上げながら、最終に当たりましての挨拶に代えさせていただきます。

ありがとうございました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（古川文雄）　これにて第16回鏡石町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会　午後　零時 3 1 分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 古 川 文 雄

署 名 議 員 今 泉 文 克

署 名 議 員 円 谷 寛

署 名 議 員 畑 幸 一